

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準

(令和7年10月1日改正)

福岡県建築都市部開発・盛土指導課

目 次

§ 1	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準	1
1	法第4条に規定する開発行為の定義	1
2	開発行為許可申請の手続	6
3	設計者の資格	6
4	公共施設管理者の同意・協議	7
5	公共施設の用に供する土地の帰属	8
6	開発許可の基準	9
(1)	用途地域等への適合	10
(2)	道路、公園等の公共空地の確保等（法第33条第1項第2号）	10
ア	道路	10
イ	公園	18
ウ	消防の用に供する貯水施設	19
(3)	排水施設	19
ア	開発区域内の下水の排出	19
イ	開発区域外の排水施設等との接続	21
ウ	排水施設の構造等	22
(4)	給水施設	23
(5)	地区計画等	23
(6)	公共施設、公益的施設及び予定建築物等の用途の配分	24
(7)	擁壁の設置等	24
ア	擁壁等の構造基準	24
イ	切土	26
ウ	盛土	32
エ	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び 特定盛土等規制区域内における開発行為	33
(8)	災害危険区域等の除外	34
(9)	樹木の保存、表土の保全	34
ア	樹木の保存	34
イ	表土の保全	35
(10)	緩衝帯	39
(11)	輸送施設	41
(12)	申請者の資力・信用	41
(13)	工事施行者の能力	41
(14)	関係権利者の同意	41
(15)	敷地面積の最低限度	42

7 市街化調整区域における開発許可の基準（立地基準）	43
（1）主として当該開発区域の周辺の地域に居住している者の利用に供する 公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、 加工、修理等を営む店舗等（令第22条第6号に該当するものを除く。）	43
（2）当該市街化調整区域に存する鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要 な建築物又は第一種特定工作物	44
（3）温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする事業用の建築物 及び第一種特定工作物	44
（4）農林漁業用建築物（法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外 のもの）又は市街化調整区域内において生産される農林水産物の処理、貯 蔵、加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物	44
（5）農林業等活性化基盤施設	44
（6）中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する建築物 若しくは第一種特定工作物	45
（7）既存工場と密接な関連を有する事業用建築物又は第一種特定工作物	45
（8）火薬庫である建築物又は第一種特定工作物	45
（8-2）開発行為を行うのに適切でない区域に存する建築物等に代わるべき 建築物等	45
（9）道路管理施設、休憩所若しくは給油所等である建築物又は第一種特定 工作物及び火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類の製造所である 建築物	46
（10）地区計画又は集落地区計画に適合する建築物又は第一種特定工作物	50
（11）条例第4条第1項に基づく指定区域内における開発行為	50
（12）条例第6条第1項第1号に基づく指定区域内における開発行為	50
（13）条例第6条第1項第2号に基づく開発行為	51
ア 分家住宅（条例第6条第1項第2号イ）	51
イ 既存集落内の自己用住宅（条例第6条第1項第2号ロ）	52
ウ 収用対象事業の施行に伴う転居に係る自己用住宅 （条例第6条第1項第2号ハ）	52
エ 大規模既存集落内の分家住宅（条例第6条第1項第2号ニ）	53
オ 大規模既存集落内の自己用住宅（条例第6条第1項第2号ニ）	53
（14）既存の権利者の開発行為	53
（15）開発審査会の議を経て認められる開発行為	54
ア 収用対象事業の施行に伴い収用された宅地の代替地のための開発 行為（7の（13）のウを除く）	54
イ 社寺仏閣・納骨堂、その他の宗教活動上の施設	55
ウ 既存事業所等の社宅、寮等	56
エ 準公益的な施設	56
オ 指定区域内における大規模な流通業務施設	56
カ 地域振興のための施設	57
キ 大規模既存集落内の小規模工場等	58
ク 大規模既存集落内の公営住宅	58
ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理施設	58
コ 県紛争防止条例に定める産業廃棄物処理施設	58

サ	条例第 6 条第 1 項第 1 号の表ハ項に基づく指定区域内の農林漁業 生産物直売所（法第 34 条第 12 号に該当する場合を除く。）	59
シ	医療施設	59
ス	調剤薬局	60
セ	社会福祉施設	60
ソ	介護老人保健施設（社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第二種社 会福祉事業の用に供せられるものを除く。）	61
タ	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する 有料老人ホーム（同項により有料老人ホームに該当することとなる サービス付き高齢者向け住宅を含む）	61
チ	学校	62
ツ	優良田園住宅	62
テ	その他	62
§ 2	開発行為の変更許可申請に係る審査基準	63
§ 3	開発行為に関する工事の検査済証交付に係る審査基準	64
§ 4	開発行為に関する工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請 に係る審査基準	66
§ 5	建築物の特例許可申請に係る審査基準	67
§ 6	予定建築物等以外の建築等許可申請に係る審査基準	68
§ 7	開発許可を受けて行われた市街化調整区域における大規模開発の 法第 29 条、第 35 条の 2 及び第 42 条の規定に基づく許可等の基準	72
1	土地の区画形質の変更	72
2	予定建築物の用途変更	72
§ 8	市街化調整区域における建築行為等許可申請に係る審査基準	74
§ 9	地位承継承認申請に係る審査基準	80

別表 1	提出図書の一覧表	81
別表 2	設計者の資格について	86
別表 3	申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類	87
別表 4	法第 34 条に関する申請に必要な図書.....	89
別表 5	設計製図凡例	92
別表 6	設計図の作成要領	94
別表 7	都市計画法に基づく開発許可事務等標準処理期間	98
別表 8	申請等手数料（平成 9 年 4 月 1 日改正）	99
別表 9	開発行為許可標識の表示.....	101
別表 10	市街化調整区域における社会福祉施設の立地について	102
別表 11	公共施設の管理協定書の参考例	103
様式集		111

凡例

法令等の略語については、次のとおりとする。

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）.....「法」
- ・都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）.....「令」
- ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）.....「規則」
- ・福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
（平成 16 年福岡県条例第 21 号）.....「条例」
- ・福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
（平成 16 年福岡県規則第 21 号）.....「条例施行規則」
- ・福岡県都市計画法施行細則
（昭和 46 年福岡県規則第 10 号）.....「県規則」

§ 1 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準

1 法第4条に規定する開発行為の定義

(1)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、土地の利用目的、物理的形状等からみて一体と認められる土地の区域について、資材置場、無蓋駐車場、家庭菜園場、観光農園場等その主たる利用目的が建築物又は特定工作物に係るものでないと認められる土地(以下「資材置場等敷地」という。以下同じ。)の区画形質の変更は、開発行為に該当しない。

また、資材置場等敷地に、作業員休憩所、監視所、駐車料金所、作業用具物置(資材保管庫は除く。)、便所等当該敷地の利用を行うために必要な最小限の管理施設(延床面積が資材置場等敷地面積の10分の1以下かつ10㎡以内のものに限る。)が建築される場合も、その主たる土地利用目的が建築物に係るものではないと認められるため、当該土地の区画形質の変更は、開発行為に該当しない。

(2)「土地の区画形質の変更」とは、次に定める「区画」、「形」又は「質」の変更をいい、単なる分合筆のみを目的としたいわゆる権利区画の変更は含まれない。

ア 区画の変更

開発区域内における道路、里道、水路等の公共施設の新設又は廃止を伴う既存建築物の敷地の増減、統合・分割等建築物の敷地区画の変更をいう。

イ 形の変更

盛土又は切土の面積(当該盛土又は切土の前後における地盤の高さの差が50cm以上となる部分の面積の合計)が1,000㎡*以上となる造成行為をいう。)等による土地の形状の変更をいう。

※ 開発許可を要する「形の変更」の対象規模は、都市計画法上の区分により下記のとおり。

都市計画法上の区分			開発許可を要する形の変更の対象規模
都市計画 区 域	線引都市 計画区域	市街化区域	1,000㎡以上
		市街化調整区域	
	非線引都市計画区域		3,000㎡以上
準都市計画区域			1 h a （＝10,000㎡）以上
都市計画区域・準都市計画区域外			

ウ 質の変更

農地等宅地以外の土地の宅地への変更をいう。

※ 「宅地」の例

次のような土地で、現在、農地や山林として利用されていないもの。

- ① 土地登記簿の地目が「宅地」である土地で、過去に建物が建築されていた土地
- ② 固定資産課税台帳の現況地目が「宅地」である土地
- ③ 建築基準法に基づく建築確認を受けて適法に建築された建築物の敷地として利用されている土地又は利用されていた土地

- ④ 建築物の敷地として開発許可を受け、工事の完了公告がなされた土地
- ⑤ 法第 29 条第 1 項第 4 号から第 9 号までの規定に該当する開発行為の区域内で建築物の敷地として開発行為が終了した土地
- ⑥ 旧住宅地造成事業に関する法律によって認可を受け、工事の完了公告がなされた土地
- ⑦ 土地区画整理法に基づく認可を受け、換地処分公告がなされた土地

(3) 建築物の建築又は特定工作物の建設自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為は、建築物の建築行為又は特定工作物の建設行為とみられるので開発行為に該当しない。したがって、すでに建築物又は特定工作物の敷地となっていた土地又はこれと同様な状態にあると認められる土地においては、建築物又は特定工作物の敷地としての土地の区画を変更する場合を除き、原則として開発行為に該当しない。

(4) 切土、盛土等の造成工事を伴わず、かつ、従来の敷地の境界の変更について、既存の建築物の除却や、へい、かき、さく等の除却、設置が行われるにとどまるもので公共施設の整備の必要がないと認められる単なる形式的な区画の分割又は統合によって建築物等を建築する行為は、建築行為と不可分一体のものであり、開発行為に該当しない。

(5) 「菜園分譲」、「現況有姿分譲」等と称して区画形質の変更を行うものについては、区画割、区画街路、擁壁の設置状況、販売価格、利便施設の整備状況等を総合的にみて、建築目的と客観的に判断しうるものであれば、たとえ宣伝文書中に「建築不可」の文言があったとしても開発行為に該当する。

(6) 隣近接して行われる複数の土地の区画形質の変更については、土地の利用目的、物理的形状等からみて、お互いに補完的で全体が一体と認められる形態は、「一体の開発行為」とする。

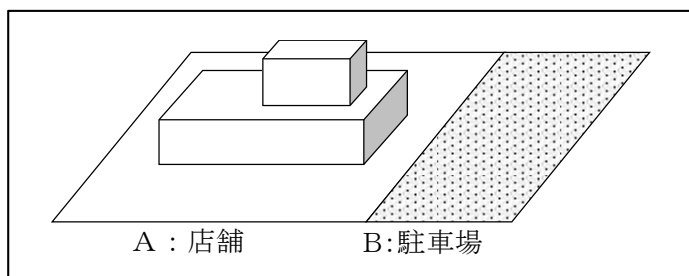
「土地の利用目的、物理的形状等からみて、お互いに補完的で全体が一体と認められる形態」とは、店舗と駐車場、工場と製品倉庫のように密接に関係し一体的に利用されるもの、ショッピングモールのように複数棟の集客施設※が駐車場等の施設を共用することにより一体的に利用されるもの、開発行為によって設置される公共施設（道路・公園等・防火水槽・水路（調整池を含む））を連続させ、又は共用するもの、複数の土地の区画形質の変更であるが同種の事業が行われるもの（宅地分譲、賃貸住宅等の事業で事業者、土地所有者、工事施行者又は設計者等の同一性が確認されるもの）等をいう。

※ 集客施設とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

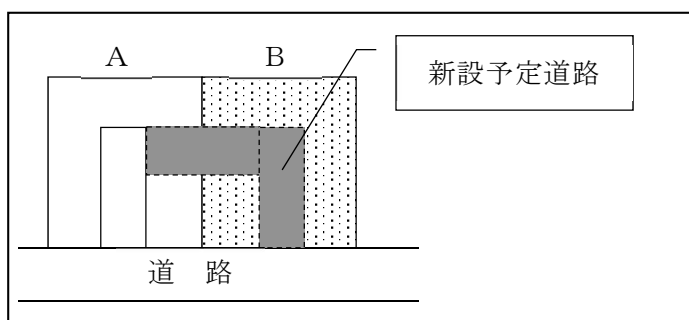
【一体の開発行為の具体例】

以下のような事例では、AとBは一体の開発行為とみる。

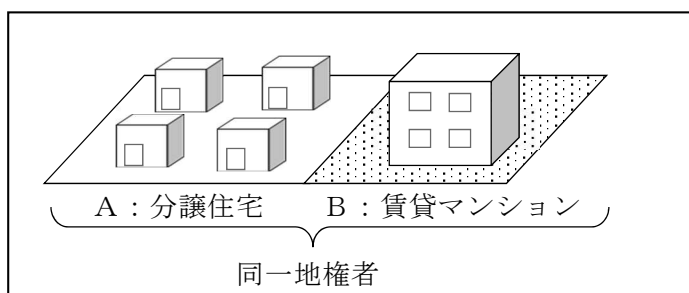
① 土地利用形態の一体性



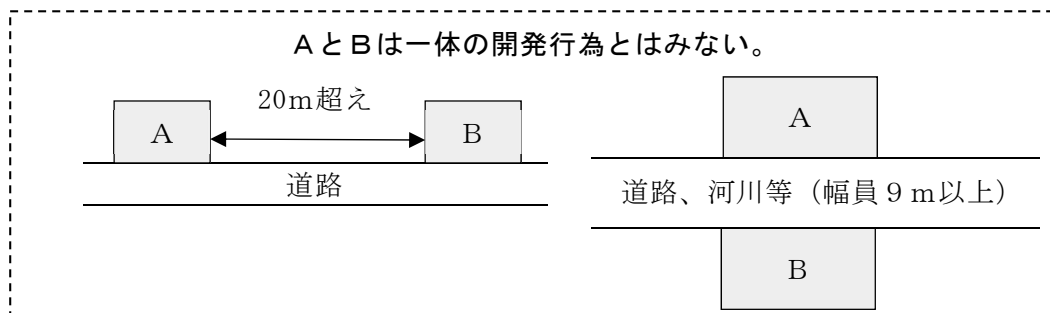
② 公共施設の共用



③ 同種の事業で土地所有者等の同一性が確認されるもの



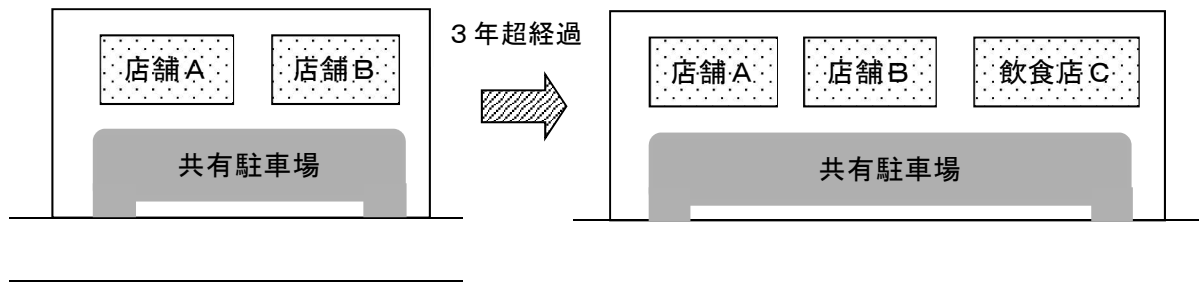
ただし、土地の区画形質の変更のうち、開発行為が行われる敷地間の距離が全て20mを超えている場合又は幅員9m以上の道路若しくは河川（開発行為により新設されるものは除く。）で隔てられている場合（専用の連絡橋等により来場者が回遊可能な場合など利用形態等からみて一体性がある場合を除く。）は、一体の開発行為に該当しないものとする。



(7)「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいうが、一体の開発行為に該当するものについては、全体を一つの開発区域とする。

ただし、一体の開発行為に該当するもののうち、開発行為の時期にずれがあり、後に行われる開発行為の着手が前の開発行為の完了公告日（前の開発行為完了が許可不要開発行為の場合は、宅地若しくは建物の登記の日又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道の位置の指定を受けた日）から 3 年を超えて行われる場合は、後に行われる開発行為の区域を開発区域とする。

ただし、ショッピングモールのように複数棟の集客施設が駐車場等の施設を共用することにより一体的に利用される場合はこの限りではない。



※ 飲食店C建設のための敷地拡張に係る開発行為は、前の開発行為から3年経過していても、共有駐車場を含むA+B+Cの敷地全体を一つの開発区域とみる。したがって、例えば市街化区域において飲食店Cが拡張する敷地の面積が1000㎡未満であり、店舗A、Bに区画形質の変更はない場合であっても、共有駐車場を含むA+B+Cの敷地全体の面積が1000㎡以上であれば、開発許可が必要となる。なお、敷地拡張の場合の審査手数料については、県開発・盛土指導課に相談のこと。

(8) 開発区域には、原則として開発行為のための造成が行われる区域が全て含まれる。

ただし、開発行為のための造成が行われる区域であっても、アのいずれかに該当するものについては、造成協力地としてイの取扱いをすることができる。

なお、開発区域の隣接地の所有者の協力を得て、当該隣接地に擁壁等の構造物を設置する場合は、当該構造物（設置する際に必要となる水平部分を含む）及び一体のがけとみなされる範囲並びに当該構造物の安全に必要な範囲までを開発区域とする。

ア 造成協力地とできる区域

(ア) 既設排水施設に接続させる場合における開発区域外の水路等(新設排水管を含む。)の工事に関する土地の区域

(イ) 開発許可申請区域に接する土地であって、開発許可申請区域と併せて造成工事を行うことで、擁壁や法面が不要となるなど、安全かつ合理的な工事を施工することが可能となる必要最小限の土地の区域

※ 当該土地の所有者は、開発許可申請者以外の者であり、かつ、開発許可申請区域内に土地を有しない者であること（区域内土地所有者の場合、原則、開発区域に含めるものとする。）。

イ 造成協力地の取扱い

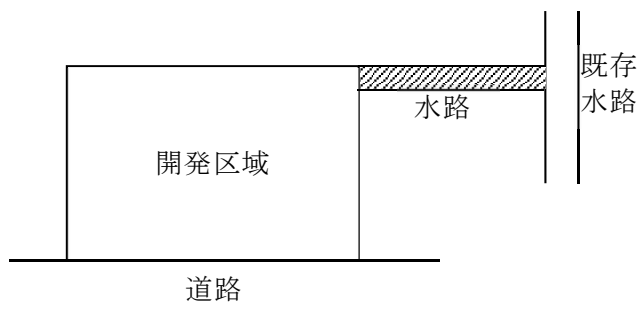
(ア) 造成協力地は開発区域と一体のものとして審査を行う。許可申請書には開発許可申請区域面積とともに当該区域面積と造成協力地の面積を併記する。また、造成協力地の面積は、1 (2) イの「形の変更」の対象規模には含めないものとする。

(イ) 法第 33 条第 1 項に規定する開発許可の基準のうち、同項第 7 号（災害の防止）及び第 14 号（関係権利者の同意）以外の各規定については、適用しない。

(ウ) 法第 36 条第 2 項の規定による検査の対象となるが、同条第 3 項の規定による完了公告の対象からは除外される。

【造成協力地の例】

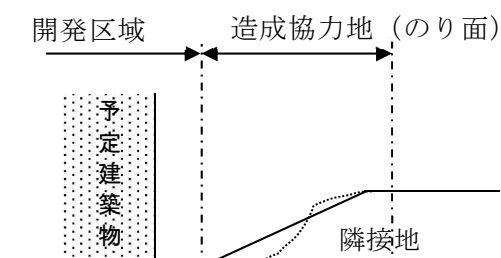
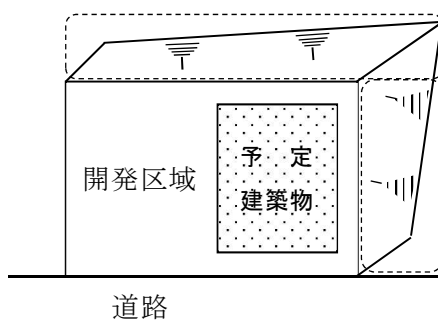
○造成協力地（水路等（新設排水管を含む。））



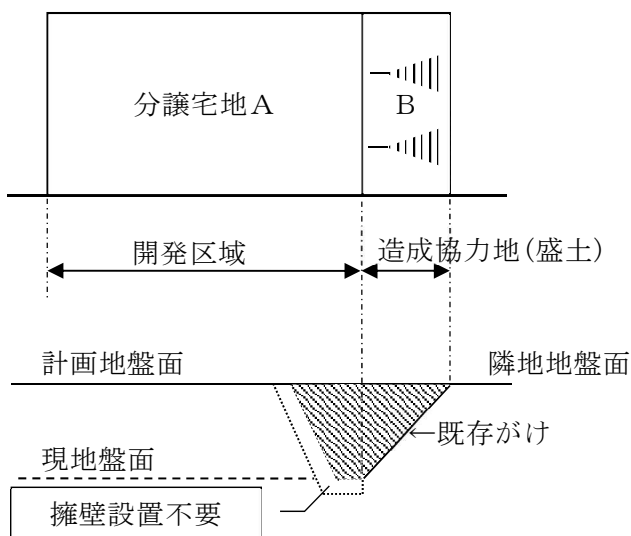
ただし、道路位置指定等で開発許可の申請が必要かを判断する場合、区域面積に新設水路部分を含める。

例：開発区域 950 m²
 新設水路 60 m²
 市街化区域 1,010 m²
 許可が必要

○造成協力地（のり面）



○造成協力地（盛土）



(9) 太陽光発電設備及びその付属施設が建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しない場合は、法第 29 条の規定による開発許可は不要である。

なお、太陽光発電設備が建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しない場合に

において、その付属施設が同号に規定する建築物に該当するときであっても、その規模、用途、配置や発電設備との不可分性等から主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと判断されるときは、開発許可は不要とする。ただし、市街化調整区域にあっては、当該付属施設について法第 43 条第 1 項の規定による建築許可を要する。

また、太陽光発電設備及びその付属施設の設置について、法第 29 条の開発許可が不要であっても、市町村の開発指導要綱等に基づく手続が必要となる場合があるので、留意すること。

2 開発行為許可申請の手続

根拠法令等：法第30条、規則第15条、第16条、第17条、県規則第 3 条、第15条及び第15条の 2

提出図書の一覧表（別表 1）のとおり開発行為許可申請書を提出すること。

なお、開発行為許可申請書中「開発行為の概要」の「3 予定建築物等の用途」欄は、次の要領で記入することとし、用途については統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる小分類のうち、該当するものを記入すること。

- （1）戸建住宅（専用住宅、分家住宅、既存集落内の自己用住宅、収用移転住宅等の別を明示）
- （2）長屋住宅
- （3）共同住宅
- （4）併用住宅（住宅以外に使用する部分の用途を明示）
- （5）店舗（用途を明示）
- （6）事務所（用途を明示）
- （7）工場（用途を明示）
- （8）倉庫（用途を明示）

※ （1）～（8）に該当しないものは用途を詳細に記入すること。

3 設計者の資格

根拠法令等：法第31条、規則第18条及び第19条

- （1）規則第19条第 1 号のイからニまでにおいて「正規の土木、建築、都市計画に関する課程を修めて卒業した」者とは、大学等の工学部の土木工学科、建築工学科、都市工学科、農業土木学科等の学科を卒業した者を指す。また、「造園に関する課程を修めて卒業した」者とは、大学等の農学部造園学科、園芸学科等の学科にあって、土木、都市計画に関する専門の科目を修得して卒業した者を指す。
- （2）規則第19条第 1 号のイからトまでにおいて「宅地開発に関する技術の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理をいうものであって、単なる図面のトレース、土木機械の運転は、この中に含まれない。
- （3）規則第19条第 2 号の「その他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めたも

の」については現在特段の定めはない。

※ 別表 2 参照。

4 公共施設管理者の同意・協議

根拠法令：法第32条、令第23条

(1) 公共施設（法第4条第14項、令第1条の2）

ア 公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路（調整池を含む。）及び消防の用に供する貯水施設をいう。

イ 防火水槽は、公共施設として取り扱う。

ただし、消火対象建物が開発区域の単独敷地内にある自己用の防火水槽は、公共施設として取り扱わない。

ウ 恒久的な調整池については、公共施設である水路に準ずるものとして公共施設とするが、暫定的なものについては、公共施設としない。

(2) 同意

ア 公共施設管理者の同意は、「開発行為に関係がある公共施設」について行われれば足りるので、開発行為に関する工事によって既存の公共施設に物理的改変が加えられる場合に必要となる。

すなわち、開発区域にある既存の公共施設のほか、開発区域外にあつて開発区域に接続することとなる道路や、開発行為の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設の管理者の同意書が必要となる。

イ 農業用の水路の管理者の同意を得なければならない場合において、当該水路と一体として影響を受けることとなると認められる揚水機場又はため池で当該水路の管理者と異なる者が管理するときは、これとあわせて当該揚水機場又はため池の管理者の同意も必要となる。

ただし、河川、農業用水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等の公共施設管理者でない者とは、必要がある場合においては開発許可手続とは別に十分協議、調整を行うこと。

(3) 協議

ア 「設置される公共施設を管理することとなる者」は、法第39条のとおり、原則として、その公共施設の存する市町村である。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき又は法第32条の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者となる。

「別段の定めをしたとき」とは、市町村との協議の結果、開発許可を受けた者が自ら管理する場合等が考えられる。

イ 協議しなければならない内容としては、法第32条第1項の協議については開発行為に係る公共施設の変更等、同条第2項の協議については設置される公共施設の設計、管理、土地の帰属等である。

なお、新たに設置される市町村（事務組合等を含む。）に帰属する水道施設については、法第32条第2項の協議の対象となる公共施設には含まれないが、同項の協議の内容に含めて協議を行うことが望ましい。

5 公共施設の用に供する土地の帰属

根拠法令等：法第39条及び第40条

公共施設用地は原則当該市町村への帰属とする。

ただし、帰属できない場合は、法第32条第2項の協議において、公共施設用地の範囲及びその用途の変更が出来ない旨を確認し、その協議内容を明記した協定書を当該市町村と締結すること。なお、協定書は、施設がより適切に管理されるようその管理方法、市町村による施設への立入権限、事業者への指導権限等が明示されたものとする（協定書の参考例については別表11参照）。

また、やむを得ず公共施設用地の所有権等を第三者に移行する際は、当該市町村にその旨を通知すると共に、当該第三者に対しても同様の内容で新たに当該市町村と協定書を引き継ぐか、別途その代替地を確保すること。

6 開発許可の基準

開発行為に関する許可基準は、法第33条に規定する技術基準及び法第34条に規定する市街化調整区域における立地基準から構成されている。

開発の目的に応じて適用基準が定められており、次の表のとおりである。

〔技術基準の適用区分表〕

都 計 法 第 33 条 第 1 項 各 号	技術基準	開発目的(予定建築物の用途)					
		自 己 用				非自己用	
		住宅	業務用 建築物	第一種特 定工作物	第二種特 定工作物	建築物	第一種・第二 種特定工作物
第 1 号	用途地域等への適合	○	○	○	○	○	
第 2 号	道路、公園等の公共空地 の確保等	×※	○	○	○	○	
第 3 号	排水施設	○	○	○	○	○	
第 4 号	給水施設	×	○	○	○	○	
第 5 号	地区計画等	○	○	○	○	○	
第 6 号	公共施設、公益的施設等	開発行為の目的に照らし判断する。					
第 7 号	擁壁の設置等	○	○	○	○	○	
第 8 号	災害危険区域等の除外	×	○	○	○	○	
第 9 号	樹木の保存、表土の保全	△	△	△	△	△	
第 10 号	緩衝帯の設置	△	△	△	△	△	
第 11 号	輸送施設(40ha 以上)	○	○	○	○	○	
第 12 号	申請者の資力信用	×	△	△	△	○	
第 13 号	工事施行者の能力	×	△	△	△	○	
第 14 号	関係権利者の同意	○	○	○	○	○	

○印は、適用があるもの

△印は、開発区域の面積が、1ha以上の場合に適用があるもの

×印は、適用がないもの

※ 併用住宅(事務所や店舗などの用途に供する非住宅部分を設けた住宅)の場合は適用する。

注：自己用の住宅・業務用建築物

(1) 自己用の住宅：開発行為を申請する者が生活の本拠として使用するもの。申請者は当然自然人に限られる。

① 該当する例 個人住宅、店舗併用住宅（住宅を主としたもの）

② 該当しない例 社宅、社員寮、学校の寮

(2) 自己用の業務用建築物：当該建築物内において、継続的に自己の業務に係わる経済活動が行われているもの。

① 該当する例 自社工場、事務所、ホテル、旅館、結婚式場、ゴルフ場、企業の福利厚生施設、研修所、各種学校の校舎

② 該当しない例 分譲又は賃貸住宅、社宅、貸事務所、貸店舗、墓園、有料老人ホーム、学校寮

(1) 用途地域等への適合

根拠法令：法第33条第1項第1号

- ア 開発区域内の土地について用途地域が定められている場合は、予定建築物の用途が建築基準法第48条に規定する用途（同条第1項から第13項までの各項ただし書の許可を受けた場合は当該許可を受けた用途を含む。）の制限に適合していること。
- イ 開発区域内の土地について特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の分区が定められている場合は、当該地区等に定められた用途の制限に適合していること。
- ウ 開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域が定められていない場合は、予定建築物の用途が建築基準法第48条第14項に規定する用途（同項ただし書の許可を受けた場合は当該許可を受けた用途を含む。）の制限に適合していること。
- エ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の「大規模集客施設の立地誘導方針」に該当する大規模集客施設については、市町村の都市計画担当部局と、同方針との整合について協議を行うこと。

(2) 道路、公園等の公共空地の確保等（法第33条第1項第2号）

ア 道路

根拠法令：令第25条第1号から第5号、規則第20条、第20条の2、第24条

(ア) 令第25条第1号

開発区域内に設ける道路の計画、街区の設定等は、都市計画街路の設計を取り入れると共に、開発区域外にある都市計画街路や、既存道路に開発区域内の道路を取り付ける場合であっても、取り付けられる道路と取り付ける道路の機能を阻害することなく、機能が有効に発揮されるように設計されていること。

開発区域外に既存道路がある場合でそれを延長し、又はそれに接続することが、交通上当然に合理性があると考えられるときは、開発区域内だけのことを考えるにとどまらず、それらとの関連を考慮しなければならない。

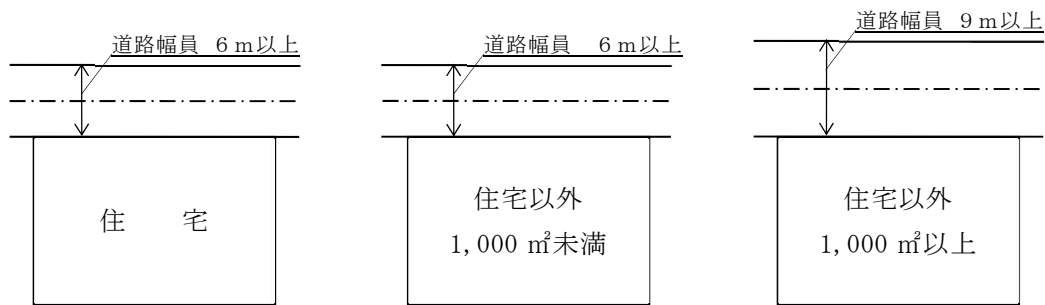
(イ) 令第25条第2号

開発区域内道路幅員及び予定建築物等の敷地が開発区域内の道路とは接することなく、直接開発区域外の道路と接する場合の道路幅員は、次の表のとおりである。なお、当該道路幅員は、開発区域に接する部分のみならず、当該道路幅員を有する他の道路までの区間の幅員である。

予定建築物の用途	予定建築物の敷地規模	道路幅員	表下の⑥の道路拡幅の措置を行うことで令第25条第2号のただし書きの道路として取り扱う開発区域に直接接する開発区域外の道路幅員	小区間で通行上支障がない開発区域内の道路幅員
住 宅	限定なし	6 m以上	4 m以上	4 m以上
住宅以外	1,000㎡未満			
	1,000㎡以上	9 m以上	6 m以上	

※ 本表の幅員は、車両の通行に使用可能な幅員（有効幅員）とする。

令第25条第2号



- ① 法第33条第1項第2号における「敷地」とは、建築基準法上の「敷地」の概念と同じもので、1の建築物又は用途不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地を意味している。なお、建築基準法にいう総合的設計による一団の計画の場合は全体が一の敷地となる。
- ② 令第25条第1号は、開発区域内の道路はもちろんのこと、予定建築物等の敷地が開発区域内の道路とは接することなく、直接開発区域外の道路と接する場合も、この基準の対象となる。
- ③ 「小区間で通行上支障がない場合」とは、主として住宅建築の用に供する目的で行う開発行為において原則として次のいずれかに該当する場合とする。
 - a 道路の段階構成が幹線道路、補助幹線道路及び区画道路と明確に整備される場合における行き止り状でない区画道路であって、沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じる可能性がなく、道路延長が概ね35m以下のもの。
 - b 幅員6 m以上の道路に接続する行き止り状の区画道路であって、地形上の理由等によりやむを得ないと認められる場合で、道路延長が35m以下のもの。
- ④ 街区の大きさは、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めることとし、住宅地における街区の長辺は80～120mまでを標準とする。
- ⑤ 開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開発行為で、令第25条第2号のただし書きを適用する場合は、次の事項に留意すること。
 - a 開発区域内に新たに整備される区画道路については、開発者自らが設計し、築造するものであり、令第25条第2号本文所定の幅員に適合させることが困難な場合は想定されないことから、規則第20条の2第1号により、令第25条第2号ただし書の適用はないこととされたこと。
 - b 令第25条第2号ただし書の適用対象となるのは、開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開発行為であること。また、開発行為が既存道路に接して行われ、開発区域内に新たに区画道路が整備される場合については、当該既存道路には、令第25条第4号の規定が適用されること。
 - c 令第25条第2号ただし書の要件を満たすためには、敷地に接する既存道路が規則第20条の2の要件に該当し、かつ、「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造」を有することが必要であること。
 - d 「開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難」とは、次のすべての事項について総合

的に判断することになるが、その内容を例示すれば、以下のとおりであること。

(a) 開発区域の規模

開発区域の規模が小さく、周辺の交通等に与える影響に比して令第25条第2号本文所定の幅員まで敷地の接する既存道路を一定の区間にわたり拡幅することに伴う負担が著しく過大と認められる場合等

(b) 開発区域の形状

開発区域が偏平である場合等で開発区域内において、令第25条第2号本文所定の幅員の道路を配置することが、著しく困難である場合や、開発区域の既存道路への接続部分の間口が狭小である場合で、周辺の交通等に与える影響に比して令第25条第2号本文所定の幅員まで敷地の接する既存道路を一定の区間にわたり拡幅することに伴う負担が著しく過大と認められる場合等

(c) 開発区域の周辺の土地の地形

開発区域の周辺にがけや河川等が存在しているため、令第25条第2号本文所定の幅員まで敷地の接する既存道路を一定の区間にわたり拡幅することが、著しく困難である場合等

(d) 開発区域の周辺の土地の利用態様

既存道路沿いに建築物が連たんしている場合等。ただし、この「連たん」については、建築物の数のみで判断されるものではなく、拡幅に際しての用地確保の困難性（既存道路に接して周辺に建築されている建築物が堅固である等移転困難なものであること、拡幅が長区間にわたる等過大な負担と認められるものであること、関係権利者が極めて多数に上る等社会的影響が大きいこと等が要求されるものと考えられ、ただ単に開発者側の都合（資金や工期等）で事実上拡幅できないというだけでは困難性は認められない。）等の要素を総合的に勘案して、一定の区間にわたり、令第25条第2号本文所定の幅員を確保することが「著しく困難」であるかどうかを判断するものである。

- e 「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がない」について、以下のすべての条件を満たしていることが必要であり、必要に応じてセットバック等による道路の拡幅を求めることを通じて、当該区域において開発行為が行われることにより発生が予想される支障の除去に努めるものとする。

(a) 環境の保全

良好な市街地の環境を確保する観点から、日照、通風、採光等の点で支障がないこと。

(b) 災害の防止

延焼のおそれのないこと。

避難活動上支障がないこと。

消防活動上支障がないこと（消防ポンプ車が進入可能であること、消防水利が適切に確保されていること等を考慮すること。）。

(c) 通行の安全

通過交通が少なく、かつ、1日当たりの車両の交通量も少ないこと（車両の交通量については、道路構造令に規定されている計画交通量等を参考とすること。）。

歩行者の数が多くないこと（商店が連たんして多数の買物客が往来する道路や多数の者の通勤、通学の用に供されている駅周辺の道路等は通常、該当しないと考えられること。）。

予定建築物等の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものでないこと（例えば、デパート、トラックターミナル等の大規模商業施設、大規模流通業務施設等は通常該当しないと考えられること。）。

（d）事業活動の効率

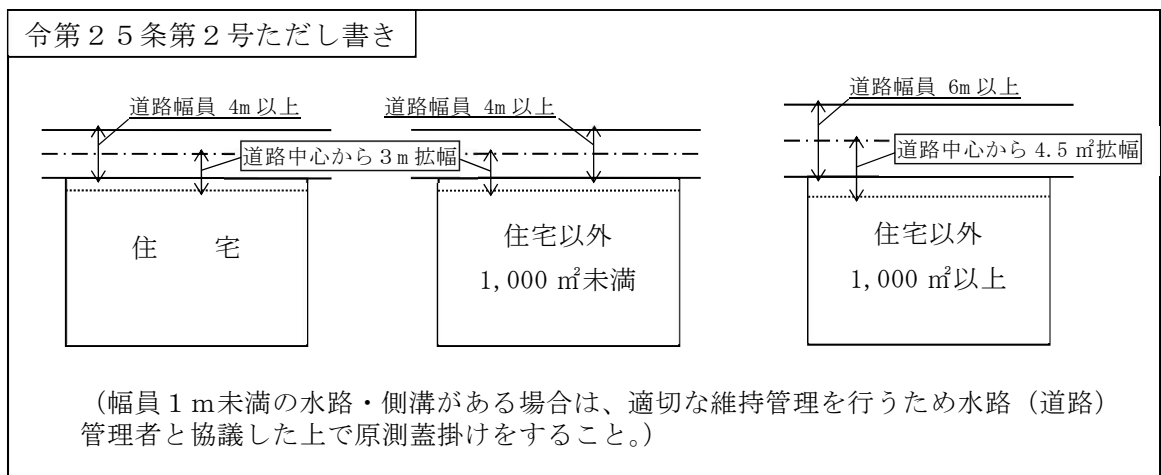
業務用の開発行為の場合に、事業活動の支障を生じないこと。

f 開発区域を含めた周辺市街地を良好な市街地として育成する観点から、都市整備担当部局と綿密な連携をとること。

g 自然公園法等による土地利用規制を受ける開発区域内において車両の通行が想定される道路が設けられない場合には、開発区域外から開発区域へ到達する道路については令第25条第1号本文の規定は適用されないものであること。

- ⑥ 令第25条第2号のただし書きが適用される場合であっても、開発区域が道路に接する部分について、原則として次のとおり道路拡幅を行うこと。ただし、道路反対側の地形等により、道路反対側に拡幅困難な場合は、道路反対側より次の拡幅距離の2倍に道路を拡幅すること。

予定建築物の用途	予定建築物の敷地規模	道路中心からの拡幅距離
住 宅	限 定 な し	3.0m
住宅以外	1,000㎡未満	3.0m
	1,000㎡以上	4.5m



（ウ）令第25条第3号

開発区域外に既にこれに適合する道路がある場合は、新たに設ける必要はない。

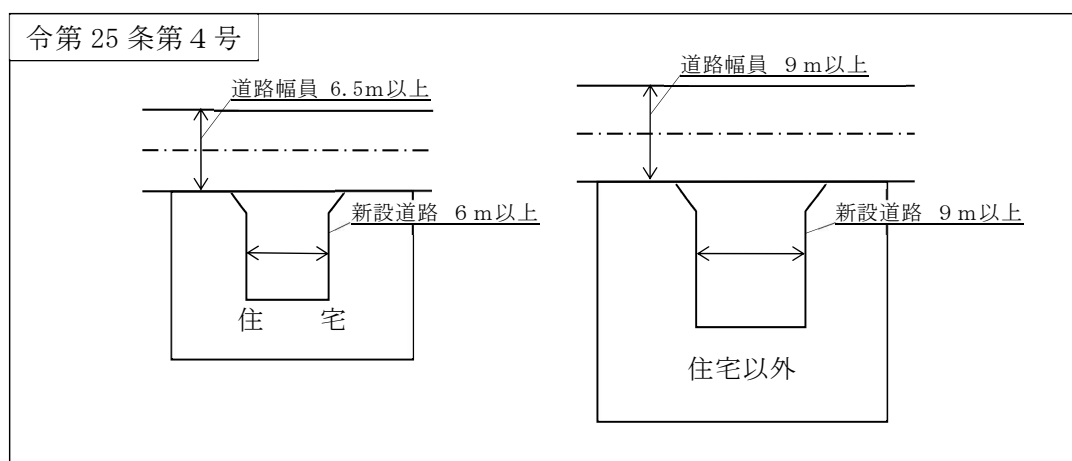
(エ) 令第25条第4号

開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路の道路幅員は、次の表のとおりであり、開発に当たっては、開発区域内の主要な道路が、次の表の幅員未満の既存道路（里道等を含む。）と接続する計画としないこと。なお、当該道路幅員は、開発区域に接する部分のみならず、当該道路幅員を有する他の道路までの区間の幅員である。

〔取付先道路幅員〕

開発行為の目的	区域外の取付先道路幅員	表下の道路拡幅の措置を行うことで「車両の通行に支障ない道路」として取り扱う取付先道路幅員
主として住宅の建築を目的とするもの	6.5m以上	4.0m以上
上記以外	9.0m以上	6.0m以上

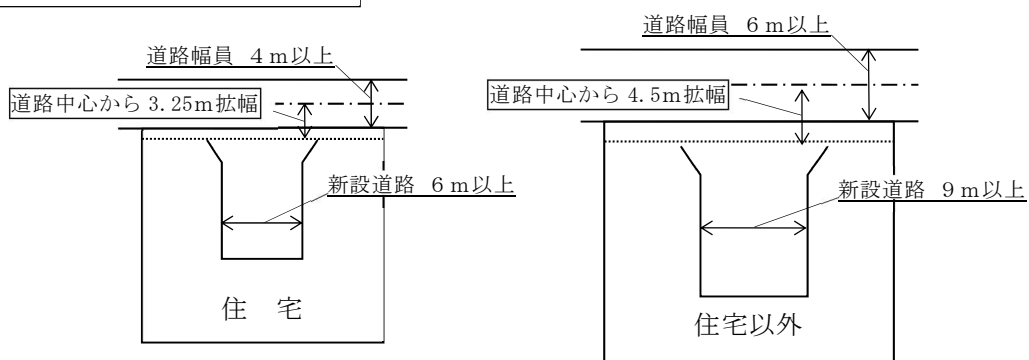
※ 本表の幅員は、車両の通行に使用可能な幅員（有効幅員）とする。



令第25条第4号の括弧書に規定する車両の通行に支障がない道路であっても、開発区域が当該道路に接する部分について、原則として次のとおり道路拡幅を行うこと。ただし、道路反対側の地形等により、道路反対側に拡幅困難な場合は、道路反対側より次の拡幅距離の2倍に道路を拡幅すること。

開発行為の目的	道路中心からの拡幅距離
主として住宅の建築を目的とするもの	3.25m
上記以外	4.5m

令第25条第4号括弧書き



(幅員 1 m 未満の水路・側溝がある場合は、適切な維持管理を行うため水路（道路）管理者と協議した上で原測蓋掛けをすること。)

(オ) 道路の構造（規則第24条）

道路の構造については、道路管理者となる者と十分協議すること。

① 路面構造

開発区域内の道路は、原則として、アスファルトコンクリート舗装又はこれと同等以上の舗装とすること。ただし、道路管理者となる者が認め、知事が周辺区域の道路や予定建築物の用途との調和等を勘案して支障ないと判断した場合は、砂利敷とすることができる。

アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装とする場合は、路盤の強度、交通量等を勘案し、路盤表層の厚さ、施工方法等を定めるものとする（舗装厚その他については、日本道路協会のアスファルトコンクリート舗装要綱等を参考とすること。）。

路床が軟弱な場合は、良質土による盛土工法、置換工法、安全処理工法等により改良すること。

砂利敷とする場合は、路盤は切込碎石又は良質土砂を用い、十分締固めローラー等で転圧し、砂利敷の仕上厚さは10cm以上とする。路盤路床が軟弱な場合は、路床土の入替え、良質な切込碎石等を用い十分締固めを行うこと。

② 横断勾配

路面排水を有効に行うため、道路横断勾配については、アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装の場合は、1.5～2.0%とし、その他の路面では、3.0～5.0%とする。

③ 縦断勾配

道路の縦断勾配が9%を超える場合は、すべり止め工法とすること。なお、道路縦断勾配が7%以上又は地形の状況からすべりによる事故が予想される個所には、すべり止め工法を考慮すること。

④ 行き止まり道路（※以下は幅員 6 m 未満の道路の場合についての基準です。）

道路は通り抜けを原則とする。ただし次の要件を満たす場合は袋路状道路とすることができる。

a 道路の延長は 70m 以内であること。

- b 道路の延長が 35mを超える場合は、道路内に設定する任意の 35mの区間のいずれにおいても 1 以上の転回広場が含まれること。
- c 道路の末端には幅員 2 m以上の道路・公園等に接続する避難通路を設けること。
- d 開発区域内の新設道路が接続する既存道路の幅員が 6 m未満で延長が 35m以上の袋路状である場合には、開発区域内の新設道路の始端に転回広場を設けること。

⑤ 隅切り

- a 歩道のない道路が平面交差し又は屈曲する場合は、一定の視距を確保するため、原則として次のとおり隅切りを施工すること。

[道路交差隅切り表 (斜長m)]

道路幅員	道路幅員 交差角度	12m	9 m	(6.5m) 6 m	4 m
4 m	120度前後	3	3	3	3
	90 "	3	3	3	3
	60 "	3	3	3	3
6 m (6.5m)	120 "	3	3	3	3
	90 "	3	3	3	3
	60 "	3	3	3	3
9 m	120 "	4	3	3	3
	90 "	5	4	3	3
	60 "	5	5	3	3

- b 隅切りは原則として両側に設けること。
- c 歩道のない開発道路が歩道のある既存道路と接続する場合も、一定の視距を確保するため、隅切りを設けるよう努めること。

⑥ その他

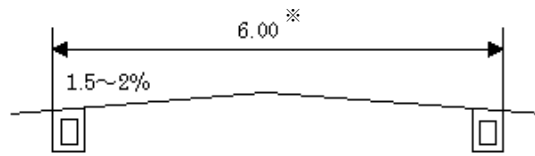
- a 道路が、崖、池、河川、水路等に隣接している場合、あるいは屈曲部分で危険と判断される箇所には、防護施設(ガードレール等)を設置しなければならない。
- b 転回広場等については、福岡県の道路位置指定の手引きによる。
- c 上記及び都市計画法施行規則に定めがない場合は、道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)によるものとする。

道路の幅員概念図

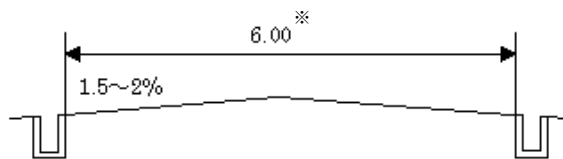
※ 幅員は有効幅員（歩道や蓋掛けをした水路・側溝等、通行の用に供する状態とした部分を含めた幅員をいう。）とする。

6 m道路

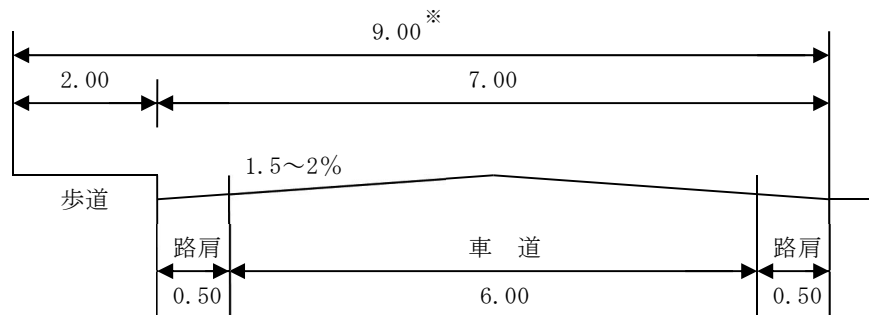
・側溝蓋のある場合



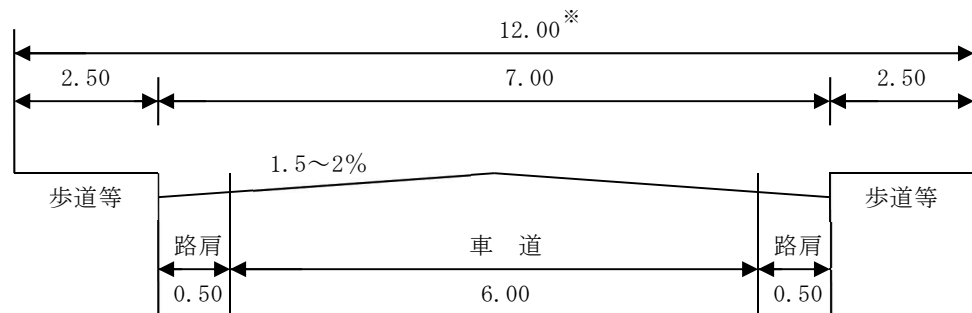
・側溝蓋のない場合



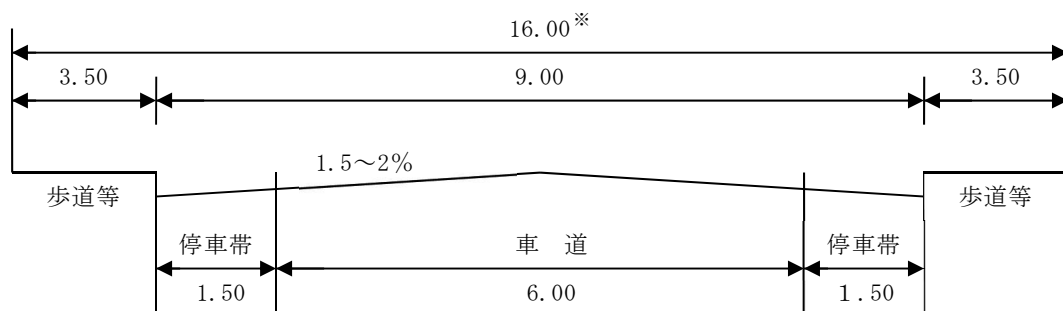
9 m道路



12m道路



16m道路



イ 公園

根拠法令：令第25条第3号、第6号及び第7号、規則第21条及び第25条

(ア) 公園の面積等

開発区域の面積	公園の面積等
0.3ha [※] 以上5ha未満	開発区域面積の3%以上（緑地又は広場でもよい）
5ha以上20ha未満	開発区域面積の3%以上、1か所300㎡以上であり、かつ、1,000㎡以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が1か所以上あること。
20ha以上	開発区域面積の3%以上、1か所300㎡以上であり、かつ、1,000㎡以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が2か所以上あること。

※ 法第33条第3項、令第25条第6号及び規則第29条の2第2項第3号イの規定により、公園、緑地又は広場の設置に係る開発区域の面積の最低限度を緩和する条例を制定した市町村においては、開発区域の面積の最低限度は1.0haである。

(イ) 開発区域の面積が0.3ha(開発区域の面積の最低限度を緩和した市町村においては基準緩和後の最低限度面積とする。)以上5ha未満の開発行為にあっては、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、公園、緑地又は広場を開発区域面積の3%以上設けなくてもよい（令第25条第6号ただし書）。

なお、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」といえるためには、開発区域内に居住する者が、支障なくその公園等を利用することができ、かつ、次の要件を全て満たすものでなければならない。

- a 当該市・町の公園管理者が、公園を設置しなくても支障がないと判断していること。
- b 対象となる既存公園（面積が1,000㎡以上の公的に管理された公園に限る。）の最も近い入口から開発区域の最も遠い敷地までの距離は250m以内であること。この場合の距離は、直線距離ではなく実際通ることとなる経路を計測したものとすること。
- c 対象となる既存公園の面積（A）が次の計算式により導きだされる数値以上であること。

計算式

$$A \geq B^2 \times 3.14 \times 0.03$$

A：対象となる既存公園の面積（㎡）

B：対象となる既存公園の中心からの開発区域の最も遠い地点までの距離(m)

ただし、対象となる既存公園以外の区域内（ $B^2 \times 3.14$ ）に1,000㎡以上の公園が存在する場合は、その面積をAに加えてもよいものとする。

(ウ) 再開発型開発行為に関する公園等について

再開発型開発行為については、次を基準とする。

- ① 開発区域内において法第33条に定める基準を充たす公園等と同等の機能を有すると認められる総合設計等に基づく公開空地等の確保が担保される場合には、公園等のための空地を公園管理者に移管せずに建築物の敷地として一体的に開発行為者に管理させても、実質的に良好な都市環境が確保されることから、建築基準法に基づく総合設計制度又は法に基づく特定街区制度により、開発区域内に公開空地等が確保され、引続き空地としての管理がなされることが確実な開発行為については、公園管理担当部局と協議のうえ令第25条第6号ただし書を適用し、形式的に公園等の確保を求めなくてもよいこととする。
- ② 土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業又は開発許可により面的な整理事業が施行された区域内の土地等、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発については、同号ただし書に該当するものとして、二次的な開発に際して公園等を更に求める必要がないものであること。
- ③ 総合設計制度又は特定街区制度により確保された公開空地等が、法第36条第3項の工事完了公告後においても、駐車場等に転用されず、法に基づく公園等の機能を実質的に保つことを担保するため、開発許可に際しての条件の付与等の措置を事案に応じて講ずるとともに、公開空地等の確保に関して、十分な担保措置がなされるよう建築確認担当部局又は都市計画担当部局と調整を図ること。
- ④ 総合設計の許可の事前審査と開発許可の事前協議手続は、建築確認担当部局と開発許可担当部局との十分な連絡調整を図りつつ並行して実施することとし、総合設計の許可が確実と見込まれる段階で開発許可を行うこと。

ウ 消防の用に供する貯水施設

根拠法令：令第25条第8号

- (ア) 消防に必要な水利が十分でない場合（消防法第20条の規定に基づく「消防水利の基準」に適合していない場合）に設置する消防の用に供する貯水施設は、「消防水利の基準」に適合していなければならない。
- (イ) 消火栓を設ける場合も「消防水利の基準」に適合していなければならない。

(3) 排水施設

根拠法令：法第33条第1項第3号、令第26条、規則第22条、第26条

ア 開発区域内の下水の排出

(ア) 計画雨水量

- ① 計画雨水量は、降雨量と地形から想定されるもので、開発区域内の雨水はもちろん、周辺の地形の状況から考えて、たとえば背後に丘陵地があるなど、当然その区域の雨水を処理しなければならない場合は、開発区域外の区域もあわせて排水面積を定めること。
- ② 計画雨水量の算定方法は、原則として次式による。

合理式

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q：計画雨水量（／秒）

C：流出係数

I：降雨強度（mm／時）

A：排水面積（ha）

- ③ 集水面積を求める場合は、1：5000 地形図から算出するのを基本とする。
やむを得ない場合及び面積が広いときは、1：10000～1：50000 地形図によって求めるものとする。

- (イ) 降雨強度は、10年に1回の確率で想定される最大降雨強度以上をとること。
なお、洪水調整池・調節池の算定においては、30年に1回の確率で想定される最大降雨強度以上をとること。

○降雨強度の算定方法は、原則として次式による。（別表：雨量強度式参照）

タルボット式 $I = a / (t + b)$ a、b：定数 t：流達時間	[	参 考 シャーマン型 $I = a / t^n$	]	石黒式 $I = a / (b + \sqrt{t})$
--	---	--	---	-------------------------------------

- (ウ) 工種別基礎流出係数

工 種 別	流出係数	工 種 別	流出係数
屋 根	0.85～0.95	間 地	0.10～0.30
道 路	0.80～0.90	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
その他の不浸透面	0.75～0.85	勾配の緩い山地	0.20～0.40
水 面	1.00	勾配の急な山地	0.40～0.60

- (エ) 計画汚水量

汚水については、予定建築物の用途、敷地の規模等から想定される生活又は事業に起因し、若しくは付随する排水量及び進入が予想される地下水量から算定したもの。

〔別表：雨量強度式（タルボット式）〕

適 用 地 域	10年確率	30年確率	100年確率
（福岡農林事務所管内全域） 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡	$\frac{5880}{t+36}$	$\frac{7531}{t+42}$	$\frac{9517}{t+49}$
（八幡農林事務所管内） 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区 （行橋農林事務所管内全域） 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	$\frac{5494}{t+34}$	$\frac{6752}{t+37}$	$\frac{8161}{t+41}$
（八幡農林事務所管内） 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、中間市、遠賀郡 （飯塚農林事務所管内全域） 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡	$\frac{6298}{t+37}$	$\frac{7850}{t+42}$	$\frac{9712}{t+48}$

(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潞郡	$\frac{7033}{t+41}$	$\frac{8484}{t+46}$	$\frac{9983}{t+49}$
--	---------------------	---------------------	---------------------

流域面積	流達時間
50ha以下	10分
100ha以下	20分
500ha以下	30分

※ 福岡県林地開発行為許可事務取扱要領中の別紙1(第2条関係) 開発行為の審査基準、2 技術的基準、区分「排水施設」の表-3及び表-4による。

イ 開発区域外の排水施設等との接続

- (ア) 排水管渠の計画に当たっては、まず計画区域内について排水区域、排水方式、地形、既存の排水施設、流末の処理施設の位置を考慮して排水系統を定めなければならない。
- (イ) 開発区域で発生する下水の既存水路への排出により、放流先の排水能力を超過することとなれば、下流区域に溢水、冠水等の被害が生じる原因となることから、申請者は、①放流先となる既存水路について十分な排水能力を有しているか、②開発区域内の排水施設は、放流先の能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるかを確認の上、このような被害が予想される場合、排水能力を向上させるための既存水路等の改修又は十分な排水能力を有する他の放流先への排出等必要な措置を講じなければならない。
- (ウ) 放流先となる河川そのものの排水能力が十分でなく、他に接続できる放流先もない場合には、一時雨水を貯留する遊水池を設置するなど必要な措置を講じなければならない。
- (エ) 開発区域面積1ha以上の開発行為については県土整備部河川整備課と協議すること。
- (オ) 降雨強度式等については、河川整備課の指示に従うこと。

ウ 排水施設の構造等

- (ア) 原則としてコンクリート管、陶管、その他の耐水性の材質で造られたもの。
- (イ) 外圧・地盤沈下・移動に対して安定していること。
- (ウ) がけ地・多量の盛土地などを避けること。
- (エ) 漏水防止措置をとること。
- (オ) 排水施設の参考構造図等を添付すること。
- (カ) 排水溝(管)の断面の決定は余裕を見込んでおこない、満流々量の80%をその排水路の許容流量として計画する。山間部やその他の地域で土砂流がある所においては流量計算の3倍を限度に断面を大きくするのがよい。

(キ) 排水構造物の排水能力(排水量)は次式によって求める。

$$Q = A \cdot V \quad \text{ここに } Q : \text{排水量}(\text{m}^3/\text{sec})$$

A : 流水部分の断面積(m^2)

V : 平均流速(m/sec)

平均流速はマニング公式を利用する。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$$

ここに n : 粗度係数で排水設備材料により次表に示す値をとればよい。

R : 径深で潤辺長を P (m) とすれば $R = A / P$ (m)

i : 勾配 (%)

排水断面の決定にあたっては、先に求めた流出量及び現地の実状、管理面を考慮して断面を決定すること。

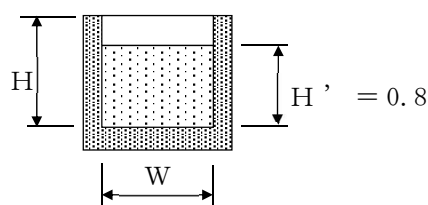
流出<排水能力 となるように断面を決定する。

U字溝の場合

※ 断面積 $A = H' \times W$

潤辺長 $P = 2 \times H' + W$

径 深 $R = A \div P$



(ク) 排水施設の他民有地との共有は不可。

[粗度係数の値]

水路の形式	水路の状況	n の範囲	n の標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管(1形)		0.024
	〃 (2形)		0.033
	〃 (ペービングあり)		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート2次製品		0.013
	ライニングした水路		
	鋼、塗装なし、平滑	0.011~0.014	0.012
	モルタル	0.011~0.015	0.013
ライニングなし水路	木、かんな仕上げ	0.012~0.018	0.015
	コンクリート、コテ仕上げ	0.011~0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015~0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017~0.030	0.025
	空石積み	0.023~0.035	0.032
	アスファルト、平滑	0.013	0.013
	土、直線、等断面水路	0.016~0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022~0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022~0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025~0.040	0.035
自然水路	整正断面水路	0.025~0.033	0.030
	非常に不整性な断面、雑草、立木多し	0.075~0.150	0.100

〔許容される平均流速の範囲〕

側溝の材質	平均流速の範囲 (m/sec)
コンクリート	0.6 ～ 3.0
アスファルト	0.6 ～ 1.5
石張りまたはブロック	0.6 ～ 1.8
きわめて堅硬な砂利又は粘土	0.6 ～ 1.0
粗砂または砂利質土	0.3 ～ 0.6
砂または砂質土で相当量の粘土を含む	0.2 ～ 0.3
微細な砂質土またはシルト	0.1 ～ 0.2

(4) 給水施設

根拠法令：法第33条第1項第4号

ア 水道法（昭和32年法律第177号）の基準による。

イ 井戸水を利用する場合は、原則として水道法第4条に規定する水質基準に適合していること。ただし、食品関係の営業許可を必要とする施設の用に供する建築物の建築及び第三者に飲料水を提供しない業務の用に供する建築物若しくは特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為であるときは、水質基準が当該営業許可の基準に適合していること。

ウ 給水施設の他民有地との共有は不可。

(5) 地区計画等

根拠法令：法第33条第1項第5号

法第33条第1項第5号において「即して定められている」とは、開発行為の設計等が当該地区計画等の内容に正確に一致している場合の外、正確には一致していないが地区計画等の目的が達成されるよう定められていると認められる場合も含まれる。

(6) 公共施設、公益的施設及び予定建築物等の用途の配分

根拠法令：法第33条第1項第6号、令第27条

ア 法第33条第1項第6号において「用途の配分が定められていること」とは、公共施設、公益的施設及び予定建築物等の用に供される敷地が、本号の趣旨にそって適切に配分される設計となっておれば足り、開発者がこれらの施設を自ら整備すべき旨を定めたものではない。

開発者が自ら整備すべき公共施設等の範囲は、第2号から第4号までに規定されているのであるから、それ以外の公共施設・公益的施設は、それぞれの設置予定者又は施設の管理予定者と協議した上で、その用地を確保すれば足りる。

イ 令第27条において「配置されていなければならない」とは、開発者が自ら整備すべき旨を定めたものではなく、用地として確保することである。

ウ 誘致距離及び規模から考えて、既存のものが十分利用できる場合は、当該施設の用地を定めなくてもよい。

(7) 擁壁の設置等

根拠法令：法第33条第1項第7号、令第28条、規則第23条、第27条

ア 擁壁等の構造基準

(ア) 擁壁等の構造は、本審査基準に規定するもののほか、国土交通省「盛土等防災マニュアル」によること。

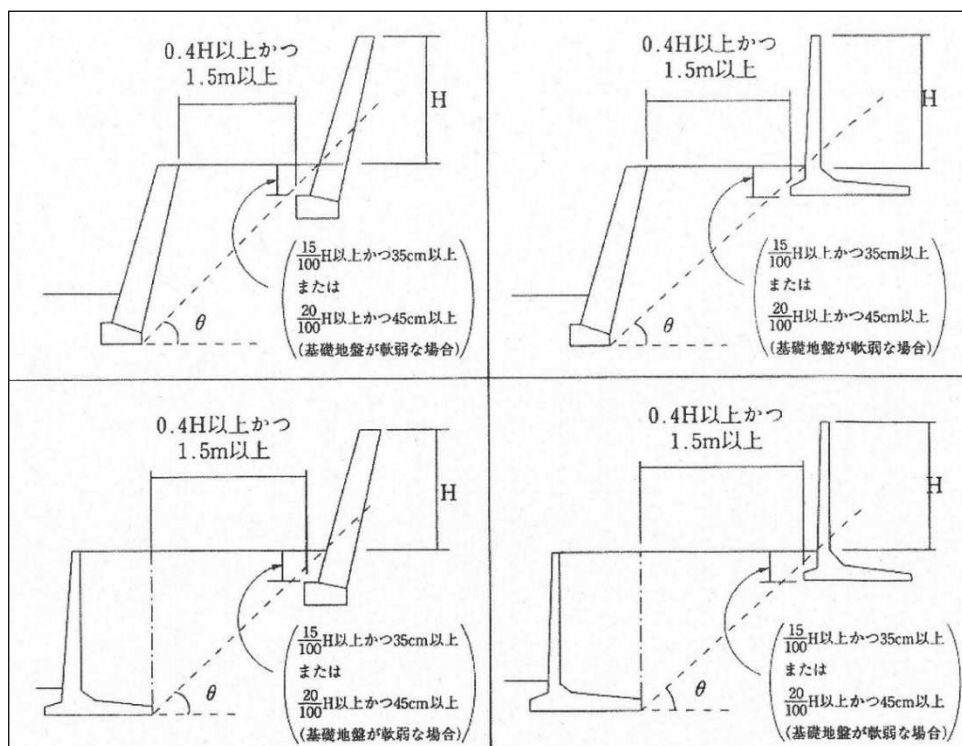
(イ) 擁壁工のうち練積造の場合は、地盤面より直高5.00m以下とすること。

(別図参照)

(ウ) のり面は、安定勾配により計画したのり面保護工を行い、直高5.00m以下とすること。なお、5.00mを超える場合は、直高5.00m以内ごとに、幅1.50m以上の小段（犬走り）を設け、表面水を速やかに排出できるよう排水施設等の措置を講じ万全を図ること。

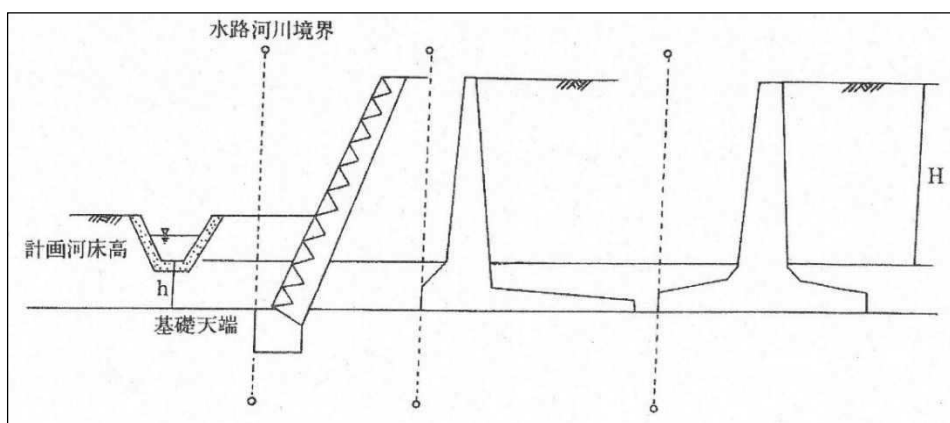
(エ) 擁壁の根入れの深さについては、別表の練積み造擁壁の根入れの深さによる。

〔上部・下部擁壁を近接して設置する場合〕



(注) 上部擁壁が表の θ 角度内に入っている場合は、別個の擁壁として扱うが、水平距離を0.4H以上かつ1.5メートル以上離さなければならない。

〔擁壁が水路、河川に接している場合の根入れ〕



(オ) 擁壁にプレキャスト製品（二次製品）を用いる場合は、当該製品は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条の規定による認定を受け、又は構造計算により安全性が確認されたものを用いること。

※ 許可申請書に製品の認定書の写し、認定書の別記の写し、別記の地質・土質等を明示した標準仕様書の写し、工場認定書の写しを添付すること。また、別記の地質・土質の記載内容により必要な場合は、土質調査・地質調査を行うこと。

(カ) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁については、安定計算を行うこと。

(キ) 擁壁高が1 mを超える擁壁については、開発行為許可申請書に構造計算書を添付すること。

※ 開発区域外の影響する擁壁については、見え高1.0m以上のものは技術基準の審査対象とする。

(ク) 擁壁高が2 mを超える擁壁の構造計算を行う場合は、地震時における安全性を確認すること。

※ 開発区域外の影響する擁壁については、見え高1.0m以上のものは技術基準の審査対象とする。

のり面保護工例：張芝工、筋芝工、植生盤工、種子吹付植生工、筋芝編柵枠工、コンクリート・ブロック張工、石張工、法枠ブロック工、玉石羽口工、モルタル吹付工、鋼製ネット張工等

(ケ) 構造計算について

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき計算を行うこと。
- ② 前面受動土圧については、基礎工事後の掘削により、この部分の土が乱されていることが多いことや、洗堀等の影響により長期にわたる確実性が期待できないことから、通常は安定検討上考慮しない（逆L型擁壁も含む）。
- ③ 摩擦係数については、土質試験がされない場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令別表第三の値を用いることができる。（表以外の値を用いる場合は、土質試験を行った場合のみ、 $\tan \phi$ により求めることができる。）

(コ) 逆L型擁壁について

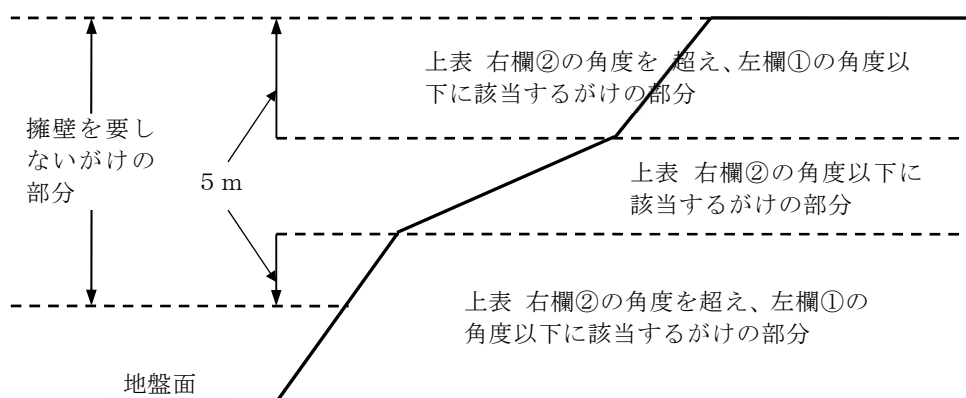
- ① 粘着力は、原則として考慮しない。
- ② 前面受動土圧は、原則として考慮しない。
- ③ 突起を設けなくても安全であることが望ましい。突起を設ける場合は、次の条件による必要があること。
 - a 突起は、原則として硬質地盤（堅固な地盤や岩盤）に対して適用すること。
 - b 突起の高さは、底版幅に対して 0.10～0.15 の範囲内であること。
 - c 底板幅は、突起なしでも滑りに対する安全率 1.0 を確保できる幅であること。
 - d 突起の位置は、擁壁背面側（後方）に設けること。

イ 切土

◇ 擁壁の設置を要しない切土のり面の勾配

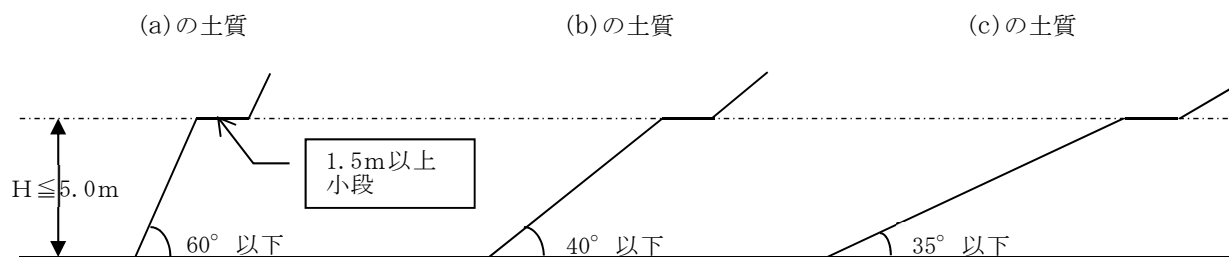
のり高 のり面の土質	① $H \leq 5 \text{ m}$ (がけの上端からの垂直距離)	② $H > 5 \text{ m}$ (がけの上端からの垂直距離)
(a) 軟岩（風化の著しいものは除く。）	80度（約 1 : 0.2）以下	60度（約 1 : 0.6）以下
(b) 風化の著しい岩	50度（約 1 : 0.9）以下	40度（約 1 : 1.2）以下
(c) 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45度（約 1 : 1.0）以下	35度（約 1 : 1.5）以下
上記以外の土質（岩屑、腐植土（黒土）、埋土、その他これらに類するもの）	30度（約 1 : 1.8）以下	30度（約 1 : 1.8）以下

◇ 擁壁を要しないがけ又はがけの部分（例図）

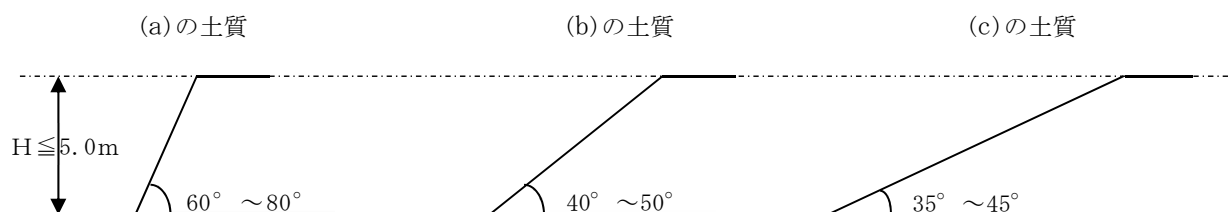


◇ がけ面の保護

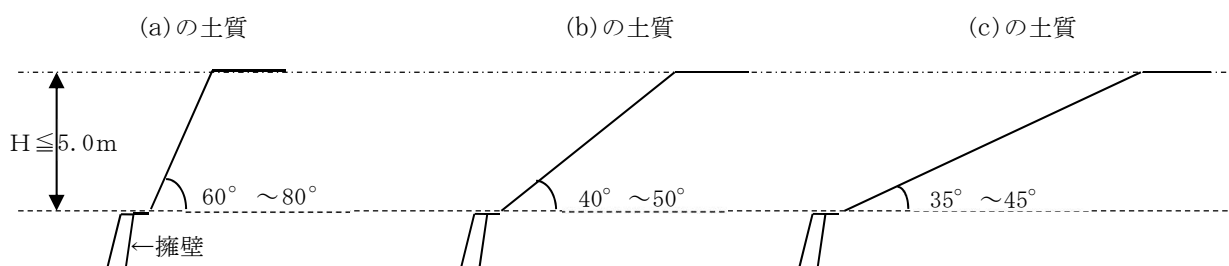
- ① がけの高さに関係なくのり面仕上げとできる場合（ただし、 $H=5.0\text{m}$ ごとに小段を設けること。）



- ② がけの高さが 5.0m 以下ののり面仕上げとできる場合



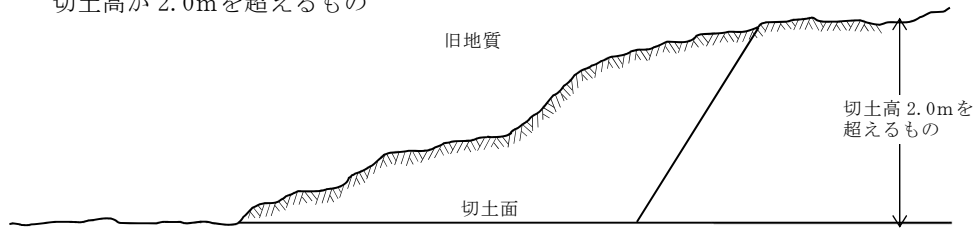
- ③ がけの高さが 5.0m を超えるものののり面仕上げとする場合



◇ 擁壁でおおわなければならないがけ面（例図）

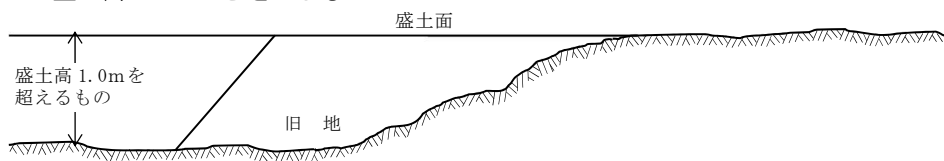
① 切土の場合

切土高が 2.0m を超えるもの



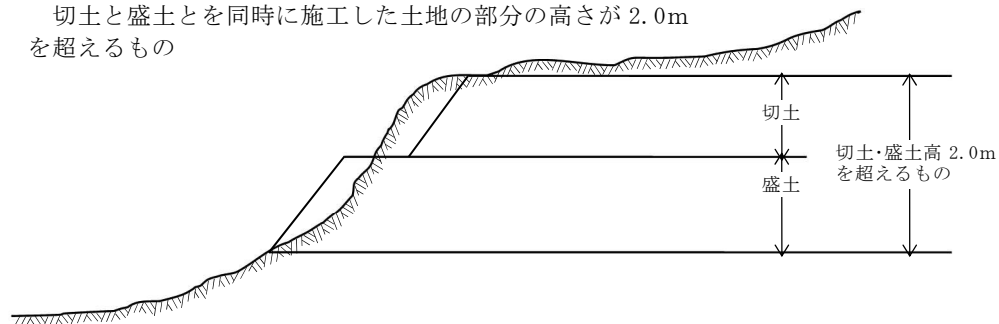
② 盛土の場合

盛土高が 1.0m を超えるもの



③ 切土及び盛土を同時施工の場合

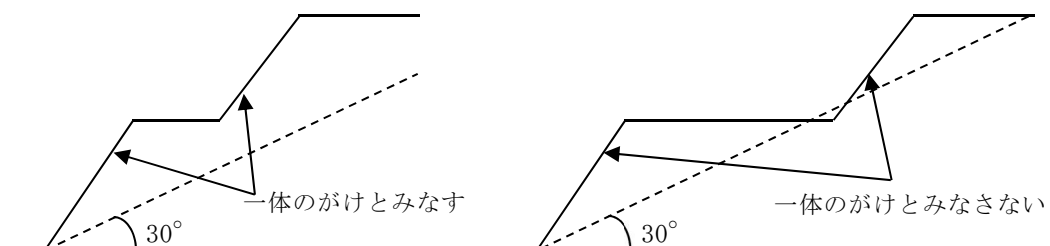
切土と盛土とを同時に施工した土地の部分の高さが 2.0m を超えるもの



◇ 切土、盛土のり面には斜面の保護を講ずること（法面保護工例参照）。

◇ がけ面は、石張り、芝張り、モルタル吹付等によって、風化その他の侵食に対する保護が加えられているものであること。

◇ 小段によって上下に分離されたがけの取扱い



練積み造擁壁構造基準

1 地盤

擁壁を設置する場所の土質は設計条件を満足するか否か確かめること。相違する場合は、設計内容を再検討すること。

2 伸縮目地

伸縮目地は原則として擁壁長さ 10m以内ごとに一箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造を異にする所は有効に伸縮目地を設け、基礎地盤まで切断すること。また、擁壁の屈曲部は隅角部から擁壁高の分だけ避けて設置すること。

3 隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は隅角をはさむ二等辺三角形の部分をコンクリートで補強すること。二等辺の一边の長さは擁壁の高さの 3 m以下で 50 cm、3 mを超えるものは 60 cm とすること。

4 コンクリートの打設

胴込め及び裏込めのコンクリート打設はコンクリートが間知石と一体になるように十分突き固めること。なお、コンクリートの強度は $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上すること。

5 水抜穴

擁壁の背面排水をよくするため水抜穴を設け、湧水箇所は集水しやすい所に有効に設置し、最下段はなるべく下部地表面近くに設けること。また、水抜穴の配置は平行に配置するのを避け、千鳥に配置し、排水方向に勾配をとって配置すること。

なお、水抜パイプは L.W.L 以上に $\phi 50\text{ mm}$ の場合は 2 m^2 に一箇所以上、 $\phi 75\text{ mm}$ の場合は 3 m^2 に一箇所以上配置すること。

6 擁壁高

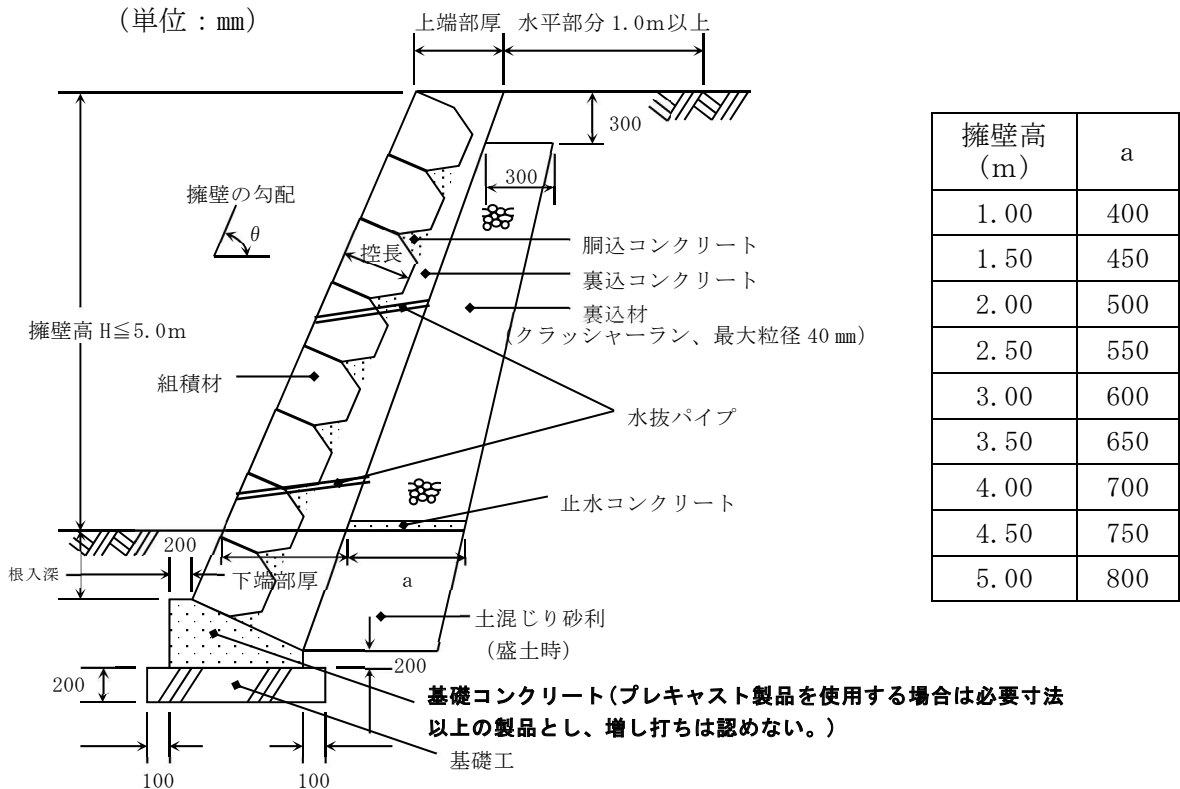
練積み擁壁の高さは、5 mを超える高さのものであってはならない。

7 練積みブロック

練積みブロックは圧縮強度 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のものとする。施工においては、原則として谷積みとし、擁壁天端面に法面を施工する場合は、幅 1.0m以上（上端部厚除く）の水平部分を設けること。

積載荷重及び仮定すべり面前面荷重が $5\text{ k N}/\text{m}^2$ を超える場合は別途安定計算等を行うこと。

【練積み造擁壁の部位別名称】



練積み造擁壁各種寸法（土質別）

土 質		擁 壁					
		勾 配 θ	擁 壁 高	下端部厚	上端部厚	控 長	根 入 長
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70 度を超え 75 度以下	2 m 以下	40 cm 以上	40 cm 以上	30 cm 以上	擁壁高×0.15 かつ 35 cm 以上
			2 m を超え 3 m 以下	50 cm 以上			
		65 度を超え 70 度以下	2 m 以下	40 cm 以上			
			2 m を超え 3 m 以下	45 cm 以上			
			3 m を超え 4 m 以下	50 cm 以上			
		65 度以下	3 m 以下	40 cm 以上			
			3 m を超え 4 m 以下	45 cm 以上			
			4 m を超え 5 m 以下	60 cm 以上			
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70 度を超え 75 度以下	2 m 以下	50 cm 以上	40cm 以上	30cm 以上	擁壁高×0.15 かつ 35cm 以上
			2 m を超え 3 m 以下	70 cm 以上			
		65 度を超え 70 度以下	2 m 以下	45 cm 以上			
			2 m を超え 3 m 以下	60 cm 以上			
			3 m を超え 4 m 以下	75 cm 以上			
		65 度以下	2 m 以下	40 cm 以上			
			2 m を超え 3 m 以下	50 cm 以上			
			3 m を超え 4 m 以下	65 cm 以上			
			4m を超え 5m 以下	80 cm 以上			
第三種	その他の土質	70 度を超え 75 度以下	2 m 以下	85 cm 以上	70cm 以上	30cm 以上	擁壁高×0.2 かつ 45cm 以上
			2 m を超え 3 m 以下	90 cm 以上			
		65 度を超え 70 度以下	2 m 以下	75 cm 以上			
			2 m を超え 3 m 以下	85 cm 以上			
			3 m を超え 4 m 以下	105 cm 以上			
		65 度以下	2 m 以下	70 cm 以上			
			2 m を超え 3 m 以下	80 cm 以上			
			3 m を超え 4 m 以下	95 cm 以上			
			4 m を超え 5 m 以下	120 cm 以上			

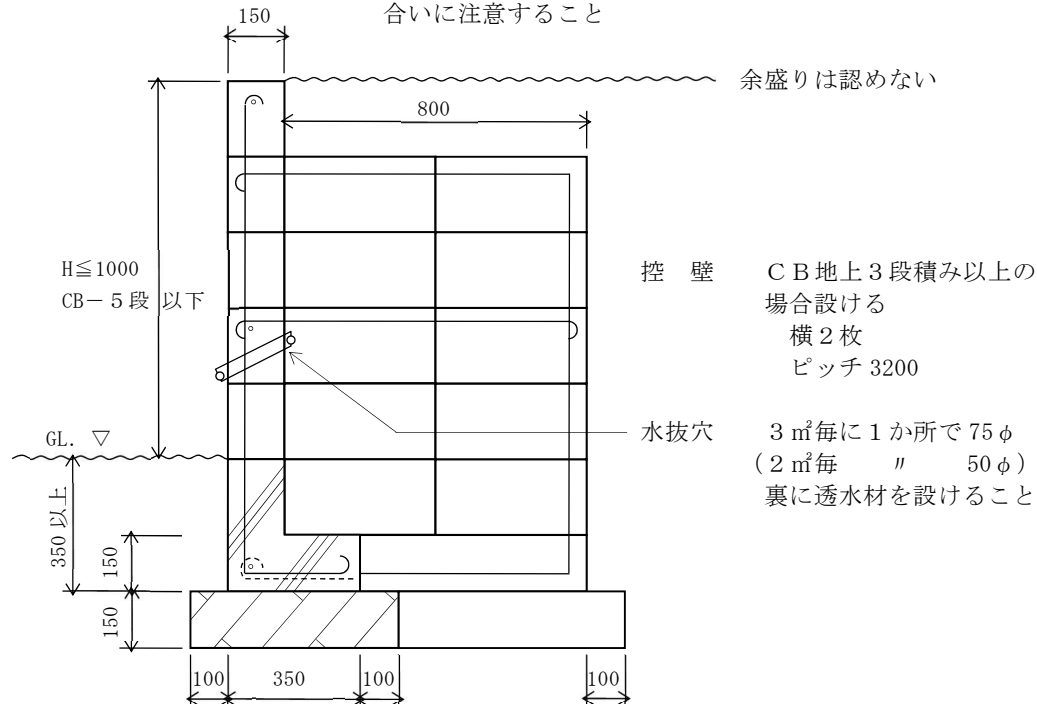
※ 1 上端及び下端部分の厚さは組積材の控長と裏込めコンクリートの厚さの水平方向の和をいう。

2 地盤等の状況により、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎工を増設すること。また、杭打ち等の措置もあわせて行うこと。

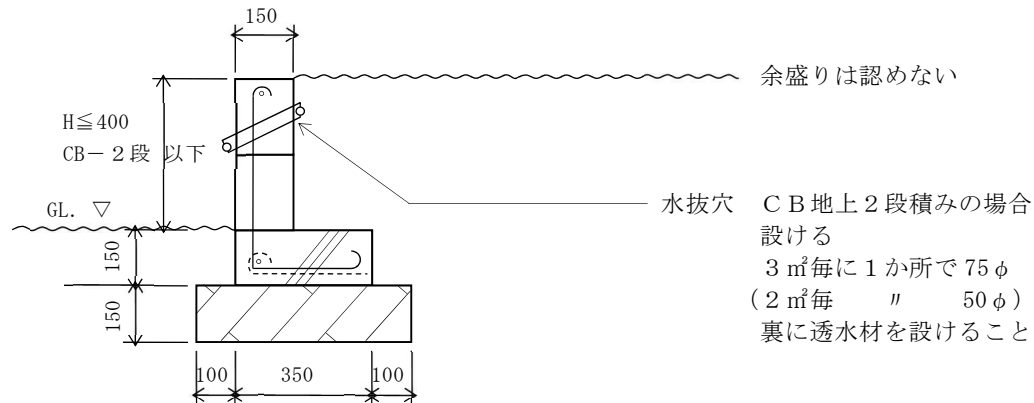
建築用空洞ブロック土留基準

【3段積み以上の場合】

当該土留の上端付近に側溝を配置する場合は、控え壁との取り合いに注意すること



【2段積み以下の場合】



【共通の仕様】

高 さ H ≤ 1 mかつCB 5段積み以下

ブロック C種-150

鉄 筋 9φ以上 壁頂・基礎には横筋、隅角部には縦筋

壁内は縦横 @800 以下

鉄筋末端は、かぎ状に折曲げてかぎかけ定着

ブロック縦目地、鉄筋を入れた空洞部にはコンクリート充填

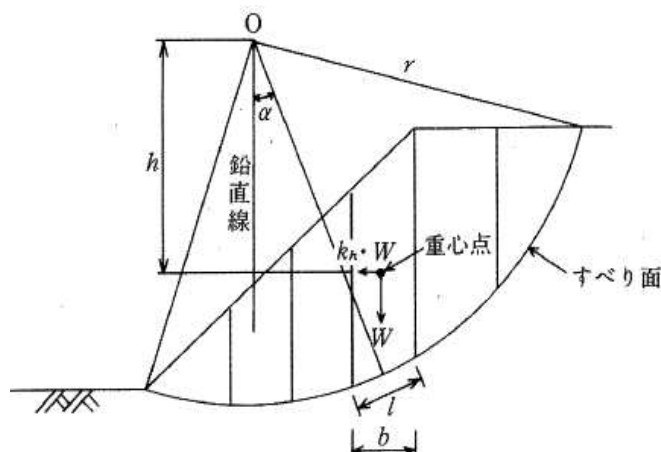
ウ 盛土

◇ 盛土のり面の安定性の検討

次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を行うこと。

- 1) 盛土のり高が 15m 以上の高盛土の場合
- 2) 盛土が地山からの湧水の影響を受けやすい場合
(腹付け盛土、斜面上の盛土、谷間を埋める盛土)
- 3) 盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地滑り地等、不安定な場合
- 4) 盛土が崩壊すると隣接物（住宅等の人の居住する施設等）に重大な影響を与えるおそれがある場合

検討は、円弧滑り面法によるのが一般的であり、これは盛土のり面の滑り面形状が一般に円弧で近似できることによるものであるが、勾配の緩い谷地形（凹地形）に腹付け盛土する場合などは、滑り面の形状が非円弧となる場合があるので、このような場合は、実状に応じた適切な滑り面を設定する必要がある。



円弧滑り面法における各分割片に働く力

◇ 盛土全体の安定性の検討

兵庫県南部地震等の大規模地震では、谷や沢を埋め立てた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑り的な変動が生じるなど、宅地造成における崖崩れ又は土砂の流出による被害が生じている。したがって、宅地造成に伴い谷や沢を埋めたために盛土内に水の侵入を受け易く、形状的に盛土側面に谷部の傾斜が存在することが多い谷埋め盛土、又は傾斜地盤上の高さの高い腹付け盛土などを施工した次の大規模盛土造成地については、盛土全体の安定性の検討を行う必要がある。

なお、詳細な検討方法等は、「盛土等防災マニュアルの解説」及び「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」を参照とすること。

※「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」平成 27 年 5 月

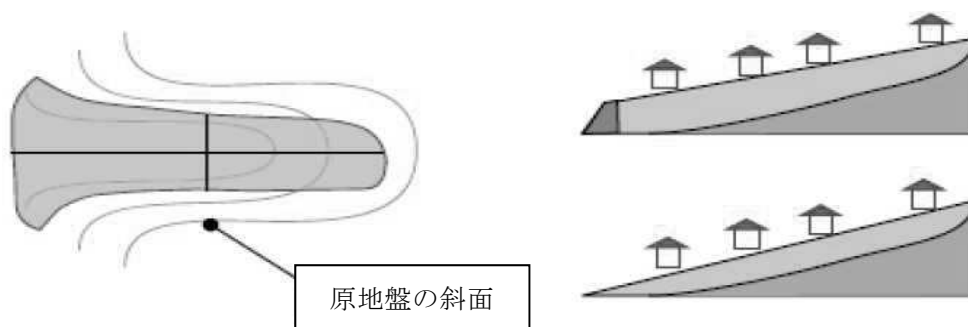
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000015.html

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

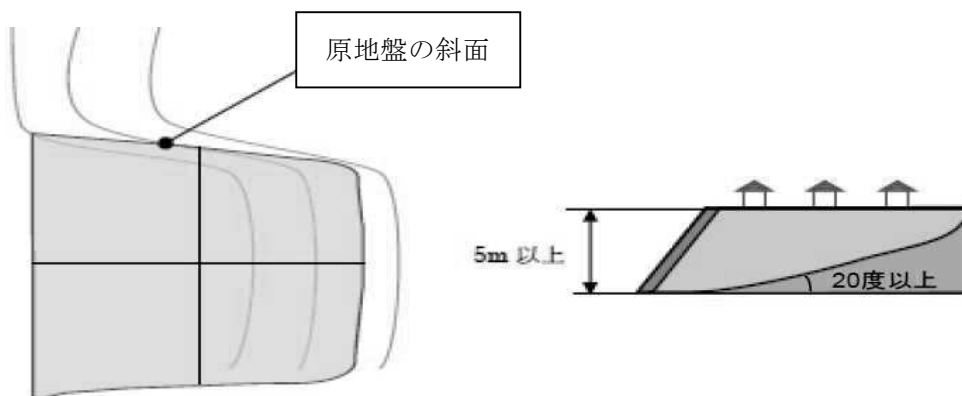
盛土をする土地の面積が 3,000 m²以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 m 以上となるもの。



谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ



腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における開発行為

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象規模未満の工事を行うものを除く。）を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可を受けることにより、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたものとみなされる。

この宅地造成及び特定盛土等規制法に基づくみなし許可を受ける場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法に定める技術的基準を満たす必要がある。

(8) 災害危険区域等の除外

根拠法令：法第33条第1項第8号、令第23条の2

ア 次に掲げる場合は、法第33条第1項第8号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の状況等により支障がないと認められるとき」に該当するものとして、開発行為を例外的に許可し得るものとする。

(ア) 災害危険区域等のうちその指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合

(イ) 開発区域の面積に占める災害危険区域等の面積の割合が僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により災害危険区域等の利用を禁止し、又は制限する場合

(ウ) 予定建築物が災害危険区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合

イ 開発地付近において傾斜が30度以上で高さが5m以上ののり面があり、又は開発行為によって傾斜30度以上で高さ5m以上ののり面を用いる計画がある場合は、開発許可の申請後に土砂災害(特別)警戒区域に指定される可能性があることから、周辺のり面の傾斜が30度以上で高さが5m以上とならないようにするか、影響範囲を開発範囲から除外する等、所管の県土整備事務所又は県庁砂防課と協議すること。

ウ 特定開発行為を行う場合に限らず、土砂災害特別警戒区域を含んだ開発行為については県庁砂防課と協議すること。

(9) 樹木の保存、表土の保全

根拠法令：法第33条第1項第9号、令第23条の3及び第28条の2、規則第23条の2

ア 樹木の保存

(ア) 令第28条の2第1号における「健全な樹木」とは、次により判断する。

- ① 枯れていないこと
- ② 病気(松食虫、落葉病等)がないこと
- ③ 主要な枝が折れていない等樹容が優れていること

(イ) 令第28条の2第1号における「集団」とは、一団の樹木地で概ね10㎡当り樹木が一本以上の割合で存する場合とする。

(ウ) 令第28条の2第1号の規定の趣旨は、必ずしも健全な樹木又はその集団の存する土地をすべて公園、緑地として保存するのではなく、樹木の位置を考慮して、公園、緑地等の配置設計を定めて保存することにある。

(エ) 令第28条の2第1号における「保存の措置」とは、保存対象樹木又はその集団をそのまま存置しておくことで、区域内での移植又は植樹を行うことではない。

(オ) 保存対象樹木又はその集団の枝張り垂直投影面下については、切土又は盛土を行わないこと(例図参照)。

(カ) 保存対象樹木又は樹木の集団の状況を工事着手前に現況写真を撮っておくこと。

(キ) 次のような場合は、令第28条の2第1号ただし書により、「保存の措置」を行わないことができる。ただし、これらの場合でも、必要以上の樹木の伐採は避けるべきである。

- ① 開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存する場合。

公園、緑地等として土地利用計画上定められている土地の部分の樹木は保存措置を講じる必要があるが、それ以外の対象樹木は、保存措置を講じなくてもよい(例図中、1 参照)。

- ② 開発区域の全域ではないが、公園、緑地等の計画面積以上に保存対象樹木がある場合。

原則的に樹木の濃い土地の部分を公園、緑地等として活用し、保存措置を講じる。それ以外の対象樹木は、保存措置を講じなくてもよい(例図中、2 参照)。

また、土地利用計画上、公園等の位置が著しく不適となる場合(例：開発区域の周辺部で利用上不便な場合等)においても同様(例図中、3 参照)。

- ③ 南下りの宅地予定地に保存対象樹木がある場合。
④ その他土地利用計画上やむを得ないと認められる場合。

イ 表土の保全

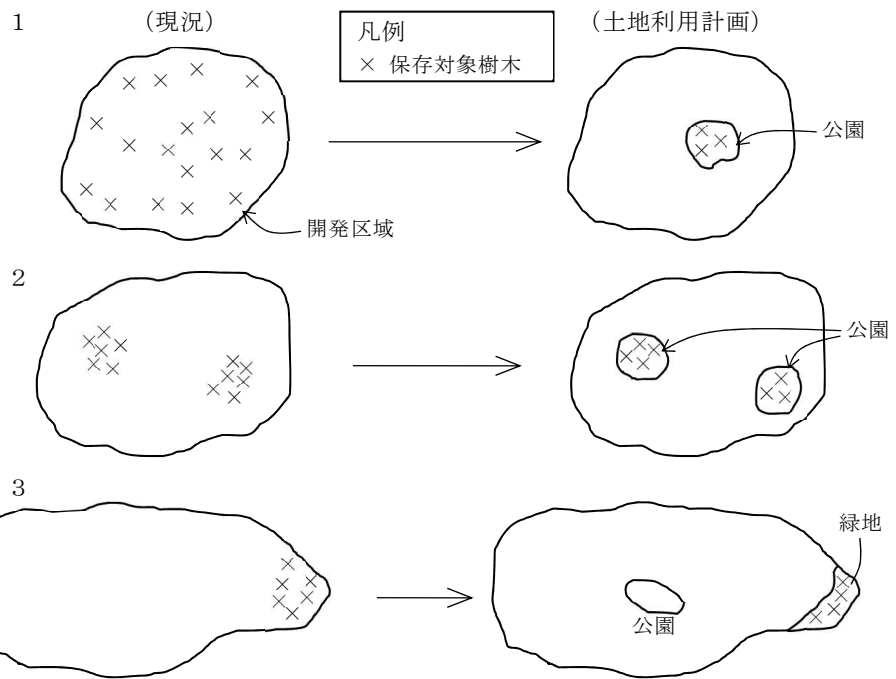
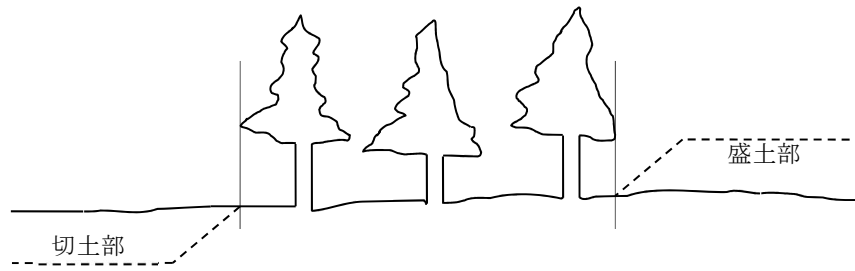
(ア) 「表土」とは、通常、植物の生育にかけがえのない有機物質を含む表層土壌のことをいう。

(イ) 表土の保全方法には、次のような方法がある。ただし、表土の復元の措置が最善の措置であり、客土・土壌の改良、その他の措置は、やむを得ない場合の代替措置と考えられるものである。

- ① 表土の復元：開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元すること(例図参照)。
② 客土：開発区域外の表土を開発区域内の必要部分におおうこと。
③ 土壌の改良：土壌改良剤と肥料を与え耕起すること。
④ その他の措置
リッパーによる引掻きを行い、土壌を膨軟にする。
発破使用により土壌を膨軟にする。
粘土均しを行い保水性の悪い土壌の改良をする。

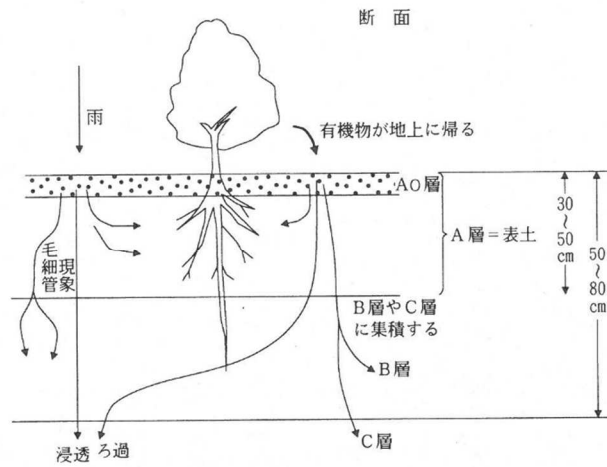
樹木の保存例図

例 図



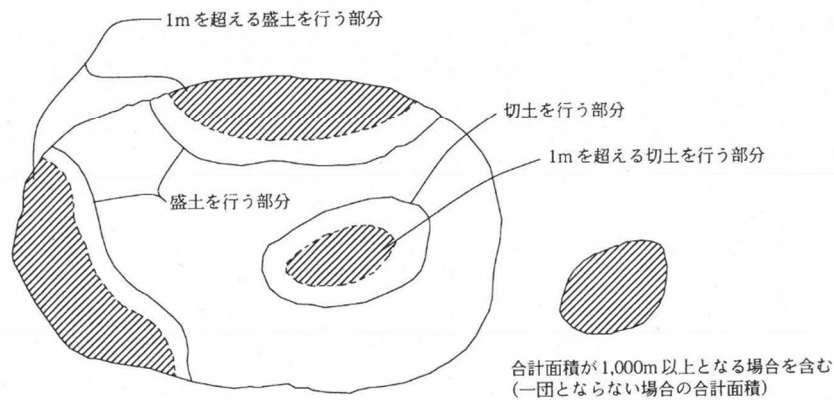
表土の保全例図

(表土の概念図)

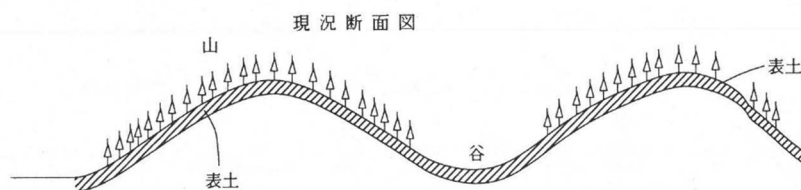


- Ao層 (有機物層): 地表に堆積した有機物の層で、土壌の有機質の母材となるものである。
- A層 (溶脱層): 下層のB層に比べて風化の程度が進んでおり、組織は膨軟であって有機質に富み、暗色ないし黒色を呈する。多くの土壌で下層土との境がはっきりしている。
植物の根は主にこの部分から養分、水分を吸収し下層土には殆ど入ってゆかない。
水の通過量が多いため土壌の可溶性、無機成分、有機成分、粘土等が溶脱される層である。
- B層 (集積層): A層の下につつき、A層から溶脱された可溶性成分、粘土等が集積する部分である。
- C層 (母材料): 岩石が風化していない最下層の部分である。

(7) 例 図

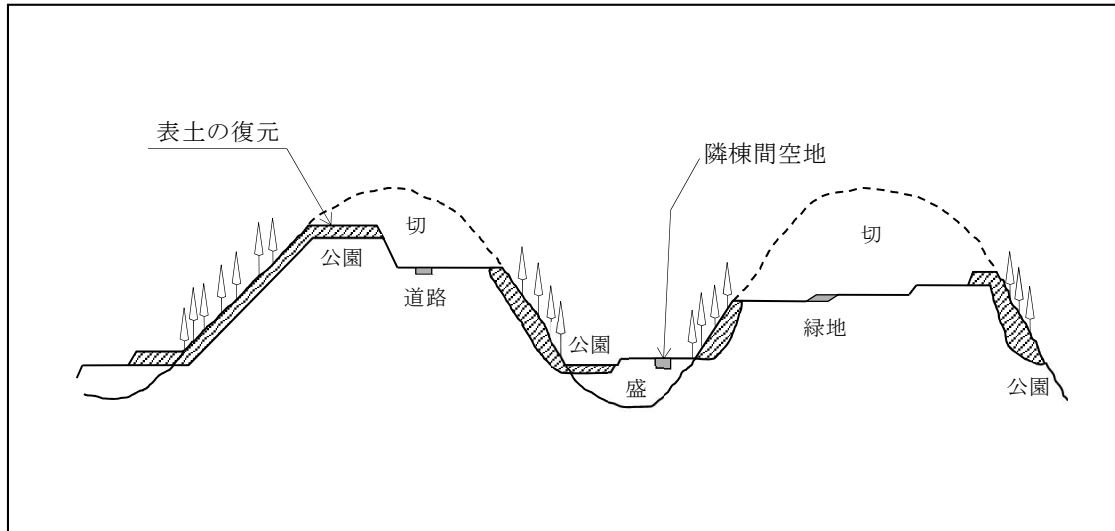


(1) 例 図

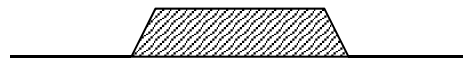


土地利用計画（完成断面図）例図

1 表土の復元の良い造成工事の例示

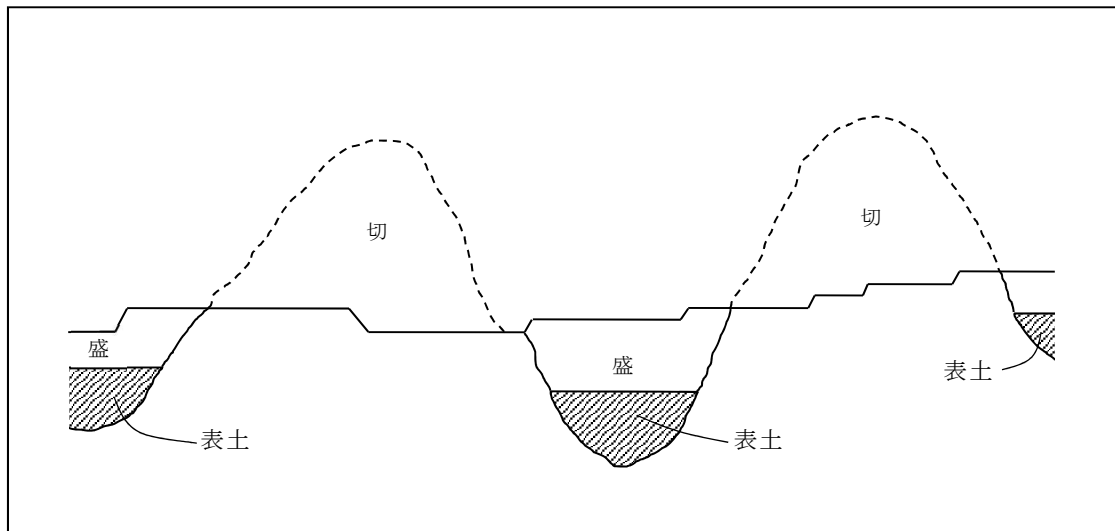


(注) 区域内の表土を工事中まとめて保存して粗造成が終了する段階で必要部分に復元する厚さ 20 cm～40 cm程度



工事中まとめて保存する（表土置場等定めて）

2 表土の復元の悪い造成工事の例示



(10) 緩衝帯

根拠法令：法第33条第1項第10号、令第23条の4及び第28条の3、規則第23条の3

ア 緩衝帯の幅員については、下表のとおりとする。ただし、予定建築物等の敷地の配置や具体的な騒音源、振動源等が明らかであり、かつ、工場立地法、騒音規制法、振動規制法その他の法令に基づく環境の保全のための規制に準拠した対策が講じられる場合は、この限りでない。

開発区域の面積	緩衝帯の幅員	備 考
1.0ha以上 1.5ha未満	4m以上	工場立地法（環境施設）に定められているものの割合とほぼ一致している。
1.5ha以上 5.0ha未満	5m以上	
5.0ha以上 15.0ha未満	10m以上	
15.0ha以上 25.0ha未満	15m以上	
25.0ha以上	20m以上	

イ 法第33条第1項第10号における「騒音、振動等」とは、開発区域内の予定建築物等から発生するものであって、区域外から発生するものではない。

騒音、振動の他に煤煙、悪臭が含まれる。

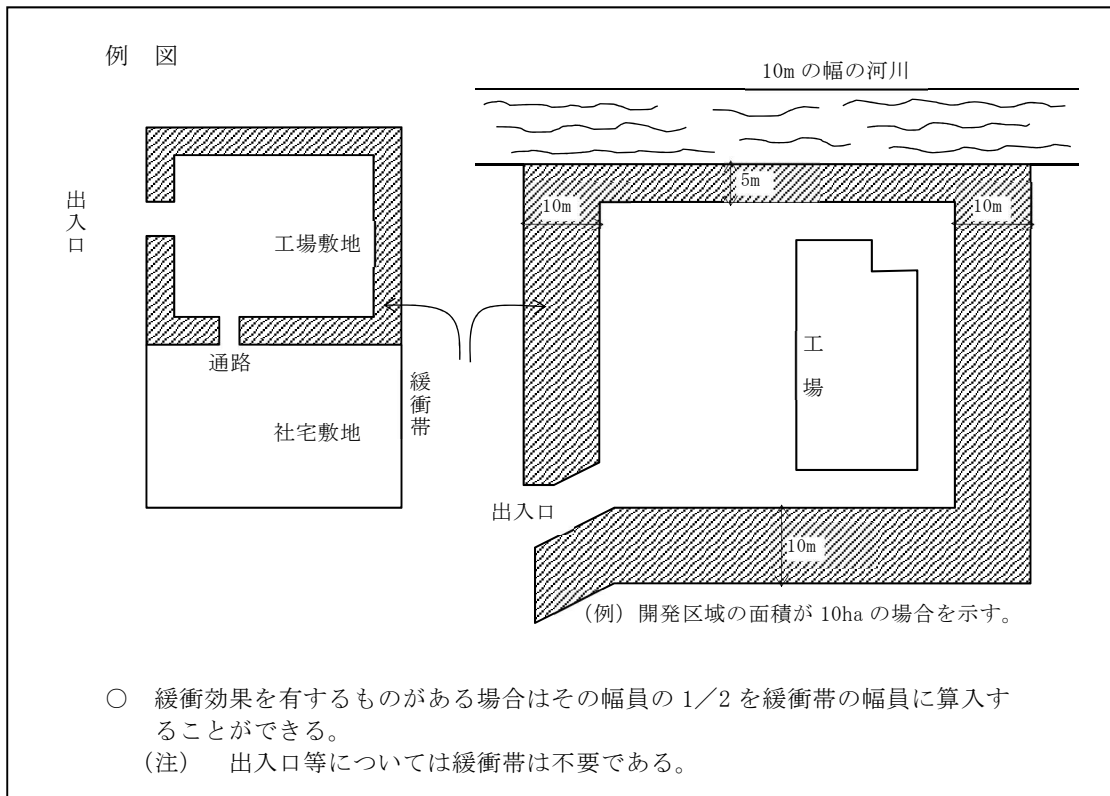
ウ 令第28条の3における「騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等」とは、工場（動力（三相200v）等を用いるもの）をさし、第一種特定工作物も該当する。

エ 緩衝帯は、開発区域（又は敷地）の境界の内側にそって設置するものであり、その用地を確保していればよい。

オ 緩衝帯は、公共用地ではなく工場等の敷地の一部となるので、その区域を明らかにしておくこと（縁石・境界杭等）。

カ 開発区域の周辺に既存の公園、緑地、河川、池、沼、海、植樹された大規模な街路、法面等緩衝効果を有するものが存する場合、緩衝帯の幅員が緩和されることがある（例図参照）。

緩衝帯例図



(11) 輸送施設

根拠法令：法第33条第1項第11号、令第24条

40ha以上の開発行為にあつては、道路、鉄道による輸送の便を考慮し、特に必要があると認められる場合は、開発区域内に鉄道施設等の用に供する土地を確保する等の措置をとらなければならない。

(12) 申請者の資力・信用

根拠法令：法第33条第1項第12号、令第24条の2

ア 事業計画どおり開発行為を完遂するための資金的能力があること。

イ 申請者に誠実に許可条件等を遵守して開発行為を完遂するであろうと認められる信用があること（資金計画書、法人の登記事項証明書、納税証明書（個人の場合は税務署発行の納税証明書、法人の場合は都道府県発行の法人事業税の納税証明書）、事業経歴書（宅地造成に係るもの）等で判断する）。

(13) 工事施行者の能力

根拠法令：法第33条第1項第13号、令第24条の3

開発行為の規模等具体的事例により差異があるが、当該工事の難易を考慮し、工事实績等を勘案して、工事施行者に当該工事を完成させる能力があること（法人の登記事項証明書、事業経歴書（宅地造成に係るもの）、建設業許可証明書等で判断する）。

(14) 関係権利者の同意

根拠法令：法第33条第1項第14号

ア 「妨げとなる権利を有する者」とは、土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権、地役権、質権、抵当権、先取特権等を有する者であること。

工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者。

イ 原則として、「妨げとなる権利を有する者」の全員の同意が必要であること。

ウ 造成協力地として取り扱われる区域については、法第33条第1項第14号の規定が適用されることから、上記ア及びイを踏まえて「妨げとなる権利を有する者」の同意を得ること。

(15) 敷地面積の最低限度

開発区域内において予定される建築物の敷地面積（擁壁等が設置されるため建築不可となる部分や敷地延長部分を除いた有効面積による。）の最低限度は、次のとおりである。

区 域	敷地面積の 最低限度
条例第4条第1項の規定により知事が指定した土地の区域	200㎡
条例第6条第1項第1号の表イ項に掲げる区域として知事が指定した土地の区域であって、建築物の平均敷地面積が150㎡以上のもの	200㎡
条例第6条第1項第1号の表イ項に掲げる区域として知事が指定した土地の区域であって、建築物の平均敷地面積が150㎡未満のもの	150㎡
条例第6条第1項第1号の表ロ項に掲げる区域として知事が指定した土地の区域	300㎡

※ 上の表は、条例第3条に規定する表と同じものである。

※ 上の表以外の区域については、宅地分譲における一区画の敷地面積（上の表と同じく有効面積による。）は原則として165㎡以上とすること。

7 市街化調整区域における開発許可の基準（立地基準）

法第34条各号のいずれかに該当するものでなければ許可を得ることができない。

- （１）主として当該開発区域の周辺の地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等を営む店舗等（令第22条第6号に該当するものを除く。）

根拠法令：法第34条第1号

ア 申請地は、既存集落（市街化調整区域内において建築物の敷地が連たん（建築物の敷地相互間の距離が100m以内であること。）し、連たん中に住宅系建築物の敷地が40以上含まれるものをいう。以下同じ。）内の土地であること。

なお、予定建築物が物品の小売業を目的とする店舗の場合、申請地は、幅員9m以上の国道又は主要地方道及びこれらの側道に接していないこと。

イ 公益上必要な建築物とは、主として当該集落内の居住者が利用する児童福祉法（昭和44年法律第164号）に規定する保育所又は家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定子ども園、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち通所系施設をいう。なお、社会福祉事業の用に供する施設については、「（15）開発審査会の議を経て認められる開発行為」に該当するものがある（当該基準及び別表10参照）。

ウ 公益上必要な建築物は、次のいずれにも該当するものであること。

（ア）立地予定地の市町の長から、当該予定建築物の位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市町の施策に照らした総合的見地から立地が望ましいとする意見書があること。

（イ）児童福祉法、学校教育法、医療法、社会福祉法等に基づき施設の開設許可・指導・監督を行う等当該施設を所管する県又は市町の関係部局と関係法令、当該施設の開設に係る基準、配置計画等に照らし支障がないことについて調整がとれたものであること。

エ 日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等を営む店舗等（以下「物品販売店舗等」という。）とは、主として当該集落内の居住者が利用する物品の小売業又は修理業、理容業、美容業、はり・灸・按摩業等の用に供する店舗、自動車修理工場、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、水素スタンド、農林漁業団体事務所、農機具修理施設等をいう。

オ 申請者は、当該建築物を所有し、自ら営む者に限ること。

カ 開発区域の面積は、事業内容及び必要な駐車スペース等を勘案して、適切な規模であることとし、フェンス、塀等の工作物により隣接地と外形上一体として利用できないように設計がされていること。なお、自動車修理工場を除き、物品販売店舗等の開発区域の面積は500㎡を限度とする。

キ 計画平面図及び立面図等から判断して、当該予定建築物等として適切な設計及び規模

等であること。

なお、物品販売店舗等の規模は、延床面積150㎡を限度とする。また、自動車修理工場は次の基準に適合すること。

(ア) 自動車分解整備事業を行う事業場（指定自動車整備事業の指定事業場及び板金のみを行うものを除く。）として、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項の規定に基づく九州運輸局長等の認証を受けること。

(イ) 申請者が、認証申請に必要な2級自動車整備士以上の資格を有すること。

(2) 当該市街化調整区域に存する鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な建築物又は第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第2号

ア 鉱物の採鉱、選鉱その他の品位の向上処理及びこれと通常密接不可分な加工並びに地質調査、物理深鉱などの深鉱作業及び鉱山開発事業の用に供するもの

イ 当該市街化調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、砕石製造業等に属する事業に係るもの

ウ 当該観光資源の鑑賞のための展望台その他利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設で、周辺環境を著しく損なうことのないものであること。

(3) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする事業用の建築物及び第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第3号

本号に基づく政令が未設定であるので、本号により許可されるものは存しない。

(4) 農林漁業用建築物（法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のもの）又は市街化調整区域内において生産される農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第4号

ア 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀・製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業等の用に供するもの。

イ 農産物の処理加工等については、原材料が、主に当該市街化調整区域内において生産されたもので、かつ、当該生産地において速やかに処理又は加工する必要性があること。

ウ 建築物等の規模は、当該市街化調整区域内の農林水産物の生産量等を勘案して適切な規模であること。

エ 建築物等には、原則として併用住宅を含まないこと。

(5) 農林業等活性化基盤施設

根拠法令：法第34条第5号

(6) 中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する建築物若しくは第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第6号

県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成するものでなければならず、県が同機構の貸付けを受けて中小企業の店舗等の集団化事業に必要な資金の貸付けを行ったり、逆に同機構が県から貸付けを受けて中小企業の集団化事業を行ったりする場合等が同号に該当する。

(7) 既存工場と密接な関連を有する事業用建築物又は第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第7号

ア 「関連」とは、資本的なあるいは人的組織的な関連ではなく、具体的な事業活動の関連のことをいう。

イ 「密接な関連を有する」と認められるのは、自己の生産物の原料又は部品の50%以上を既存の工場の製品に依存し、あるいは、自己の生産物の50%以上を当該既存の工場に原料又は部品として納入する等の強い関連がある場合。

ウ 既存工場の「事業の効率化を図るため」必要な場合でなければならず、既存の事業の質的改善が図られる場合のみならず事業の量的拡大のみが図られる場合でもよい。

エ 既存工場の敷地の拡大を行う場合、拡大後の敷地面積は、原則として、もとの面積の1.5倍以内。

オ 密接関連施設と認められる建築物等の規模は、事業計画、作業工程等を勘案して適切な規模であること。

カ 密接関連施設の敷地は、原則として当該既存工場の敷地に隣接していること。

キ 申請時における既存工場の敷地が、過去に許可を受けていないこと（平成19年11月29日までに受けた許可を除く）。

(8) 火薬庫である建築物又は第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第8号、令第29条の6

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類の貯蔵・処理に供する同法第12条に定める火薬庫の建築等を目的とするものが該当する。

(8-2) 開発行為を行うのに適切でない区域に存する建築物等に代わるべき建築物等

根拠法令：法第34条第8号の2、令第29条の7

ア 申請者は、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 市街化調整区域のうち急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域（以下「災害危険区域等」という。）に存する建築物等（以下「従前建築物等」という。）の所有者

(イ) 従前建築物等に代わるべき移転後の建築物等（以下「代替建築物等」という。）の所有権を有することとなる者

イ 従前建築物等は、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 許可申請時に存在しており、かつ、災害危険区域等の指定前に建築又は建設されたものであること。

(イ) 適法に建築又は建設されたものであること。

ウ 代替建築物等は、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 従前建築物等の所在地と同一市町の市街化調整区域にあること。

(イ) 従前建築物等と同規模、同用途であること。

ここに同規模とは、戸建専用住宅の場合は地上3階、地下1階の範囲内とする。

また、戸建専用住宅以外の場合は床面積が従前建築物等の床面積の1.5倍以内とする。

エ 代替建築物等の敷地面積は、従前建築物等の敷地面積の1.5倍以内であること。

オ 申請者は、代替建築物等の竣工後、6か月以内に従前建築物等を除却すること（除却しない場合は、法第81条第1項第3号に該当する者として監督処分の対象となり得る。）。

カ 申請者は、「知事が必要と認める図書」として以下の書類を提出すること。

① 移転計画書（様式第27号）

② 従前建築物等及び土地の登記簿謄本

③ 代替建築物等の所有権を有することになる者を確認できる書類（請負契約書等）

④ 申請者と従前建築物等の所有権を有する者が異なる場合、移転及び除却に関する従前建築物等の所有権を有する者の同意書

⑤ 従前建築物等に対し所有権以外の権利を有する者の同意書

⑥ 同意書に係る印鑑登録証明書

（９）道路管理施設、休憩所若しくは給油所等である建築物又は第一種特定工作物及び火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類の製造所である建築物

根拠法令：法第34条第9号、令第29条の8

ア 「道路管理施設」とは、高速自動車国道等において、その道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの。

イ 「休憩所」とは、いわゆるドライブインのことであり、原則として、次の要件を全て満たすものであることとする。モーテル等宿泊施設及びコンビニエンスストア等物品販売店舗は含まれない。休憩所の規模は適切なもので、原則として、客席数の半数以上の駐車台数を確保できる駐車場があること。

(ア) 飲食店（中分類：76）※ 7622 料亭、7651 酒場、ビヤホール及び7661 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。

(イ) ドライブスルー併設及びテイクアウト専門の業態でないこと。

(ウ) 主としてアルコールの提供を行わないこと。

ウ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で指定された公共交通軸の沿線におけるバス停利用者のための待合所で、次の全ての要件を満たすものは「休憩所」に含むものとする。

(ア) 申請地が、公共交通軸の沿線に設置されたバス停と現に直接接続しており、又は直接接続する計画であること。

(イ) 開発区域の面積は、5,000㎡未満であること。

(ウ) 開発区域内には、次に掲げるバス停の利用者のための設備等を設けること。

- ① 施設を利用する乗用車及び路線バスのための、専用の退避レーンを設けること。
- ② バス停利用者のためのパークアンドライド形式の駐車場及び駐輪場を設けること。
- ③ 待合所は、相当数の利用者等が着座して待機することが可能な規模とし、夏季及び冬季に対応した温度調節設備が備えられていること。
- ④ 待合所は、多目的トイレ、男女用別専用のトイレ及び洗面所が設置されていること。
- ⑤ バス停から待合所までの経路は、バス停利用者の移動を妨げない計画とすること。
 - a 待合所はバス運転手及びバス停利用者が相互に視認可能な配置計画とすること。
 - b 利用者動線と自動車動線との平面交差がないこと。
 - c 当該経路については、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年福岡県規則第41号）別表第6の道路（整備基準）の1 歩道の項に掲げる基準（下記参照）に適合させること。
- ⑥ 待合所は、ここがバス停利用者のための待合所であって多目的トイレ等の設備が設置されていることを表示する案内用のサインが施されていること。

(エ) バス停と待合所を直接接続する歩道を開発区域に編入しない場合は、当該歩道に係る敷地を造成協力地とし、上記（ウ）⑤の措置を施すこと。

エ 上記ウに適合する待合所にバス停利用者のための利便施設としてコンビニエンスストアを併設する場合は、上記イにかかわらず、当該コンビニエンスストアを「休憩所」に含めるものとする。ただし、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 日本標準産業分類による細分類の「コンビニエンスストア」に該当するものであること。

(イ) コンビニエンスストアの用に供する部分の床面積は、待合所の用に供する部分を除き、150㎡以下であること。

(ウ) 開発区域内に設ける駐車スペースは、その区画数の2分の1以上を、上記ウ（ウ）②の利用に供することが可能な計画とすること。

(エ) 店舗内に飲食のためのスペースを設ける場合は、上記ウ（ウ）③とは別に面積を確保すること（共用する計画とすることは妨げない）。

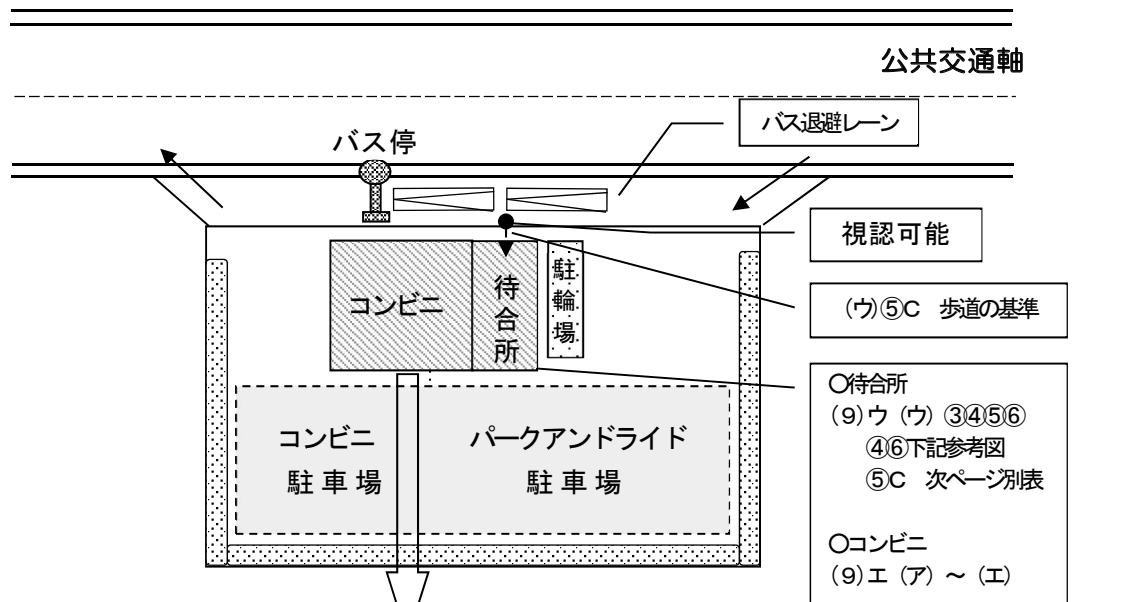
オ 「給油所等」とは、いわゆるガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド及び水素スタンドのことで、小修理を行うために通常併設されている適切な規模の自動車修理場が併設される場合も含まれ、その規模は屋内の作業場面積が72㎡程度（普通自動車分解整備を行う事業場として、道路運送車両法第78条第1項の規定に基づく九州運輸局長等の認証が取得可能な最小限の作業場面積）とする。

カ 休憩所及び給油所等（以下「休憩所等」という。）は、道路の円滑な交通を確保するため、交通量、市街化区域からの距離、周辺の状況等を総合的に勘案して、適切な位置に設けられるものであること。ここに適切な位置といえるためには、市町が路線を指定している区域を除き、原則として市街化区域から直線距離で500mを超える位置にななければならない。ただし、市町から望ましい旨の意見書が提出された場合はこの限りではない。なお、休憩所等の敷地については、幅員が9m以上の国道又は主要地方道（市町において、あらかじめ現在及び将来の土地利用上支障がないと認める幅員9m以上の路線を指定している場合は当該指定国道又は指定主要地方道に限る。）に接しており、当該道路から交通上支障なく出入りできること。

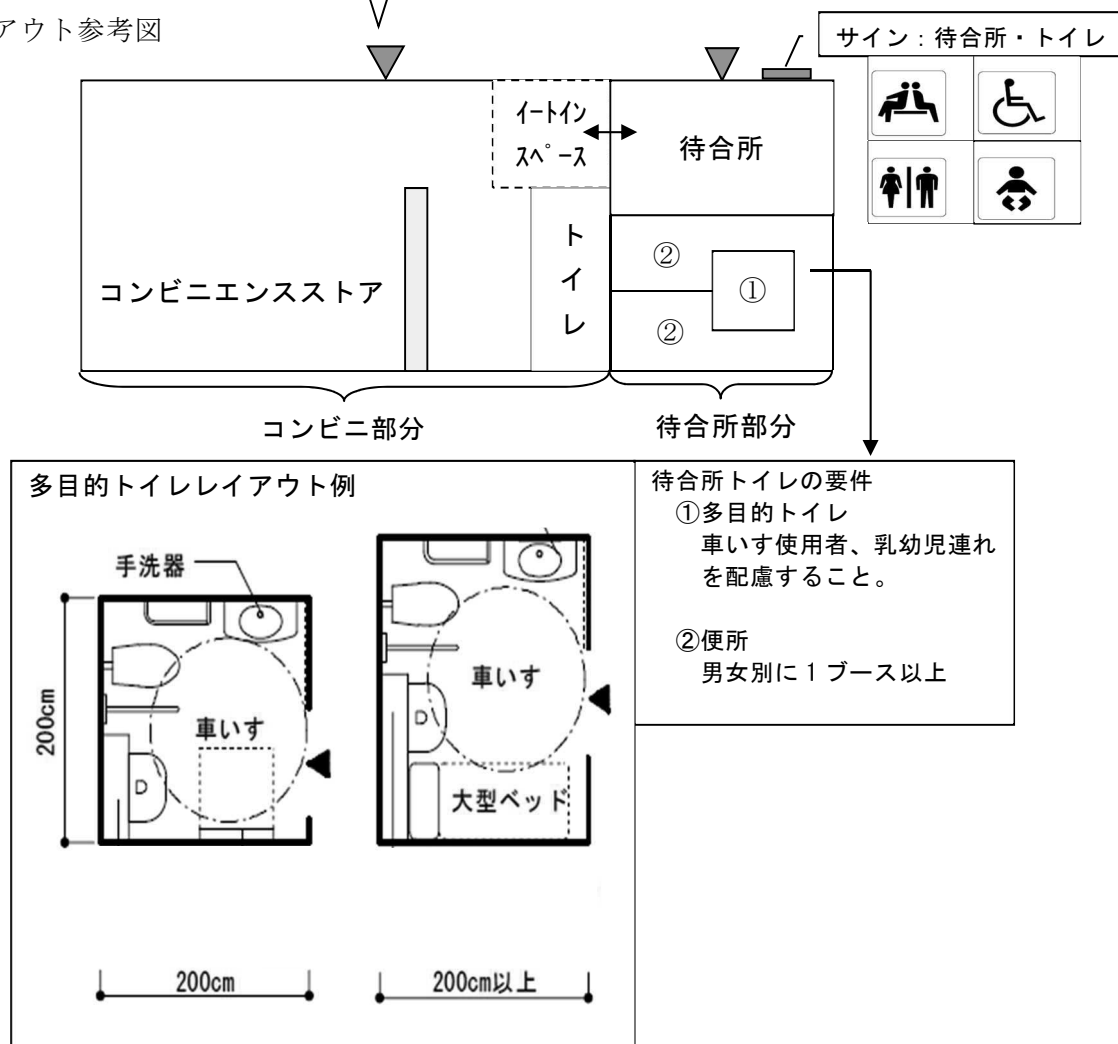
※ 路線を指定している市町

大牟田市、小郡市、筑紫野市、糸島市(旧前原市域)、新宮町、荻田町、福津市(旧福岡町域)

◇ (9) ウ及びエにおける開発許可のイメージ図



◇ レイアウト参考図



福岡県福祉のまちづくり条例施行規則 別表6（道路の整備基準）

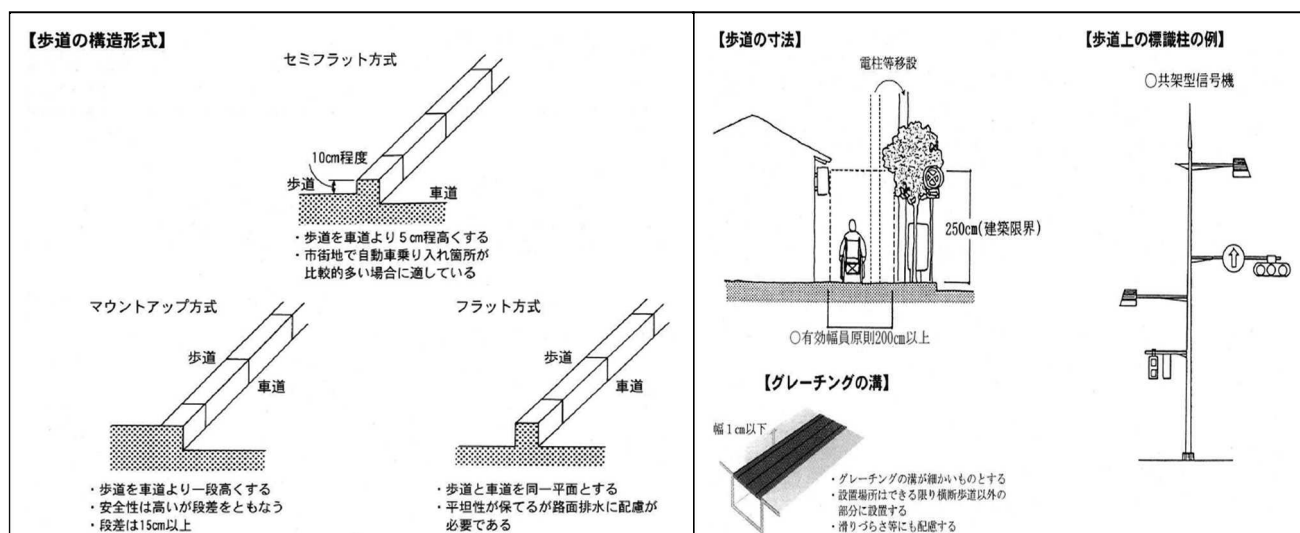
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/matizukurijorei.html>

整備箇所	整備基準
1 歩道	歩道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に従って設け、次に定める構造とすること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。）に定めるところによること。 一 歩道と車道は、明確に分離すること。 二 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。 三 歩道等面における勾配は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車いす等の安全な通行を考慮して以下を標準とする。 イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8パーセント以下とすることができる。 ロ 横断勾配は、2パーセント以下とすること。また、平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとすること。 ハ 縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けない。 四 歩道に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。 五 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。

解説表

整備内容	● 整備基準
①歩車道の分離	歩道には縁石線を設置。
②有効幅員の確保	原則として200cm以上。
③縦断勾配	5%以下。（地形の状況等により、やむを得ない場合は8%以下）
④横断勾配	2%以下。（平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ。）
⑤排水溝の蓋の形状	歩道に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。
⑥歩道上の設置物の配慮	歩道上の標識柱・街灯柱等は、可能な限り共架して整理統合し、歩道の有効幅員を確保。

参考図



(10) 地区計画又は集落地区計画に適合する建築物又は第一種特定工作物

根拠法令：法第34条第10号

地区計画又は集落地域整備法に基づく集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、地区計画又は集落地区計画の内容に一致している開発行為が該当する。

(11) 条例第4条第1項に基づく指定区域内における開発行為

根拠法令：法第34条第11号

条例第4条第1項に基づく指定区域内における予定建築物を建築する目的で行う開発行為が該当する。

ア 予定建築物は一戸建の専用住宅のみとする。

イ 敷地面積の最低制限は200㎡（平成16年4月1日又は区域区分等により新たに市街化調整区域に編入された日に現存又は建築工事に着手している建築物の敷地を除く。）、建築物の高さの限度は12m、外壁の後退距離は1m以上（建築基準法施行令第135条の22第1号及び第2号に該当する場合は除く。以下同じ。）であること。

ウ 汚水処理は、下水道処理区域外は合併処理浄化装置によること。

(12) 条例第6条第1項第1号に基づく指定区域内における開発行為

根拠法令：法第34条第12号

条例第6条第1項第1号に基づく指定区域内における予定建築物を建築する目的で行う開発行為が該当する。

ア 条例第6条第1項第1号の表イ項に基づく指定区域内における開発行為

（ア）予定建築物は、一戸建の専用住宅又は第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物（共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋及び公衆浴場を除く。）で知事が市町村長の申出に基づき承認したものとする。

（イ）敷地面積の最低制限は200㎡（ただし、指定時における区域内の建築物の平均敷地面積が150㎡未満の場合は150㎡とし、指定申出日に現存又は建築工事に着手している建築物の敷地を除く。）、建築物の高さの限度は12m、外壁の後退距離は1m以上とする。

（ウ）汚水処理は、下水道処理区域外は合併処理浄化装置によること。

イ 条例第6条第1項第1号の表ロ項に基づく指定区域内における開発行為

（ア）予定建築物は、一戸建の専用住宅とする。

（イ）敷地面積の最低制限は300㎡、建ぺい率は30%以下、容積率は50%以下、建築物の高さの限度は12m、外壁の後退距離は1m以上とする。

（ウ）申請者は、建築物の敷地と同規模以上の特定市民農園を今後10年以上使用し、かつ、当該建築物に10年以上居住することが確実であることが確認できること。

（エ）汚水処理は、下水道処理区域外は合併処理浄化装置によること。

ウ 条例第6条第1項第1号の表ハ項に基づく指定区域内における開発行為

（ア）予定建築物は、道路管理施設、休憩所、給油所、コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）及び農林漁業生産物の直売所とし、自動車の出入口は、市町村長が指定した路線又は当該路線に接続する指定区域内の幅員9m以上の道路に

接していること。

(イ) 道路管理施設、休憩所及び給油所等の基準は、上記 7 の (9) ア、イ及びオによるものとする。

(ウ) コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）の規模は延床面積150㎡以下で、申請者が当該店舗を所有し、自ら営む者に限ること。

(エ) 農林漁業生産物の直売所の基準は、以下によるものとする。

① 申請者全員が開発区域の属する市町村の市街化調整区域において農林漁業生産物の生産に従事している者であり、かつ、農林漁業者証明書等により、農業者、林業者又は漁業者であることが証明できること。

② 申請者全員が当該市街化調整区域又はその周辺の地域に居住していること。

③ 申請者が当該直売所を所有し、自ら営む者に限ること。

④ 申請者が当該市街化調整区域に農林漁業生産物の直売所を所有していないこと。

⑤ 当該市街化調整区域で生産された農林漁業生産物を直接販売する店舗であること。

⑥ 規模は延床面積150㎡以下であること。

エ 条例第 6 条第 1 項第 1 号の表ニ項に基づく指定区域内における開発行為

(ア) 予定建築物は、条例施行規則第17条に規定する流通業務施設又は地域産業の振興に寄与する施設であること。

(イ) 流通業務施設の自動車の出入口は、4車線以上の道路若しくは高速自動車国道等のインターチェンジの周辺の幅員 9 m以上の道路又はこれらの道路に接続する指定区域内の幅員 9 m以上の道路に接していること。

(ウ) 地域産業の振興に寄与する施設の自動車の出入口は、幅員 9 m以上の国道若しくは主要地方道又はこれらの道路に接続する指定区域内の幅員 9 m以上の道路に接していること。

(13) 条例第 6 条第 1 項第 2 号に基づく開発行為

根拠法令：法第34条第12号

条例第 6 条第 1 項第 2 号に基づく予定建築物を建築する目的で行う開発行為が該当する。

ア 分家住宅（条例第 6 条第 1 項第 2 号イ）

(ア) いわゆる本家（以下「本家」という。）とは、市街化調整区域における既存集落又はその周辺の地域の自己所有住宅に、区域区分の日前から引き続き生活の本拠（住所）として居住している者又は区域区分の日以後に相続により当該住宅を取得後引き続き生活の本拠（住所）として居住している者をいう。

(イ) 申請者は、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する本家の親族のうち、申請時に、同法第887条、第889条及び第890条の規定に基づく申請地の相続権を有する本家の世帯構成員（住民票で同一の世帯に記載されている者）、又は当該親族のうち、現に本家から相続又は生前贈与により申請地の所有権を取得した本家の世帯構成員であること。

ただし、申請者は、従前同一の世帯構成員として同居の事実があれば足り、現時点における本家の世帯との同居を要しない。

(ウ) 申請者は、過去において当該許可を得ていないこと。

(エ) 新たに住宅を確保する必要性が認められること。

- (オ) 申請地は、既存集落又は周辺の地域であること。
- (カ) 勤務地が適正と認められること（通勤時間２時間程度まで）。
- (キ) 本家若しくは申請者又はそれらの世帯構成員が、市街化区域、条例第４条第１項又は第６条第１項第１号の表イ項若しくはロ項に基づく指定区域(以下「市街化区域等」という。))に建築可能な土地を所有していないこと。
- (ク) 本家が区域区分の日前から引き続き所有している土地又は区域区分の日以後に相続により当該土地を取得後引き続き所有している土地であること。
ただし、市街化調整区域に関する都市計画の決定後であっても、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）による農業振興地域内にある土地の交換分合により取得した土地等については、これに含めてよい。
- (ケ) 敷地面積は500㎡以下で、建物の規模からみて適正なものであること。
- (コ) 予定建築物の用途は一戸建の専用住宅とし、規模等が世帯構成員等からみて適正であり、高さの限度が12m、外壁の後退距離が１m以上であること。

イ 既存集落内の自己用住宅（条例第６条第１項第２号ロ）

- (ア) 申請地は、既存集落内の土地であること。
- (イ) 申請地は、申請者が区域区分の日前から所有していた土地（申請者が、区域区分の日前から申請に係る土地を所有していた者の直系卑属又は民法第725条に規定する親族であって、相続又は生前贈与により取得した土地を含む。）であること。
- (ウ) 既存集落内の戸建専用住宅の敷地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された場合において、同じ既存集落内に戸建専用住宅を移転するときは、申請者が同区域の指定前から当該敷地に存する戸建専用住宅の所有者であることを要件に上記（イ）を適用しない。
この場合、従前の自己用住宅の敷地については、移転後に地目を宅地以外に変更すること。
- (エ) 申請者は、過去において当該許可を得ていないこと。
- (オ) 新たに住宅を確保する必要性が認められること。
- (カ) 勤務地が適正と認められること（通勤時間２時間程度まで）。
- (キ) 申請者及び申請者の世帯構成員が市街化区域等に建築可能な土地を所有していないこと。
- (ク) 敷地面積は500㎡以下で、建物の規模からみて適正なものであること。
- (ケ) 予定建築物の用途は一戸建の専用住宅で、規模等が世帯構成員等からみて適正であり、高さの限度が12m、外壁の後退距離が１m以上であること。

ウ 収用対象事業の施行に伴う転居に係る自己用住宅(条例第６条第１項第２号ハ)

- (ア) 申請者は、土地の全部の収用により自己の居住の用に供する一户建の専用住宅からの転居を余儀なくされた者であること。ただし、残地がある場合であっても、構外再築の移転補償がなされ、かつ、当該残地で再建が困難と認められる場合は、この限りでない。
- (イ) 申請者は、収用された土地に存する一户建の専用住宅の所有者であること。
- (ウ) 転居が収用対象事業の施行に伴うものであることが収用証明書により確認できること。
- (エ) 収用された土地が市街化調整区域に存すること。

- (オ) 申請者及び申請者の世帯構成員が市街化区域等に建築可能な土地を所有していないこと。
- (カ) 申請地の敷地の規模は、収用された土地の敷地面積の1.5倍以下（ただし、土地の全部が収用されなかった場合であって、申請者が残地を自己の居住の用に供する一戸建の専用住宅の敷地として使用しない旨が書面で確認できる場合は、残地の面積を収用された土地の敷地面積の1.5倍以下に加算することができるものとする。）又は300㎡以下の区域面積を有すること。
- (キ) 予定建築物の用途は一戸建の専用住宅で、規模等が世帯構成員等からみて適正であり、高さの限度が12m、外壁の後退距離が1m以上であること。

エ 大規模既存集落内の分家住宅（条例第6条第1項第2号二）

- (ア) 申請地が、知事が指定する次の市町の区域に存すること。
小郡市（松崎地区及び味坂地区）、みやま市（江浦地区）
- (イ) 申請者は、区域区分の日前から指定既存集落内に生活の本拠を有するいわゆる本家の世帯構成員（収用対象事業の施行に伴う転居を余儀なくされた者で、区域区分の日以後に当該指定既存集落に生活の本拠を有することとなったものの世帯構成員を含む。）であること。ただし、申請者は、従前同一の世帯構成員として同居の事実があれば足り、現時点における本家の世帯との同居を要しない。
- (ウ) 申請者は、過去において当該許可を得ていないこと。
- (エ) 新たに住宅を確保する必要性が認められること。
- (オ) 勤務地が適正と認められること（通勤時間2時間程度まで）。
- (カ) 敷地面積は500㎡以下で、建物の規模からみて適正なものであること。
- (キ) 予定建築物の用途は一戸建の専用住宅で、規模等が世帯構成員等からみて適正であり、高さの限度が12m、外壁の後退距離が1m以上であること。

オ 大規模既存集落内の自己用住宅（条例第6条第1項第2号二）

- (ア) 申請地が、知事が指定する次の市町の区域に存すること。
小郡市（松崎地区及び味坂地区）、みやま市（江浦地区）
- (イ) 申請者は、区域区分の日前から指定既存集落内に生活の本拠を有する者（収用対象事業の施行に伴う転居を余儀なくされた者で、区域区分の日以後に当該指定既存集落に生活の本拠を有することとなった者を含む。）であること。
- (ウ) 申請者は、過去において当該許可を得ていないこと。
- (エ) 新たに住宅を確保する必要性が認められること。
- (オ) 勤務地が適正と認められること（通勤時間2時間程度まで）。
- (カ) 敷地面積は500㎡以下で、建物の規模からみて適正なものであること。
- (キ) 予定建築物の用途は一戸建の専用住宅で、規模等が世帯構成員等からみて適正であり、高さの限度が12m、外壁の後退距離が1m以上であること。

(14) 既存の権利者の開発行為

根拠法令：法第34条第13号、令第30条、規則第28条

ア 本号でいう権利は、土地の所有権又は所有権以外の土地利用に関する権利をいい、借地権は該当するが、抵当権、先取特権等は該当しない。

権利の取得（設定）は、当該地が市街化調整区域に指定又は変更される前に行われていることが必要で、開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を受けなければ

ならない場合は、市街化調整区域となる前に農地転用の許可を受けていなければならない。

イ 「自己の居住又は業務の用に供する」とは、個人が自分が住むための専用住宅を建てる場合や企業が自社の工場を建てる場合のことで、社員用住宅、貸店舗、有料老人ホーム(当該有料老人ホームの経営者が直接経営するデイサービス、診療所等の施設であって、当該有料老人ホームの入居者以外の者が利用可能なものが併設されている場合を除く。)等はこれに含まれない。

ウ 本号により許可を受けるためには、規則第28条各号に定める事項を記載した既存権利者の届出書を当該地が市街化調整区域に指定又は変更された日から6月以内に知事に届け出なければならない。

エ 本号による許可を受けて行う開発行為は、原則として、当該地が市街化調整区域に指定又は変更された日から5年以内に完了するものでなければならない。

オ 本号の届出をした者の相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人などの一般承継人に限り、本号の届出を行なった者の地位を承継する。

(15) 開発審査会の議を経て認められる開発行為

根拠法令等：法第34条第14号

本号により許可を受けるためには、あらかじめ開発審査会の議を経なければならないと定められているため、開発審査会に付議する基準を次のように定める。

ア 収用対象事業の施行に伴い収用された宅地の代替地のための開発行為（7の（13）のウを除く）

（ア）収用された土地（以下「収用地」という。）が次のいずれかに該当するものであること。

- ① 法第29条の規定に基づき開発許可を受けた土地(開発行為が未着工のものを含む。)
- ② 法第43条の規定に基づき建築許可を受けた土地(建築行為が未着工のものを含む。)
- ③ 線引きの日以前から線引きの日をまたいで建築物が存在している土地
- ④ 現に建築物が適法に建築されている土地

（イ）申請者は、収用の対象となる建築物の所有者又は収用地に建築物を建築する権利を有していた者であること。

（ウ）当該許可の申請は一の収用地につき一回に限られること。

（エ）当該土地を収用されたことが収用証明書により確認できること。

（オ）収用地が市街化調整区域又は市街化区域に存すること。

（カ）収用地が市街化区域に存する場合は、当該収用地の建築物に対して構外再築の移転補償が伴うこと。また、申請者及び申請者の世帯構成員が市街化区域等に建築可能な土地を所有しておらず、かつ市街化区域に建築可能な土地の確保が困難である場合、被収用者が従前から市街化調整区域に代替予定地としてではなく適切な土地を保有しており新たに市街化区域に求めさせる合理的事情に乏しい場合、市街化調整区域に隣接する土地が収用された場合、収用の対象が業務用の建築物で市街化調整区域に大部分の取引先が集積しているなど業務運営上の事情を考慮する必要がある場合、同居の親族が通う学校と同一の通学区域で建築可能な土地が市街化調整区域にしか

い場合など、個別具体的事情によりやむを得ないと認められるものであること。

(キ) 市街化調整区域において、宅地利用される一団の土地の全部が収用されず残地がある場合は、申請地（代替地）は残地に隣接していること。ただし、従前の土地利用形態、建築物移転補償の有無・種類、再建に係る建築物の規模・用途・附属施設の状況及び残地とその周辺地の形状など物理的要因等を勘案し、残地を利用した従前の土地利用の機能回復が困難と認められる場合はこの限りでない。

(ク) 申請地（代替地）は次に該当する地域にあること（申請地（代替地）が残地に隣接している場合を除く。）。

① 予定建築物が住宅の場合、既存集落又はその周辺の地域とし、法第18条の2第1項の規定に基づき市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は市町の市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に照らし、支障がないと認められる地域であること。かつ、都市計画の観点から立地が望ましい旨の市町長の意見書が添付されているものとする。

② ①以外の用途の予定建築物については、法第18条の2第1項の規定に基づき市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は市町の市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に照らし、立地が適切であり、支障がないと認められる地域であること。かつ、都市計画の観点から立地が望ましい旨の市町長の意見書が添付されているものとする。

(ケ) 申請地（代替地）の面積は、収用された土地の敷地面積の1.5倍以下（ただし、土地の全部が収用されなかった場合であって、申請者が残地を従前の用途と同一の建築物の敷地として使用しない旨が書面で確認できる場合は、残地の面積を収用された土地の敷地面積の1.5倍以下に加算することができるものとする。）又は300㎡以下の区域面積を有すること。

(コ) 予定建築物の用途は次のとおりとする。

- ① (ア) の①の土地－開発許可に係る予定建築物の用途
- ② (ア) の②の土地－建築許可した予定建築物の用途
- ③ (ア) の③の土地－区域区分の日における建築物の用途
- ④ (ア) の④の土地－従前建築物の用途

(サ) 予定建築物は規模が適正であり、高さの限度が12m、外壁の後退距離が1m以上であること。（ただし、収用地に現に建築されていた建築物（一戸建の専用住宅を除く。）を再築する場合は、規模が従前の延床面積の1.5倍以下であること。また、長屋住宅又は共同住宅を再築する場合は、その戸数は収用地に現に建築されているものの戸数以下であること。）。

イ 社寺仏閣・納骨堂、その他の宗教活動上の施設

(ア) 「その他の宗教活動上の施設」とは、原則として宗教法人の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに付属する社務所、くり等をいう。

(イ) 当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設であるもの。

通常既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地藏堂を構成する建築物が該当する。

- (ウ) 当該施設の規模、構造、設計等がこれら宗教活動上の必要性に照らして、ふさわしいもの（宿泊施設、休憩施設は含まない）。
- (エ) 社寺仏閣等については、宗教活動の実態及び信者等の分布状況に照らして、当該地に立地することに合理的理由があるもの。
- なお、新たに当該地に立地する場合は、当該施設に係る信者等の半数以上が、当該市街化調整区域に居住していること。

ウ 既存事業所等の社宅、寮等

- (ア) 対象となる事業所は、法第34条第1号から第13号までの許可を受けた開発行為に係る事業所又は当該市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から市街化調整区域に存する事業所であること。
- (イ) 当該事業所の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案して、当該地に建築することがやむを得ないと認められるもの。
- (ウ) 当該事業所の業務に従事する者の住宅、寮等については、工場等の立地と一体的に計画されたものであって、当該住宅等が工場等と一体的に立地する場合又は既存集落内にあって当該事業所に近接している場合で、かつ、市街化区域に隣接又は近接していないこと。
- (エ) 予定建築物及び敷地の規模は、当該事業所の規模等からみて適切であること。

エ 準公益的な施設

- (ア) 地区集会所、集落青年会館、公民館（社会教育法（昭和22年法律第26号）によるものを除く。）等の建築物
- (イ) 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。
- (ウ) レジャー的な施設その他の目的の建築物と併用されるものでないこと。
- (エ) 利用計画、利用者等からみて適切な規模であること。
- (オ) 申請地は、既存集落内又は周辺の地域であること。

オ 指定区域内における大規模な流通業務施設

- (ア) 申請地が、平成16年3月31日までに知事が指定した4車線以上の国道等の沿道又はインターチェンジ周辺の区域に存すること。（別表参照）
- (イ) 「大規模な流通業務施設」とは、次のいずれかに該当するものであること。
- ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送の用に供される施設を除く。以下「一般貨物自動車運送事業用施設」という。）のうち、九州運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車が概ね1日平均延べ10回以上発着すると認定したもの。
 - ② 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項の倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫（以下「倉庫業用倉庫」という。）のうち、九州運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車が概ね1日平均延べ10回以上発着すると認定

したもの。

- ③ 物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第7条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設に該当する一般貨物自動車運送事業用施設又は倉庫業用倉庫であって、同法第6条第10項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において立地することが困難若しくは著しく不適当と認められる旨の意見があったもの。

（ウ）立地する流通業務施設の自動車の出入口は、4車線以上の道路若しくは高速自動車国道等のインターチェンジの周辺の幅員9m以上の道路又はこれらの道路に接続する指定区域内の幅員9m以上の道路に接していること。

〔別表 指定区域一覧表（大規模な流通業務施設）〕

市町名	4車線以上の国道等の沿道	高速自動車国道等のインターチェンジ周辺
小 郡 市	県道久留米筑紫野バイパス沿道（約4,000m）	九州横断自動車道筑後小郡インターチェンジ周辺
筑紫野市	国道3号筑紫野バイパス沿道（約2,160m） 県道福岡筑紫野線沿道（約950m） 県道筑紫野古賀線バイパス沿道（約4,720m） 県道久留米筑紫野線沿道（約3,120m）	
福 津 市	国道3号沿道（約4,170m）	
新 宮 町	国道3号沿道（約1,500m）	
久 山 町	県道筑紫野古賀線沿道（約500m） 県道福岡直方線沿道（約170m）	
粕 屋 町		九州縦貫自動車道福岡インターチェンジ周辺
篠 栗 町	国道201号沿道（約1,200m）	

カ 地域振興のための施設

（ア）技術先端型業種の工場等

- ① 申請地が、平成16年3月31日までに知事が指定した次の市・町に存すること。
大牟田市、中間市、小郡市、筑紫野市、福津市（旧福岡町域）、糸島市（旧前原市域）、志免町
- ② 工場等は、医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、電子機器用・通信機器用部分品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業等の技術先端型業種の用に供する工場又は研究所であること。
- ③ 当該工場等は、周辺の土地利用状況、交通、雇用等を総合的に勘案してやむを得ないと認められるもの。

（イ）地域経済牽引事業計画に基づく施設

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来

投資促進法（平成19年法律第40号））第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第13条第3項第1号に規定する施設

キ 大規模既存集落内の小規模工場等

- (ア) 申請地が、知事が指定する次の市の区域に存すること。
小郡市（松崎地区、味坂地区）、みやま市（江浦地区）
- (イ) 申請者は、原則として当該市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から、当該指定既存集落に生活の本拠を有する者であること。
なお、収用対象事業による建築物の移転等の事情により当該市街化調整区域に関する都市計画が決定された後、当該指定既存集落に生活の本拠を有することとなった者についても認める。
- (ウ) 自己の生計を維持するため（定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし、新規に事業を営むことがやむを得ないと認められる場合であること。）に必要とする自己の業務の用に供する建築物であって、その経営形態、運営管理上の観点から当該集落において建築することがやむを得ないと認められるもの。
- (エ) 工場等とは、工場、事務所、店舗、又は運動レジャー施設である建築物であって、予定建築物が周辺の土地利用と調和のとれたものであること。
- (オ) 予定建築物の敷地面積は、1,000㎡以下であること。
- (カ) 店舗については、予定建築物の延べ床面積が500㎡以下であること。
- (キ) 店舗以外の予定建築物の規模は、事業計画等を勘案して適切な規模であること。

ク 大規模既存集落内の公営住宅

- (ア) 申請地が、知事が指定する次の市・町の区域に存すること。
小郡市（松崎地区、味坂地区）、みやま市（江浦地区）
- (イ) 主として当該指定既存集落及びその周辺に居住している者を入居の対象とすることを目的として建設される公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅であること。
- (ウ) 公営住宅の規模は、その地域の入居対象者数を勘案して適切であること。

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設で都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの又は建築基準法第51条ただし書の規定により、県又は大牟田市が福岡県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したもの。

コ 県紛争防止条例に定める産業廃棄物処理施設

- (ア) 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号。以下「県紛争防止条例」という。）（大牟田市にあつては、大牟田市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱。以下「大

牟田市紛争防止要綱」という。)に定める産業廃棄物処理施設のうち、再生利用を促進するために不可欠な施設として次に掲げるもので県紛争防止条例（大牟田市においては、大牟田市紛争防止要綱）に基づく手続を終了し、かつ、環境保全協定の締結に至ったもの。

汚でい発酵施設 木くず発酵施設 動植物性残さ発酵施設 ガラスくず及び陶磁器くず破碎施設	}	処理能力 5 t／日を超えるもの
--	---	------------------

- (イ) 市街化区域の工業系用途地域内に適地がないなど、市街化調整区域内に立地することがやむを得ないと認められること。
- (ウ) 開発区域の位置は、処理対象廃棄物の発生場所（原則として処理量全体の過半が当該都市計画区域から発生する廃棄物であること）及び産業廃棄物の搬入・搬出経路等を考慮し、合理的な位置と認められること。
また、現在及び将来の土地利用計画上支障がなく、かつ周辺の土地利用との整合が図られるものであること。
- (エ) 施設の規模は、処理量、駐車スペース、保管場所等を考慮し、適切な規模であること。
- (オ) 環境保全協定に基づき、騒音、粉塵、振動、悪臭、煤塵等に対する適切な環境保全対策が講じられていること。
- (カ) 開発区域は、通行車両等を勘案し、通行の安全上支障のない幅員 6 m 以上の道路に接していること。

サ 条例第 6 条第 1 項第 1 号の表ハ項に基づく指定区域内の農林漁業生産物直売所（法第 34 条第 12 号に該当する場合を除く。）

- (ア) 申請者は、開発区域の属する市町、当該市町が出資した第 3 セクター又は当該区域を管轄する農林漁業協同組合とする。
- (イ) 申請者が当該直売所を所有し、かつ申請者が市町である場合を除き、自ら営む者に限ること。
- (ウ) 申請者は、当該区域の属する市町の市街化調整区域において農林漁業生産物の直売所を所有していないこと。
- (エ) 当該市街化調整区域で生産された農林漁業生産物を直接販売する店舗であること。
- (オ) 自動車の出入口は、市町長が指定した路線に面していること。
- (カ) 規模は、利用計画、利用者等からみて適正であること。

シ 医療施設

医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院で、その有する病床が 200 床未満のもの、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所であつて、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 当該施設の立地が、法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき県が定めた都市計画区域の

整備、開発及び保全の方針に則した市町の市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に適合していること。

- (イ) 立地予定地の市町の長から、土地利用に関する計画に照らし、当該予定建築物の位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがない旨及び医療・福祉施策等に照らした総合的見地から立地が望ましい旨の意見書があること。
- (ウ) 医療法等関係法令に基づき当該施設の開設許可・指導・監督を行う等当該施設を所管する県又は市町の関係部局と関係法令、当該施設の開設に係る基準、配置計画等に照らし支障がないことについて調整がとれたものであること。

ス 調剤薬局

- (ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく開設許可、及び健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定に基づく保険薬局の指定について、あらかじめ、それぞれの所管部局と十分な協議を行うこと。
- (イ) 立地要件は、原則として市街化区域に隣接又は近接（市街化区域から概ね500mの範囲内）していないこと。ただし、市街化調整区域内の医療施設に隣接する場合はこの限りでない。
- (ウ) 近隣に医療施設が存在するなど、申請地に当該施設を立地する必要性があること。
- (エ) 開発区域の面積は、必要な駐車スペース等を勘案して、適切な規模であること。

セ 社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設で入所・通所人員が200人未満のもの又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更正保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）であって、次のいずれにも該当するものであること。なお、社会福祉事業の用に供する施設については、上記7（1）イに該当するものがある（当該基準及び別表10参照）。

- (ア) 当該施設の立地が、法第18条の2第1項の規定に基づき市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は法第6条の2第1項の規定に基づき県が定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則した市町の市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に適合していること。
- (イ) 立地予定地の市町の長から、土地利用に関する計画に照らし、当該予定建築物の位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがない旨及び社会福祉施策等に照らした総合的見地から立地が望ましい旨の意見書があること。
- (ウ) 社会福祉法等関係法令に基づき当該施設の開設許可・指導・監督を行う等当該施設を所管する県又は市町の関係部局と関係法令、当該施設の開設に係る基準、配置計画等に照らし支障がないことについて調整がとれたものであること。
- (エ) 次のいずれかに該当することを証する申立書等の書面が申請書に添付されていること。
 - ① 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある。

- ② 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある。
- ③ 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である。

ソ 介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）

入所人員が200人未満のものであって、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 当該施設の立地が、法第18条の2第1項の規定に基づき市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は法第6条の2第1項の規定に基づき県が定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則した市町の市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に適合していること。
- (イ) 立地予定地の市町の長から、土地利用に関する計画に照らし、当該予定建築物の位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがない旨及び介護保険施策等に照らした総合的見地から立地が望ましい旨の意見書があること。
- (ウ) 介護保険法等関係法令に基づき当該施設の開設許可・指導・監督を行う等当該施設を所管する県又は市町の関係部局と関係法令、当該施設の開設に係る基準、配置計画等に照らし支障がないことについて調整がとれたものであること。
- (エ) 次のいずれかに該当することを証する申立書等の書面が申請書に添付されていること。
 - ① 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設等のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある。
 - ② 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある。
 - ③ 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である。

タ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（同項により有料老人ホームに該当することとなるサービス付き高齢者向け住宅を含む）

次の全ての要件を満たすものであること。

- (ア) 立地がやむを得ないと認められ、かつ、開発区域を管轄する市町が承認を与えたものであること。
 - ① 「立地がやむを得ないと認められるもの」とは、市街化調整区域内に立地する病院又は特別養護老人ホーム等と隣接して立地し、連携を図ることによって高齢者の生活支援が図れる等、固有の条件を有しているものとする。
 - ② 「開発区域を管轄する市町が承認を与えたもの」とは、高齢者向け住宅ストックが不足しており、市街化区域内だけでは需要を満たせない場合において、市町が定める福祉計画や住宅マスタープラン等の上位計画に市街化調整区域を含めた有料老人ホームの供給体制の確保に関する計画が明確に位置付けられ、かつ、当該計画が福祉施策、都市計画の観点から立地が望ましい旨の市町長の意見書が添付されているものとする。

- (イ) 老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）を所管する関係部局と十分な連絡調整の上、安定的な経営確保が図られていることが確実と判断されるものであること。
- (ウ) 権利関係については、利用権方式又は賃貸方式であること。
- (エ) 申請者が当該施設を所有し、自らその業務を営む者に限ること。

チ 学校

学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校であって、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 当該施設の立地が、法第18条の2第1項の規定に基づき市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は法第6条の2第1項の規定に基づき県が定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則した市町の市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に適合していること。
- (イ) 立地予定地の市町の長から、土地利用に関する計画に照らし、当該予定建築物の位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがない旨及び文教施策等に照らした総合的見地から立地が望ましい旨の意見書があること。
- (ウ) 学校教育法等関係法令に基づき当該施設の開設許可・指導・監督を行う等当該施設を所管する県又は市町の関係部局と関係法令、当該施設の開設に係る基準、配置計画等に照らし支障がないことについて調整がとれたものであること。

ツ 優良田園住宅

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条に規定する優良田園住宅建設計画の認定を受けており、同計画に適合していること。

テ その他

アからツまでに掲げるもののほか、地域の特性、社会経済の発展状況の変化、市街化区域を含めた市街化の状況、区域区分の態様等の事情を総合的に勘案し、予定建築物等の用途、目的、位置、規模等を個別に検討して、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域等で立地することが困難又は著しく不適當と認められる建築物であって、次のいずれにも該当するもの。

- (ア) 当該予定建築物等の立地が、市町が定める土地利用に関する計画と整合が図られており、立地が望ましいとする当該市町長の意見書があること。
- (イ) 敷地面積は、建築物の用途、規模等から見て適正であること。

§ 2 開発行為の変更許可申請に係る審査基準

根拠法令等：法第35条の2、規則第28条の2、第28条の3、第28条の4、県規則第4条、第15条、第15条の2

1 変更許可申請

(1) 変更許可を受けなければならない場合

- ア 開発区域を増加するとき又は縮小するとき。
- イ 土地利用計画等の変更（公共施設の配置・規模、排水経路、敷地の形状、擁壁（擁壁高が1 m以下のものを除く）等の設計変更）を行うとき。
なお、公共施設の変更を伴うときは、法第32条による同意、協議の手続が必要。
- ウ 予定建築物の用途の変更を行うとき。
- エ 工区の変更を行うとき。
- オ 工事施行者の変更を行うとき。（自己用住宅目的の開発行為又は開発区域の面積が1 ha未満で自己業務用建築物等を目的の開発行為の場合を除く。）
- カ 資金計画の変更を行うとき。（自己用住宅目的の開発行為又は開発区域の面積が1 ha未満で自己業務用建築物等を目的の開発行為の場合を除く。）

(2) 変更許可申請書

- ア 変更に係る事項、変更の理由、開発許可年月日及び開発許可番号を記載した申請書を提出すること。
- イ 次に掲げる図書を添付すること。
 - （ア）法第30条第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの。
 - （イ）知事が必要と認める図書
- ウ 申請書及び添付図書は、変更内容が対照となるように記載すること。
- エ 申請は原則として変更しようとするときに行うこと。

(3) 審査基準については、開発行為の許可と同一とする。

§ 3 開発行為に関する工事の検査済証交付に係る審査基準

根拠法令等：法第36条、規則第29条、県規則第6条

- 1 開発許可を受けた者から当該開発行為に関する工事の完了届出書の提出があったとき検査を実施する。

(1) 提出図書の一覧表のとおり完了届出書を提出すること。

(2) 完了届出書とともに提出する工事工程写真は、開発工事が次の工程に達したとき、工程ごとに撮影されたものを提出すること。

ア 盛土工事

- (ア) 暗渠を敷設したとき
- (イ) 急傾斜面の段切を行ったとき
- (ウ) 30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛る毎に締め固めるとき
- (エ) その他、防災施設が工事完了後埋設される部分を施工するとき

イ 排水施設工事

- (ア) 軟弱な地盤における排水施設の基礎工事を行ったとき
- (イ) 主要な暗渠を敷設したとき

ウ 道路工事

- (ア) 側溝下の基礎栗石を敷設したとき
- (イ) 舗装工事を始めるとき

エ 給水・貯水施設工事

- (ア) 給水管を敷設したとき
- (イ) 根切を完了したとき
- (ウ) 底版の配筋を完了したとき
- (エ) 床版の配筋を完了したとき

オ 擁壁工事

- (ア) 根切を完了したとき
- (イ) 基礎配筋を完了したとき
- (ウ) 壁配筋を完了したとき
- (エ) 練石積造擁壁の基礎が完了したとき
- (オ) 練石積造擁壁を下端から2分の1の高さまで築造したとき

(3) 開発許可を受けた者は、原則として完了届提出時までに次の事項を行うこと。

ア 開発区域については、区域を特定するため分筆を行うこと。

イ 開発行為により設置される公共施設の用に供する土地については、原則として分筆を行い、所有権以外の権利を抹消すること。

ウ 開発行為により未登記の公有地の払下げを受けた土地については、当該土地の表題登記を行うこと。

2 検査の結果、当該工事が開発許可の内容に適合していると認められた場合に検査済証を交付する。

(1) 「許可の内容」には、許可に附された条件を含む。

(2) 検査は許可を受けた設計のとおり工事が行われているか、設計図書、工事工程写真等を基に行い、検査の結果、設計のとおり工事が行われていない場合は、手直し工事等の指示を行い、手直し工事等の完了を確認した後でなければ、検査済証は交付されない。

§ 4 開発行為に関する工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請に係る審査基準

根拠法令等：法第37条第1号、県規則第8条、第15条、第15条の2

- 1 開発許可を受けた開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を受けようとする者は、提出図書の一覧表のとおり建築等承認申請書を提出すること。
- 2 本条による建築制限等の解除の承認は、次のいずれかに該当する場合に認められる。
なお、造成工事着手後であって、開発工事の工程上又は施工上やむを得ないと認められるものであること（工期の短縮はこれに該当しない。）。
 - （1）官公署、地区センター、その他の公益的施設を先行的に建設するとき。
 - （2）開発区域の既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する場合。
 - （3）開発許可を受けた者が、自己の業務の用に供する建築物を建築するとき。ただし、造成工事が概ね80%以上完了していること。
 - （4）開発許可を受けた者が、モデルハウスを建築するとき。ただし、造成工事が概ね90%以上完了しており、かつ、申請戸数が予定建築物の戸数の概ね10%以内（予定建築物の戸数が10戸未満の場合は1戸）であること。
 - （5）開発区域内に従前より土地を所有していた者が、その土地において自己用の建築物を建築等するとき。
 - （6）宅地の造成と切り離して施工することが不適当と認められるとき。

§ 5 建築物の特例許可申請に係る審査基準

根拠法令等：法第41条第2項ただし書、県規則第9条、第15条、第15条の2

- 1 法第41条第2項ただし書の規定により建築物の特例許可を受けようとする者は、提出図書の一覧表のとおり建築物特例許可申請書を提出すること。
- 2 特例許可は、当該開発許可を受けた区域及びその周辺の土地利用状況、将来の土地利用計画、当該予定建築物の設計等を勘案して、特に支障がないと認められる場合又は公益上やむを得ないと認められる場合とする。

§ 6 予定建築物等以外の建築等許可申請に係る審査基準

根拠法令等：法第42条第1項ただし書、県規則第10条、第15条、第15条の2

1 法第42条第1項ただし書の規定により予定建築物等以外の建築等許可を受けようとする者は、提出図書の一覧表のとおり予定建築物等以外の建築等許可申請書を提出すること。

2 法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市街化調整区域の場合

ア 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合

イ 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合

ウ 許可申請に係る建築物又は特定工作物が、法第34条第1号から第12号までに規定する建築物又は特定工作物で、その用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合すると認められるものである場合

エ 収用対象事業による移転に伴い開発許可を受けた土地において、許可を受けた者以外の者が建築行為等を行う場合については、建築物等の用途、規模が開発許可に係る予定建築物等とほぼ同一である場合

オ 次のいずれかに該当する場合で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの（（エ）又は（オ）に該当する場合は、開発審査会において包括承認されているため、あらかじめ同審査会の議を経る必要がない。）

（ア）法第34条第14号の規定に係る開発審査会付議基準（法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準7の（15））に該当するもの

（イ）使用者が制限されている（属人性がある）①に掲げる建築物を、②、③又は④に掲げる事由により使用者を変更するもの

① 該当する建築物

a 法第34条第12号（条例第6条第1項第2号イ又はロ）又は第14号の規定に基づき開発許可を受けて建築された農家又は非農家の分家住宅

b 法第34条第12号（条例第6条第1項第2号ロ又はニ）又は第14号の規定に基づき開発許可を受けて建築された既存集落内の自己用住宅

c 法第34条第13号（既存の権利者の届出）の規定に基づき開発許可を受けて建築された建築物

② 築後、開発許可取得者による適法な使用期間が10年以上経過し、使用用途の変更をせずに一般承継人以外に使用者を変更するもの（この規定は、開発審査会に包括承認されている。）

③ 築後、開発許可取得者による使用期間10年未満に開発許可取得者に次の事由が発生し、当該建築物を売却して開発許可取得者の生計を確保する必要がある場合で、使用用途の変更をせずに一般承継人以外に使用者を変更するもの

a 当該建築物の競売

b 建築主の死亡による世帯分離

- c 建築主又は同居の世帯構成員（生計を一にする親族を含む。以下同じ。）の債務超過の解消
 - d 建築主又は同居の世帯構成員の疾病の手術又は長期療養に係る多額の医療費出費
 - e 建築主又は同居の世帯構成員のうち、主たる所得者等の疾病・失業・高齢化等による就労不能
 - f 主たる所得者等との離婚による生計維持、世帯分離
 - g 自然災害等不可抗力による災害の発生で被害を受けた財産の復旧
 - h その他、生計を確保するためのやむを得ない事情があると認められる場合
 - ④ 築後、開発許可取得者による使用期間がある、経過年数20年以上の当該建築物で、使用用途の変更をせずに一般承継人以外に使用者を変更するもののうち、救済すべき事情があるもの
- (ウ) 業務用の単独倉庫の業種を変更する用途変更の場合で、次のいずれにも該当するもの
- ① 用途変更前の倉庫が、農林漁業用倉庫、貨物自動車運送事業法に規定する流通施設又は倉庫業法に規定する倉庫に該当しないこと
 - ② 交通量の発生、振動、騒音、排水及び保管品目の危険性等周辺環境への影響が従前と同程度であること
 - ③ 当該市町の長から用途変更について支障がない旨の意見書があること
 - ④ 倉庫を管理するための管理施設がある場合は、延床面積が敷地面積の10分の1以下かつ10㎡未満であること
- (エ) 戸建併用住宅を戸建専用住宅に用途変更する場合で、次のいずれにも該当するもの
- ① 現に用途変更前の戸建併用住宅が適法に建築されていること
 - ② 用途変更前の戸建併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していること
 - ③ 当該市町の長から用途変更について支障がない旨の意見書があること
- (オ) 適法に建築された複数の戸建専用住宅を、建替え後元の戸数に戻さないことを条件に、同一敷地においてより少ない戸数の戸建専用住宅に建て替える場合
- (カ) 既存建築物を用途変更する場合で、次の①～③のいずれにも該当するもの
- ① 対象となる建築物は、次のいずれにも該当するものであること
 - a 当該建築物が、適法に建築され、建築後、原則として10年以上経過しており、その間適正に利用されていること。また、1年以上空家になっていること
 - b 当該建築物の用途を変更することについて、当該建築物の所有者の死亡、破産、遠方への転居など、社会通念上当該建築物を従前の用途に供しないことにやむを得ない事情があること
 - ② 変更後の用途は、次のいずれかに該当するものであること
 - a 観光振興のために必要な宿泊・飲食等の提供の用に供する施設

市街化調整区域に現に存在する古民家等の建築物やその周辺の自然環境・農林漁業の営みを地域資源として観光振興のために活用するに当たり、当該建築物を宿泊施設、飲食店等とするもの（法第34条第2号に該当するものを除く。）
 - b 既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等

一体的な生活圏を構成している既存集落において、コミュニティや住民の生活

水準の維持を目的として、既存の自己用住宅等に移住・定住の促進を図るため賃貸住宅とするものや、高齢者等の福祉増進を図るためグループホーム等とするもの

- ③ 都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープラン並びに地域振興、観光振興等に関する市町村の方針・計画等との整合や、当該建築物の用途を変更することによる周辺の公共施設への影響等を踏まえ、立地が望ましいとする当該市町村長の意見書があること

(2) 市街化調整区域以外の用途無指定地域の場合

許可申請に係る建築物又は特定工作物が、その用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められるもの。

- 3 従前と同じ敷地で、当初許可時に建築された建築物等と同一用途で、規模がほぼ同一の改築は許可を要しない（開発許可を受けて行われた市街化調整区域における大規模開発の法第29条、第35条の2及び第42条の規定に基づく許可等の基準に係る建築物は同基準による。）。

※「従前と同じ敷地」とは、確認申請の敷地や基準時に一体利用している範囲等をいう。

- (1) 業務の用に供する建築物の用途については、交通量の発生、振動、排水、取扱品目の危険性等周辺環境への影響が従前と同程度であって、従前の業務内容と改築後の業務内容が日本標準産業分類の同一の中分類に分類されるものを「同一用途」とする。

ただし、開発審査会の議を経て認められる開発行為及び業務内容が次の表に分類されるものには適用せず、個別案件毎に同一性について審査を行う。

大分類	中分類
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
製造業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、その他の製造業
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	道路貨物運送業、倉庫業
卸売業・小売業	その他の卸売業、その他の小売業
学術、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業
分類不能の産業	

- (2) 「規模が同一」とは、戸建専用住宅を除き、従前の延床面積の1.5倍以内とする。ただし、市街化調整区域以外においてはこの限りでない。

なお、戸建専用住宅の場合は、地上3階、地下1階の範囲内とする。

- 4 市街化調整区域においては、従前と同じ敷地で、当初許可時に建築された建築物と用途、規模が著しく異なる増築は許可を要する。なお、許可不要の基準については、次のとおりとする（開発許可を受けて行われた市街化調整区域における大規模開発の法第29条、第35条の2及び第42条の規定に基づく許可等の基準に係る建築物は同基準による。）。

※「従前と同じ敷地」とは、確認申請の敷地や基準時に一体利用している範囲等をいう。

（１）用途

業務の用に供する建築物の用途については、交通量の発生、振動、排水、取扱品目の危険性等周辺環境への影響が従前と同程度であって、従前の業務内容と増築後の業務内容が日本標準産業分類の同一の中分類に分類されるものであること。

ただし、開発審査会の議を経て認められる開発行為及び業務内容が次の表に分類されるものには適用せず、個別案件毎に同一性について審査を行う。

大分類	中分類
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
製造業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、その他の製造業
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	道路貨物運送業、倉庫業
卸売業・小売業	その他の卸売業、その他の小売業
学術、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業
分類不能の産業	

（２）規模

戸建専用住宅を除き、従前の延床面積の1.5倍以内であること。また、高さは、原則として12m以下であること。

なお、戸建専用住宅の場合は、地上3階、地下1階の範囲内であること。

§ 7 開発許可を受けて行われた市街化調整区域における大規模開発の法第29条、第35条の2及び第42条の規定に基づく許可等の基準

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号。平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行)の制定による改正前の法第34条第10号イ(以下、「旧10号イ」という。)の規定に基づく開発許可を受けて行われた大規模開発(住宅団地及び工業団地は除く。)における建築物の用途変更等の基準は、次のとおりとする。

1 土地の区画形質の変更

(1) 開発行為完了前の変更許可(法第35条の2)

ア 予定建築物の敷地規模の変更

認められない。ただし、当該開発区域について地区計画が策定されている場合には、当該地区計画に適合するものは法第34条第10号に該当する。なお、当初敷地の規模の1/10未満の増減は許可を要しない(開発区域の拡張を伴うものは除く。)

イ 道路、公園、調整池等公共施設の位置・設計変更等

法第33条に照らし(地区計画適合性含む)、基準を満たすものは許可可能(立地基準に係るものではないため開発審査会への付議は不要。)

(2) 開発行為完了後の再開発行為(法第29条)

認められない。ただし、当該開発区域について地区計画が策定されている場合には、当該地区計画に適合する開発行為は、法第34条第10号に該当する。なお、1,000㎡未満の切土・盛土及び開発完了区域内における建築物敷地未利用地の宅地以外の地目から宅地への地目変更は、開発行為に該当しない。

2 予定建築物の用途変更

(1) 建築物の用途及び延床面積の固定

平成19年11月30日現在の建築物の用途及び延床面積を次の基準により固定する。

ア 基準用途

次の用途を基準用途とし、開発許可時点における予定建築物の計画図書及び現在の土地利用状況を勘案して、各事案に(ア)又は(イ)のいずれかを適用する。

(ア) 開発行為許可時点において計画されていた各予定建築物の用途(商業施設等で一の建築物の中に複数のテナントがある場合は、テナント全ての用途)

(イ) 平成19年11月30日現在の現存建築物の用途(商業施設等で一の建築物の中に複数のテナントがある場合は、テナント全ての用途)

※(ア)及び(イ)の用途は、日本標準産業分類に掲げる中分類の区分に統一する。

イ 基準延床面積

次の延床面積を基準延床面積とし、開発許可時点における予定建築物の計画図書及び現在の土地利用状況を勘案して、各事案に(ア)又は(イ)のいずれかを適用する。

(ア) 開発行為許可時点において計画されていた各予定建築物の延床面積

(イ) 平成19年11月30日現在の現存建築物の延床面積

ウ 開発区域内の未利用地における基準用途及び基準延床面積

開発区域内に未利用の建築物の敷地（遊休地）がある場合は開発許可時に当該未利用地に計画されていた予定建築物の用途及び延床面積とする。

（２）開発行為完了前の予定建築物の用途変更に係る変更許可（法第35条の２）

認められない。ただし、当該開発区域について地区計画が策定されている場合には、当該地区計画に適合する開発行為は、法第34条第10号に該当する。また、次の変更は法第35条の２の規定に基づく許可を要しない。

ア 開発区域内の個々の建築物の基準用途の同一中分類内の他の小分類への用途変更

イ 建築物の使用者の変更

ウ 基準延床面積の１．２倍以内の増築、改築等の拡張（増改築等拡張部分の床面積には駐車場部分は参入しない。また、商業施設のうち、一の既存建築物の延床面積が50,000㎡以上の場合は、増加できる床面積は10,000㎡未満までとする。）

（３）開発行為完了後の予定建築物の用途等の変更（法第42条）

認められない。ただし、当該開発区域について地区計画が策定されている場合には、当該地区計画に適合する開発行為は、法第34条第10号に該当する。また、次の変更は法第42条の規定に基づく許可を要しない。

ア 開発区域内の個々の建築物の基準用途の同一中分類内の他の小分類への用途変更

イ 建築物の使用者の変更

ウ 基準延床面積の１．２倍以内の増築、改築等の拡張（増改築等拡張部分の床面積には駐車場部分は参入しない。また、商業施設のうち、一の既存建築物の延床面積が50,000㎡以上の場合は、増加できる床面積は10,000㎡未満までとする。）

§ 8 市街化調整区域における建築行為等許可申請に係る審査基準

根拠法令等：法第43条第1項、令第34条、第35条、第36条、規則第34条、県規則第11条、第15条、第15条の2

1 法第43条第1項の規定により建築行為等の許可を受けようとする者は、提出図書の一覧表のとおり建築行為等許可申請書を提出すること。

2 許可の技術基準

(1) 排水施設（令第36条第1項第1号イ）

法第33条の規定に基づく開発許可の基準のうち、6の(3)排水施設に関する基準を準用する。

(2) 擁壁の設置等（令第36条第1項第1号ロ）

法第33条の規定に基づく開発許可の基準のうち、6の(7)擁壁の設置等に関する基準を準用する。

(3) 地区計画等（令第36条第1項第2号）

法第33条の規定に基づく開発許可の基準のうち、6の(5)地区計画等に関する基準を準用する。

3 許可は、次のいずれかの立地基準に該当する場合になされる。

(1) 令第36条第1項第3号イ

法第34条の規定に基づく開発許可の基準のうち、7の(1)主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等を営む店舗等から(10)地区計画又は集落地区計画に適合する建築物又は第一種特定工作物までに係る基準((9)ウ(エ)を除く。)を準用する場合

(2) 令第36条第1項第3号ロ

法第34条の規定に基づく開発許可の基準のうち、7の(11)条例第4条第1項に基づく指定区域内における開発行為に関する基準を準用する場合

※ 従前から最低制限敷地面積未満の宅地に限り、敷地面積の最低限度の規定は適用されない。

※ 最低制限敷地面積未満となる敷地の分割は認められない。

(3) 令第36条第1項第3号ハ（次のア又はイに該当すること）

ア 法第34条の規定に基づく開発許可の基準のうち、7の(12)条例第6条第1項第1号に基づく指定区域内における開発行為に関する基準及び7の(13)条例第6条第1項第2号に基づく開発行為に関する基準を準用する場合

※ 従前から最低制限敷地面積未満の宅地に限り、ア及びイの敷地面積の最低限度の規定は適用されない。

※ 最低制限敷地面積未満となる敷地の分割は認められない。

イ 条例第7条第2号に規定する自己の居住の用に供する一戸建の専用住宅である場合

(4) 令第36条第1項第3号ニ

法第34条の規定に基づく開発許可の基準のうち、7の(14)既存の権利者の開発行為に関する基準を準用する場合。ただし、許可申請に係る建築物又は特定工作物は、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して、5年以内に建築し、又は建設するものに限られる。

(5) 令第36条第1項第3号ホ

次のいずれかに該当する場合で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの（ウ、カ又はキに該当する場合は、開発審査会において包括承認されているため、あらかじめ同審査会の議を経る必要がない。）

ア 法第34条第14号の規定に係る開発審査会付議基準（法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準7の(15)）に該当するもの

イ 使用者が制限されている（属人性がある）（ア）に掲げる建築物を、（イ）、（ウ）又は（エ）に掲げる事由により使用者を変更するもの

（ア）該当する建築物

① 農林漁業従事者用住宅

② 令第36条第1項第3号ハ（条例第6条第1項第2号イ又はニ）又は同号ホの規定に基づき建築許可を受けて建築された農家又は非農家の分家住宅

③ 令第36条第1項第3号ハ（条例第6条第1項第2号ロ又はニ）又は同号ホの規定に基づき建築許可を受けて建築された既存集落内の自己用住宅

④ 令第36条第1項第3号ニ（既存権利者の届出）の規定に基づき建築許可を受けて建築された建築物

（イ）築後、建築主（建築許可取得者又は農林漁業従事者）による適法な使用期間が10年以上経過し（耕作証明や漁業組合員証等、10年以上農林漁業従事者であることが確認できる資料の提出が必要）、使用用途の変更をせずに一般承継人以外に使用者を変更するもの（この規定は開発審査会に包括承認されている。）

（ウ）築後、建築主（建築許可取得者又は農林漁業従事者）による使用期間10年未満に開発許可取得者に次の事由が発生し、当該建築物を売却して開発許可取得者の生計を確保する必要がある場合で、使用用途の変更をせずに一般承継人以外に使用者を変更するもの

① 当該建築物の競売

② 建築主の死亡による世帯分離

③ 建築主又は同居の世帯構成員（生計を一にする親族を含む。以下同じ。）の債務超過の解消

④ 建築主又は同居の世帯構成員の疾病の手術又は長期療養に係る多額の医療費出費

⑤ 建築主又は同居の世帯構成員のうち、主たる所得者等の疾病・失業・高齢化等による就労不能

⑥ 主たる所得者等との離婚による生計維持、世帯分離

⑦ 自然災害等不可抗力による災害の発生で被害を受けた財産の復旧

⑧ その他、生計を確保するためのやむを得ない事情があると認められる場合

（エ）築後、建築主（建築許可取得者又は農林漁業従事者）による使用期間がある、経過年数20年以上の当該建築物で、使用用途の変更をせずに一般承継人以外に使用者を変更するもののうち、救済すべき事情があるもの

- ウ 区域区分の日前に建築物の建築を目的として造成され、又は造成を開始した一団の土地の区域（知事が、区域区分の日以後 6 月以内に造成行為者等から提出された造成工事に関する届出に基づき、当該造成地が令第36条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる技術基準と同程度以上のもので、進入路及び道路が交通安全上支障のない状態に整備された良好な宅地であることを認めて、その旨を当該造成行為者等に通知した区域に限る。）内で行われる自己の業務の用に供する建築物又は建売住宅を建築する場合
- エ 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項の一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供されている建築物のうち、次のいずれにも該当するものの、7 の(15)オ(イ)③に規定する施設への用途の変更
- (ア) 当該建築物が建築後、原則として 5 年以上経過しており、その間適法に使用されていること。
- (イ) 物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第10項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において立地することが困難若しくは著しく不相当と認められる旨の意見があったものであること。
- オ 業務用の単独倉庫の業種を変更する用途変更の場合で、次のいずれにも該当するもの
- (ア) 用途変更前の倉庫が、農林漁業用倉庫、貨物自動車運送事業法に規定する流通施設又は倉庫業法に規定する倉庫に該当しないこと
- (イ) 交通量の発生、振動、騒音、排水及び保管品目の危険性等周辺環境への影響が従前と同程度であること
- (ウ) 当該市町の長から用途変更について支障がない旨の意見書があること
- (エ) 倉庫を管理するための管理施設がある場合は、延床面積が敷地面積の10分の 1 以下かつ10㎡未満であること
- カ 戸建併用住宅を戸建専用住宅に用途変更の場合で、次のいずれにも該当するもの
- (ア) 現に用途変更前の戸建併用住宅が適法に建築されていること
- (イ) 用途変更前の戸建併用住宅は、延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供していること
- (ウ) 当該市町の長から用途変更について支障がない旨の意見書があること
- キ 適法に建築された複数の戸建専用住宅を、建替え後元の戸数に戻さないことを条件に、同一敷地においてより少ない戸数の戸建専用住宅に建て替える場合
- ク 既存建築物を用途変更する場合で、次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当するもの
- (ア) 対象となる建築物は、次のいずれにも該当するものであること
- ① 当該建築物が、適法に建築され、建築後、原則として10年以上経過しており、その間適正に利用されていること。また、1 年以上空家になっていること
- ② 当該建築物の用途を変更することについて、当該建築物の所有者の死亡、破産、遠方への転居など、社会通念上当該建築物を従前の用途に供しないことにやむを得ない事情があること
- (イ) 変更後の用途は、次のいずれかに該当するものであること
- ① 観光振興のために必要な宿泊・飲食等の提供の用に供する施設
- 市街化調整区域に現に存在する古民家等の建築物やその周辺の自然環境・農林漁業の営みを地域資源として観光振興のために活用するに当たり、当該建築物を宿泊施設、飲食店等とするもの（法第34条第 2 号に該当するものを除く。）

② 既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等

一体的な生活圏を構成している既存集落において、コミュニティや住民の生活水準の維持を目的として、既存の自己用住宅等を移住・定住の促進を図るため賃貸住宅とするものや、高齢者等の福祉増進を図るためグループホーム等とするもの

(ウ) 都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープラン並びに地域振興、観光振興等に関する市町村の方針・計画等との整合や、当該建築物の用途を変更することによる周辺の公共施設への影響等を踏まえ、立地が望ましいとする当該市町村長の意見書があること

4 従前と同じ敷地において、従前と同一用途・同一規模の建築物を建築する場合は、許可を要しない「改築」として取り扱う。

※「従前と同じ敷地」とは、確認申請の敷地や基準時に一体利用している範囲等をいう。

ただし、従前の建築物が区域区分の日以前に建築されたものである場合、当該建築物は区域区分の日においても存在したことが必要である。なお、建築物が滅失した後、引続き従前と同一用途・同一規模の建築物を建築するまでの間、一時的に建築物が存在しなかった場合についてはこの限りではない。

(1) 建築物の用途、規模の同一性の有無は、原則として下記の日における建築物の用途、規模を基準として判断する。

ア 区域区分の日以前に建築された建築物

区域区分の日

イ 平成12年改正前都市計画法第43条第1項第6号の規定に基づく既存宅地制度（建築許可不要宅地確認申請書が提出されているもの）により建築された建築物

平成18年5月17日

ウ 平成18年改正前都市計画法第29条第1項第3号及び第4号に基づき、許可不要で建築された公益施設又は公共施設

平成19年11月30日

エ 区域区分の日以後建築許可を受けて新築された建築物

建築許可日

(2) 業務の用に供する建築物の用途については、交通量の発生、振動、排水、取扱品目の危険性等周辺環境への影響が従前と同程度であって、従前の業務内容と改築後の業務内容が日本標準産業分類の同一の中分類に分類されるものは「同一用途」とする。

ただし、開発審査会の議を経て認められる開発行為及び業務内容が次の表に分類されるものには適用せず、個別案件毎に同一性について審査を行う。

大分類	中分類
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
製造業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、その他の製造業
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	道路貨物運送業、倉庫業
卸売業・小売業	その他の卸売業、その他の小売業
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)

生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	その他教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、 その他のサービス業
分類不能の産業	

(3) 「規模が同一」とは、戸建専用住宅を除き、従前の延床面積の1.5倍以内とする。

なお、戸建専用住宅の場合は、地上3階、地下1階の範囲内とする。

5 従前と同じ敷地において、従前の建築物と用途、規模が著しく異ならないような増築を行う場合は、許可を要しない。

※「従前と同じ敷地」とは、確認申請の敷地や基準時に一体利用している範囲等をいう。

(1) 建築物の用途、規模の同一性の有無は、原則として下記の日における建築物の用途、規模を基準として判断する。

ア 区域区分の日以前に建築された建築物

区域区分の日

イ 平成12年改正前都市計画法第43条第1項第6号の規定に基づく既存宅地制度（建築許可不要宅地確認申請書が提出されているもの）により建築された建築物

平成18年5月17日

ウ 平成18年改正前都市計画法第29条第1項第3号及び第4号に基づき、許可不要で建築された公益施設又は公共施設

平成19年11月30日

エ 区域区分の日以後建築許可を受けて新築された建築物

建築許可日

(2) 用途

業務の用に供する建築物の用途については、交通量の発生、振動、排水、取扱品目の危険性等周辺環境への影響が従前と同程度であって、従前の業務内容と増築後の業務内容が日本標準産業分類の同一の中分類に分類されるものは「同一用途」とする。

ただし、開発審査会の議を経て認められる開発行為及び業務内容が次の表に分類されるものには適用せず、個別案件毎に同一性について審査を行う。

大分類	中分類
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
製造業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、その他の製造業
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	道路貨物運送業、倉庫業
卸売業・小売業	その他の卸売業、その他の小売業
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)

生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	その他教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、 その他のサービス業
分類不能の産業	

(3) 規模

戸建専用住宅を除き、従前の延床面積の1.5倍以内であること。また、高さは、原則として12m以下であること。

なお、戸建専用住宅の場合は、地上3階、地下1階の範囲内であること。

- 6 資材置場等敷地における作業員休憩所、監視所、駐車料金所、作業用具物置（資材保管庫は除く。）、便所等当該敷地の主たる土地利用を行うために必要な最小限度の管理施設（延床面積が資材置場等敷地面積の10分の1以下かつ10㎡以内のものに限る。）の建築は、資材置場等敷地として土地を利用するための「通常の管理行為」であり許可を要しない（法第43条第1項第5号該当）。

§ 9 地位承継承認申請に係る審査基準

根拠法令等：法第45条、県規則第13条、第15条の2

- 1 当該開発許可を受けた者が有する当該開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、提出図書の一覧表のとおり地位承継承認申請書を提出すること。
- 2 本条による地位の承継の承認は、次の要件をすべて満たす場合に認められる。
 - (1) 申請者は、適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施工する権原を取得していること。
 - (2) 申請者に当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があること（自己用住宅の建築目的の開発行為又は開発区域の面積が1ha未満で自己業務用建築物の建築若しくは自己業務用特定工作物の建設目的の開発行為の場合を除く。）。

法第33条の規定に基づく開発許可の基準のうち、開発許可の基準5の(12)申請者の資力・信用に関する基準を準用する。

別表 1 提出図書の一覧表

申請書の製本の際には提出図書の一覧表の小分類の番号順に整理しその目録を作成し、表紙の次に添付してください。なお、申請書はそれぞれ控図書に添付してください。

※ これらの書類を申請者本人以外の者が提出する場合は、委任状を添付してください。

1 開発許可申請 ○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 ー印 … 添付不要

図書 区分		申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
				自己外	自己 業務用	自己 居住用	
1	A	開発行為許可申請書	第 1 号	○	○	○	法第30条 厚口135K (157g/m ²)
	B	調査副申書	同 上	○	○	○	
	C	公共施設の整備計画	同 上	○	○	○	
	D	設計の方針説明書	同 上	○	○	○	
	E	開発登録簿（裏面に土地利用計画図を添付）	第 3 号	○	○	○	厚口135K (157g/m ²)
	F	資金計画書（別表 3 参照）	第 2 号の 2	○	△	ー	△は1ha以上
2	A	開発行為に関する協議の一覧表	第 2 号の 1	○	○	○	
	B	法第32条第2項による公共施設に関する協議書	第 4 号の 1	○	○	○	
	C	都市計画法第32条第 1 項の規定に基づく同意書（放流先水路管理者）	第 5 号	○	○	○	
	D	同上（道路管理者）	第 6 号	○	○	○	
	E	同上（公共施設用地の交換帰属）	第10号	△	△	△	
	F	法第40条第 1 項の適用を受ける公共施設用地の交換帰属の明細書	第11号	△	△	△	
3	A	土地の登記関係一覧表	第 2 号の 4	○	○	○	
	B	公 図		○	○	○	3か月以内有効
	C	土地の登記事項証明書		○	○	○	3か月以内有効
	D	施行の妨げとなる権利者の同意書（造成協力地を含む）	第 2 号の 5	○	○	○	
	E	同意者の印鑑証明書		○	○	○	
4		申請者の資力及び信用・工事施行者の能力に関する書類（別表 3 参照）		○	△	ー	△は1ha以上
5	A	設計者の資格調書	第 2 号の 3	△	△	△	1ha以上
	B	設計者の資格証明書（別表 2 参照）		△	△	△	同上
6		市街化調整区域内の場合は法第34条に該当することを証する図書（別表 4 参照）		○	○	○	
7		他法令による許可等の写し		△	△	△	
8	A	位 置 図		○	○	○	
	B	附近見取図		○	○	○	位置図と兼用可
	C	求 積 図		○	○	○	

図書 区分	申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
			自己外	自己 業務用	自己 居住用	
	D	現 況 図	○	○	○	
	E	土地利用計画図（別にA4判1部）	○	○	○	
	F	造成計画平面図	○	○	○	
	G	切盛分布図	○	○	○	
	H	造成計画縦横断面図	○	○	○	
	I	がけの断面図	△	△	△	
	J	擁壁の断面図	△	△	△	
	K	道路計画縦横断面図	△	△	—	
	L	道路構造図	△	△	—	
	M	排水施設計画平面図	○	○	○	
	N	排水流域図	○	○	△	
	O	排水施設縦横断面図	○	○	—	
	P	排水施設構造図	○	○	○	
	Q	給水施設計画平面図	○	○	—	
	R	工作物構造図	△	△	△	
9	A	構造計算書（擁壁）	△	△	△	
	B	流量計算書	○	○	△	
	C	工作物等の施設の能力に関する計算書	△	△	△	
10	A	防災計画図	△	△	—	1ha以上
	B	防災連絡用の書類（国土交通省用）	△	△	—	50ha以上
11		委任状（本人申請以外の場合）	○	○	○	
12		知事が必要と認める書類	△	△	△	

2 開発許可に係る承認、届出等

図書 区分	申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
			自己外	自己 業務用	自己 居住用	
1	A	工事着手届	○	○	○	県規則第5条
	B	現況写真（許可標識も確認できること）	○	○	○	
2	A	地位承継届出書（一般承継）	○	○	○	法第44条
	B	地位承継の事由を証する書類	○	○	○	
	C	知事が必要と認める書類	△	△	△	
3	A	地位承継承認申請書（特定承継）	○	○	○	法第45条
	B	地位承継の原因を証する書類	○	○	○	
	C	地位承継承諾書	○	○	○	（権利者）
	D	公 図	○	○	○	3か月以内有効
	E	土地の登記事項証明書	○	○	○	3か月以内有効
	F	施行の妨げとなる権利者の同意書（造成協力地を含む）	○	○	○	所有権者のみ

図書 区分		申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
				自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
	G	同意者の印鑑証明書		○	○	○	
	H	申請者の資力及び信用に関する書類（別表 3 参照）		○	△	－	△は1ha以上
	I	知事が必要と認める書類		△	△	△	
4	A	開発行為に関する工事の廃止の届出書	第18号	○	○	○	法第38条
	B	同上に係る理由書及び防災措置		○	○	○	
	C	位 置 図		○	○	○	
5	A	工事完了届出書	第16号	○	○	○	法第36条
	B	土地の登記関係一覧表	第 2 号の 4	○	○	○	
	C	公 図		○	○	○	完了時のもの
	D	土地の登記事項証明書（公共施設のみ）		△	△	△	帰属する公共施設の部分は写しで可
	E	公共施設の登記嘱託書の案（市町用）		△	△	△	県には写しを添付
	F	〃 （県土整備事務所用）		△	△	△	〃
	G	確定測量図（公共施設のみ）		△	△	△	
	H	位 置 図		○	○	○	
	I	完成平面図		○	○	○	
	J	竣工写真		○	○	○	
	K	工事工程写真		○	○	○	
L	知事が必要と認める図書		△	△	△		
6		公共施設工事完了届出書	第17号	○	○	○	法第36条(添付書類は5に準ずる)
7	A	建築等承認申請書	第21号	○			法第37条
	B	誓 約 書（申請者、施工者、設計者）		○			
	C	位 置 図		○			
	D	配 置 図		○			
	E	建築物等の平面図		○			
	F	現況写真（許可標識も確認できること）		○			
	G	知事が必要と認める図書		△			用途によっては立面図
8	A	建築物特例許可申請書	第22号	○			法第41条
	B	位 置 図		○			
	C	附近見取図		○			
	D	配 置 図		○			
	E	建築物等の平面図		○			
	F	二面以上の立面図		○			

図書 区分	申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
			自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
G	建築物等概要書	第22号	○			
H	知事が必要と認める図書		△			

3 建築許可申請等

図書 区分		申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
				自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
1	A	建築行為等許可申請書	第24号	○			法第43条
	B	公 図		○			
	C	土地の登記事項証明書		○			3 か月以内有効
	D	建築行為等同意書	第25号	○			所有権者のみ
	E	同意者の印鑑証明書		○			
	F	法第34条各号に該当することを証する図書		○			別表 4 参照
	G	位 置 図		○			
	H	附近見取図		○			
	I	求 積 図		○			
	J	配 置 図		○			排水施設も明示すること
	K	敷地縦横断面図		○			
	L	擁壁の断面図		△			
	M	建築物等の平面図		○			
	N	知事が必要と認める図書		△			
2	A	予定建築物等以外の建築等許可申請書	第23号	○			法第42条
	B	公 図		○			
	C	位 置 図		○			
	D	附近見取図		○			
	E	用途別現況図		△			
	F	配 置 図		○			排水施設も明示すること
	G	建築物等の平面図		○			
	H	法第34条各号に該当することを証する図書		○			別表 4 参照
	I	知事が必要と認める図書		△			
3	A	証 明 願	第26号	○			
	B	公 図		○			3 か月以内有効
	C	土地の登記事項証明書		○			3 か月以内有効
	D	位 置 図		○			
	E	附近見取図		○			
	F	求 積 図		○			

	G	現 況 図		○	
	H	土地利用計画平面図		○	
	I	建築物等の平面図		○	
	J	現況写真		○	
	K	知事が必要と認める書類		△	

別表２ 設計者の資格について

開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与え、また設計について専門的な能力を要すると考えられる 1 ha 以上の開発行為は、次に示す資格を有する者が設計したものでなければなりません（規則第 19 条）。

１ 開発区域の面積が 1 h a 以上 20 h a 未満の工事

- イ 大学（短大を除く）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後 2 年以上の実務経験者 ※¹
- ロ 3 年制の短大（夜間において授業を行うものを除く）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後 3 年以上の実務経験者 ※¹
- ハ 短大、高専又は旧専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後 4 年以上の実務経験者 ※¹
- ニ 高校又は旧中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後 7 年以上の実務経験者 ※¹
- ホ 技術士法による第 2 次試験のうち国土交通大臣の定める部門※²に合格した者で 2 年以上の実務経験者 ※¹
- ヘ 一級建築士で 2 年以上の実務経験者 ※¹
- ト 土木、建築、都市計画又は造園に関する 10 年以上の実務経験者※（うち 7 年以上は、宅地開発に関する実務経験者※¹であること）で国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習※³を修了した者
- チ 大学の大学院又は専攻科（旧大学令による大学の大学院又は研究科）で 1 年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、1 年以上の実務経験者 ※¹その他国土交通大臣がイからトと同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

２ 開発区域の面積が 20 h a 以上の工事

- イ 前号のいずれかに該当するもので、20ha 以上の開発行為に関する工事の総合的な設計 ※⁴にかかる図書の作成に関する実務に従事したことのある者
- ロ 国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者

※¹ 実務経験とは、宅地造成工事の設計図面の作成、宅地造成工事の監理の経験をいう。

※² 国土交通大臣が定める部門とは、建設部門、水道部門及び衛生工学部門である。

※³ 国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を定める件で、大臣認定を受けて昭和 44 年以前に行われた講習を含む。

※⁴ 総合的な設計とは、開発行為全体の設計経験をいい、例えば、擁壁の設計、排水の設計など個々の施設の設計に関する設計図書を作成した経験を有する者は該当しない。

別表3 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類

区分	添付書類	申請者	
		法人の場合	個人の場合
申請者の資力及び信用に関する書類	1 法人の登記事項証明書	○	—
	2 最近の事業年度における法人事業税に関する納税証明書又は県税に未納がないことの証明書（都道府県税事務所発行）	○	—
	3 最近の事業年度における所得税に関する納税証明書又は未納の税額がないことの証明書（税務署発行）	—	○
	4 事業経歴書（宅地造成に係るもの）	○	○
	5 預金残高証明書※ ¹	○	○
	6 銀行その他から融資をうける場合は融資額証明書※ ¹	○	○
	7 工事請負契約書又は工事請負見積書※ ¹	○	○
	8 宅地建物取引業者免許済を証する書類※ ²	○	○
	9 固定資産の評価証明書※ ³	—	○
区分	添付書類	工事施行者	
		法人の場合	個人の場合
工事施行者の能力に関する書類	1 建設業法第3条第1項の規定による建設業（土木工事業）許可済であることを証する書類（ただし同法施行令第1条の2により500万円未満の工事に係るものを除く）	○	○
	2 法人の登記事項証明書	○	—
	3 事業経歴書※ ⁴	○	○

※¹ 開発区域面積1ha以上の場合又は知事が必要と認める場合添付

※² 分譲目的の場合添付

※³ 知事が必要と認める場合添付

※⁴ 事業経歴書記載例（次ページ）

株式会社〇〇建設 事業経歴書

工事の名称	施工場所	面 積	事業年度	備 考
		区画数		
Aマンション	〇〇県△△市××一丁目2番3 外4筆	1,234.56 m ²	令和〇年〇月着工	(開発許可番号) 〇開盛第1号-〇〇
		12	令和〇年〇月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	

別表 4 法第 34 条に関する申請に必要な図書

各号	内容	必要な図書
第 1 号	日用品店舗等	1 周辺建築用途現況図（S：1／2,500～3,000） 2 配 置 図（S：1／300） 3 各階平面図（S：1／100） 4 販売、加工、修理等の業務内容 5 営業に必要な免許証の写し等
第 2 号	資源の利用に必要な施設	1 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面（S：1／300） 2 施設の配置図（S：1／300） 3 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 4 平 面 図
第 4 号	農林漁業用施設	1 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 2 生産地との関係、取扱量 3 耕作証明や漁業組合証等の農林漁業従事者であることが確認できる資料 4 配 置 図 5 平 面 図
第 6 号	中小企業団地	1 全体配置図（S：1／500） 2 事業の概要を説明する書類 3 配 置 図 4 平 面 図
第 7 号	関連工場	1 既存工場に関する申告書（業種、業態、工程、原料、製品名） 2 申請工場に関する申告書（業種、業態、工程、原料、製品名） 3 両工場の関連を説明する書類（作業工程及び原材料、製品等の輸送等） 4 全体計画平面図 5 配 置 図
第 8 号	火薬庫	1 周辺建物用途別現況図（S：1／500） 2 配 置 図 3 建物の平面図 4 火薬類の貯蔵に関する概要
第 9 号	市街化区域に建築が困難なもの（給油所等）	1 周辺建物用途別現況図（S：1／500） 2 配 置 図 3 建物の平面図 4 業務内容を説明する書類
第10号 第11号 第12号	地区計画・条例第 4 条又は第 6 条に基づくもの	1 区域図 2 建築可能な用途・規模が分かる資料
第13号	既存権利者	1 区域決定前に既得権を有していたことを証する書類（登記簿謄本、所有権以外の権利を有していたことを証する書類、農地転用許可証 等） 2 申請者の職業（法人にあっては業務の内容）に関する書類（自己の居住用の場合を除く）

※ その他、知事が必要と認める書類を求めることがあります。

○ 分家住宅に関する申請に必要な図書

法第 34 条第 12 号（条例第 6 条第 1 項第 2 号イ）

※ 以下の書類は、法第 34 条（立地基準）に該当することを証する書類である。

※ 申請書類等は別途必要となるため、「別表 1 提出図書の一覧表」を参照のこと。

必 要 書 類	作 成 要 領 ・ 注 意 事 項	審査基準
		§ 1 - 7 (13)ア
付 近 見 取 図	・ 本家の付近見取図（1/2,500 以上）	(ア)
公 図	・ 本家の公図	
土地登記事項証明書	・ 本家及び申請地の土地登記事項証明書 （区域区分時から確認できるもの。場合により閉鎖登記簿謄本添付）	(ア) (ク)
建物登記事項証明書	・ 本家の建物登記事項証明書 （区域区分時から確認できるもの。場合により閉鎖登記簿謄本添付）	(ア)
住 民 票	・ 本家及び申請者の住民票 （世帯構成員全員の記載があるもの）	(ア) (キ)
戸 籍 謄 本	・ 本家及び申請者の戸籍謄本 （本家と申請者の繋がりがわかるもの）	(イ)
家 系 図	・ 任意書式 （本家と申請者の繋がりがわかるもの）	(イ)
理 由 書	・ 任意書式 ・ 住宅を必要とする理由を記載 （現居住地の状況、申請地選定理由、結婚による世帯分離等）	(エ)
	・ 申請者が過去において当該許可を得ていない旨を記載	(ウ)
勤 務 証 明 書	・ 申請者の勤務証明書	(カ)
名 寄 帳 又は 無 資 産 証 明 書	・ 本家（世帯構成員含む）及び申請者（世帯構成員含む）の土地・家屋課税台帳兼名寄帳又は無資産証明書 ・ 申請者の現居住地が申請地と異なる市町村に存する場合は、現住所が存する市町村からも取得	(キ)
敷 地 配 置 図	・ 縮尺 1/200 以上、敷地面積 500 m ² 以下、外壁後退距離 1 m 以上確保	(ケ)
建 築 物 各 階 平 面 図	・ 縮尺 1/200 以上	(コ)
建 築 物 求 積 図	・ 面積表	
建 築 物 立 面 図	・ 2 面以上、縮尺 1/200 以上、最高高さ 12m 以下	

○ 既存集落内の自己用住宅に関する申請に必要な図書

法第 34 条第 12 号（条例第 6 条第 1 項第 2 号ロ）

※ 以下の書類は、法第 34 条（立地基準）に該当することを証する書類である。

※ 申請書類等は別途必要となる為、「別表 1 提出図書の一覧表」を参照のこと。

必 要 書 類	作 成 要 領 ・ 注 意 事 項	審査基準
		§ 1-7 (13)イ
既 存 集 落 図	・市街化調整区域内において建築物の敷地が連たん（建築物の敷地相互間の距離が 100m 以内）し、連たん中に<u>住宅系</u>建築物の敷地が 40 以上あるか。 ・縮尺を記載	(ア)
公 図	・申請地の公図	
土地登記事項証明書	・申請地の土地登記事項証明書（区域区分時から確認できるもの。場合により閉鎖登記簿謄本添付）	(イ)
住 民 票	・申請者の住民票（世帯構成員全員の記載があるもの）	(キ)
戸 籍 謄 本	・申請者の戸籍謄本（区域区分時の土地所有者と申請者の繋がりが分かるもの）	(イ)
理 由 書	・任意書式 ・住宅を必要とする理由を記載（現居住地の状況、申請地選定理由、結婚による世帯分離等）	(オ)
	・申請者が過去において当該許可を得ていない旨を記載	(エ)
勤 務 証 明 書	・申請者の勤務証明書	(カ)
名 寄 帳 又は 無 資 産 証 明 書	・申請者（世帯構成員を含む）の土地・家屋課税台帳兼名寄帳又は無資産証明書 ・申請者の現居住地が申請地と異なる市町村に存する場合は、現住所が存する市町村からも取得	(キ)
敷 地 配 置 図	・縮尺 1/200 以上、敷地面積 500 m²以下 ・外壁後退距離 1 m 以上確保	(ク)
建 築 物 各 階 平 面 図	・縮尺 1/200 以上	(ケ)
建 築 物 求 積 図	・面積表	
建 築 物 立 面 図	・2 面以上、縮尺 1/200 以上、最高高さ 12m 以下	

※ 申請地が農地の場合で、生前贈与により土地を取得する場合は以下の書類を添付。（29 条開発許可申請に限る。）

※ 開発許可と農地転用許可は同日付となるため、農地転用許可後に所有権を移転すること。

贈 与 契 約 書	・任意書式	(イ)
農 地 法 第 5 条 許可申請書（写）	・許可申請済みであることが確認できる申請書。（受付印が押印されたもの）	

別表5 設計製図凡例

名 称		記 号	
間 知 ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		$KH=2.5$ 	
重 力 式 擁 壁		$RCH=3.0$ 	
R C 擁 壁		$RCH=3.0$ 	
消 防 水 利 施 設		消火栓 防火水槽は実在の形にする。 	
階 段			
ガ ー ド レ ー ル			
ガ ー ド フ ェ ン ス			
落 石 防 護 柵			
車 止 め		可動式又は固定式 	
暗 渠	円 形	内 径	
	馬 蹄 形	巾×高さ	
	矩 形	巾×高さ	
	卵 形	呼 び 名	
開 渠	U形側溝及び寸法	U— _____	
	L形側溝及び寸法	L— _____ -----	
	LU形側溝及び寸法	LU— _____ -----	
	グレーチング側溝	巾×高さ 	
	そ の 他 の 開 渠	巾×高さ	

名 称		記 号	
方 位			
開 発 区 域 境 界 線			
工 区 境 界		第1工区 第2工区 	
街 区 番 号		1-1 FH = _____ m ² 敷地面積	
宅 地 番 号		予定建築物の用途 FH = _____ m ² 敷地面積	
公 共 公 益 用 地		公共・公益施設の名称 FH = _____ m ² 敷地面積	
造 成 計 画 高			
敷 地 面 積			
B M		TBM H=10.00	
位 置			
高 さ			
道 路 番 号 及 び 巾 員		 3 道路番号 6.5 巾 員	
測 点		No. 4 	
勾 配 、 延 長		$i=30\%$ $\ell=30.00$ 	
変 化 点			
縦 断 曲 線		 LV.C.L.=20.00	
法 面 、 勾 配 、 高 さ		 1:2 DH=3.0	

名 称	記 号	名 称	記 号
柵 類		有 孔 ヒ ュ ー ム 管	
管 番 号	雨水 ○ i = L = 汚 水 □ i = L =	盲 集 水 柵	
管 径		給 水 管	
勾 配		境 界 杭	
管 延 長		街 渠 柵	
流 水 方 向		現 況 保 存	
雨 水 管 渠	HP 300φ ○ ——— ○	表 土 除 去	
汚 水 管 渠		斜 面 段 切 (斜面に盛土をする場合で) (段切の必要のある部分)	
合 流 管 渠		公 園 、 緑 地 (広 場)	
既 設 管 渠		芝 工	
横 断 暗 渠		鉄 線 蛇 籠 工 フ ト ン 籠 工	
雨 水 円 形 人 孔		格 子 枠 工 ブ ロ ッ ク 工	
汚 水 円 形 人 孔		張 ブ ロ ッ ク 工	
雨 水 角 型 人 孔		供 給 処 理 施 設	
汚 水 角 型 人 孔		樹 木	
礫 暗 渠			
蛇 籠 暗 渠			

別表 6 設計図の作成要領

(※ 設計図には、これを作成した者がその氏名を記載すること。)

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
位 置 図	1 / 25, 000 以上	1 方 位 2 開発地域（朱書き） 3 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 4 各鉄道駅からの交通機関の系路名称 5 開発区域内において排水される雨水・汚水の流末 6 用途地域及びその他規制区域等	・地図（地形図）に表示のこと ・規制区域等は、開発区域及びその周辺について図示のこと。
附近見取図	1 / 2, 500 以上	1 方 位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 土地の形状 4 県界及び市町村界と名称 5 市町村の区域内の町又は字の境界と名称 6 都市計画区域界と名称	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・現況図にまとめて図示してもよい。
現 況 図	1 / 1, 000 以上	1 方 位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 道路・河川・水路の幅員 4 地形（等高線は2mの標高差を示すもの） 5 開発区域内及びその周辺の公共・公益的施設の位置及び形状 6 行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 7 現況写真との照合符号と撮影方向 8 樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては規模が1 ha以上の開発区域について記載すること。
土地利用計画図	1 / 1, 000 以上	1 方 位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 造成協力地の境界 4 工区界 5 がけ・擁壁・法面の位置、形状及び記号 6 道路の位置、形状、幅員 7 公共・公益的施設の位置及び形状 8 予定建築物の敷地の形状、面積 9 敷地に係る予定建築物の用途 10 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 11 凡 例	・予定建築物の用途は住宅・共同住宅・店舗・○○工場と具体的に各敷地毎に記入すること。 ・この図面は開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
求 積 図	1 / 500 以上	1 方 位 2 開発区域の全面積 3 道路・水路・公園、広場等の公共・公益的 施設を区別した空地の面積 4 造成協力地の面積 5 工区別の面積	・求積図の代わりに求積 書を添付してもよい。
造成計画平面図	1 /1,000 以上	1 方 位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 切土又は盛土及び表土復元部分の色別 4 がけ・擁壁・法面の位置、形状及び記号 5 道路の位置、形状、延長、角切長さ、幅員 勾配及び記号 6 道路の中心線とその測点及び計画高 7 敷地の形状及び計画高 8 街区長辺及び短辺の長さ 9 公園・緑地その他公共用の空地及び公益 的施設の位置、形状、規模及び名称 10 工区界 11 地形（現況線） 12 縦横断線の位置及び記号 13 ベンチマークの位置及び高さ 14 消防水利施設の名称、位置及び形状 15 遊水池（調整池）の位置及び形状 16 凡 例	・現況図は細線で記すこ と（等高線は2 mの標高 差を示すこと）。 ・道路、擁壁、のり、公園 等を色別すること。
切盛分布図	1 / 500 以上	1 切土・盛土・表土の復元をする土地の部分	・切土部は黄色、盛土部は 緑色、表土復元部は桃色 の各々淡色で色別するこ と。
造 成 計 画 縦横断面図	1 / 500 以上	1 縦横断面線記号 2 区域境界位置 3 基準線（D L） 4 現地盤面及び計画地盤面 5 切土・盛土・表土復元の色別 6 がけ・擁壁・道路の位置、形状及び記号 7 ボックスカルバート、無孔管暗渠、その他 構造物の位置、形状、勾配及び保護の方法 8 法面の位置、形状、勾配及び保護の方法	・現況図は細く、計画線は 太く表示のこと。 ・切土部は黄色、盛土部は 緑色、表土復元部は桃色 の各々淡色で色別するこ と。 ・区域境界付近の図示に 必要な範囲の外周区域を 包括したものでなければ ならない。
排 水 施 設 計画平面図	1 / 500 以上	1 方 位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 排水施設の位置、種類、形状、材料及び内 のり寸法、勾配	・放流先図示に必要な範 囲の外周区域を包括し たものでなければなら ない。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
排水施設 計画平面図	1/500 以上	4 水の流れの方向 5 吐口の位置 6 放流先河川、水路の名称 7 排水施設の記号 8 流量計算書との照合符号 9 道路・公園その他の公共・公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高 10 汚水処理場の位置、形状 11 凡 例	
給水施設 計画平面図	1/500 以上	1 方 位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 給水施設の位置、種類、形状、材料及び内のり寸法 4 取水方法及び位置 5 消火栓の位置及び種類 6 ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状	・取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水計画平面図にまとめて図示してもよい。
道路計画 縦断面図	1/500 以上	1 測点 2 勾配（％） 3 計画地盤図 4 計画地盤高 5 単距離及び追加距離 6 基準線（D L） 7 道路記号	・区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
排水計画 縦断面図	1/500 以上	1 測点 2 排水渠勾配及び管径 3 管底高 4 人孔種類、位置及び記号 5 人孔間距離 6 基準線（D L） 7 排水施設記号	・道路計画縦断面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	1/500 以上	1 がけの記号 2 がけの高さ及び勾配 3 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 4 がけ面の保護の方法 5 現地盤面 6 がけの前後地盤面	・現況線は細く、計画線は太く表示のこと。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
擁壁の断面図	1 / 50 以上	1 擁壁の記号 2 擁壁の寸法及び勾配 3 擁壁の材料の種類及び寸法 4 裏込コンクリートの品質及び寸法 5 透水層の位置及び寸法 6 水抜穴の位置、材料及び内径寸法 7 基礎構造の種類と寸法 8 基礎地盤の土質 9 基礎くい位置、材料及び寸法 10 擁壁を設置する前後の地盤面	・鉄筋コンクリート造擁壁のときは配筋図が必要。
排水施設構造図	1 / 50 以上	1 排水施設の記号 2 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3 放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ	・鉄筋コンクリート造擁壁のときは配筋図が必要。
道路構造図	1 / 50 以上	1 道路の記号 2 道路の幅員構成 3 横断勾配（％） 4 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 5 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法	・排水計画図にまとめて図示してもよい。
工作物構造図	1 / 50 以上	1 施設の名称 2 施設の寸法、材料の詳細	・橋梁、終末処理施設、消防水利施設等
防災計画図	1 /2, 500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 等高線 4 計画道路位置 5 段切位置 6 表土除去範囲 7 ヘドロ除去範囲及び除去深さ 8 工事中の雨水排水系路及び沈砂池 9 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 10 防災施設の設置時期及び期間 11 凡 例	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・防災計画説明書を添付して提出のこと。
排水流域図	1 /1, 000 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 集水系統ブロック別に色分け 4 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5 流量計画書との照合符号	・区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。

別表 7 都市計画法に基づく開発許可事務等標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
開発行為の許可 （5 ha未満）	法第29条第1項、第2項	10	20	30
〃 （5 ha以上20 ha未満）	〃	15	30	45
〃 （20 ha以上）	〃	15	45	60
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	10	20	30
工事完了公告前の建築等承認	法第37条第1号	8	12	20
建築物の敷地等に関する制限 の例外許可	法第41条第2項	10	15	25
予定建築物以外の建築等許可	法第42条第1項	8	17	25
開発許可を受けた区域以外に おける建築等許可	法第43条第1項	10	20	30
開発許可に基づく地位の承継 の承認	法第45条	8	17	25
工事完了検査及び検査済証の 交付	法第36条第2項	8	22	30
開発登録簿の謄本交付	法第47条第5項	—	5	5
諸証明書等の交付		10	10	20

注1 ここでの標準処理期間とは、適法な申請が行政庁に到達してから処分に至るまで通常要すべき標準的な期間であって、行政庁の責に帰すことのできない事情により要する期間は含まない。

注2 開発審査会に付議するために要する期間（通常1か月）は、標準処理期間に含まない。

注3 他法令の許認可等を必要とする開発行為に係る許可・承認等であって、当該他法令の許認可等と同時に行うものについては、この表に定める標準処理期間を適用しない。

別表 8 申請等手数料（平成 9 年 4 月 1 日改定）

申請の際は次に掲げる手数料が必要です。

1 開発行為許可申請手数料

ア 当初申請の場合（法第29条）

開発行為の種類	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	(3) その他の場合
開発区域の面積	手数料	手数料	手数料
0.1ha未満のとき	8, 600円	13, 000円	86, 000円
0.1ha以上 ～ 0.3ha未満	22, 000円	30, 000円	130, 000円
0.3ha以上 ～ 0.6ha未満	43, 000円	65, 000円	190, 000円
0.6ha以上 ～ 1.0ha未満	86, 000円	120, 000円	260, 000円
1.0ha以上 ～ 3.0ha未満	130, 000円	200, 000円	390, 000円
3.0ha以上 ～ 6.0ha未満	170, 000円	270, 000円	510, 000円
6.0ha以上 ～ 10.0ha未満	220, 000円	340, 000円	660, 000円
10.0ha以上のとき	300, 000円	480, 000円	870, 000円

イ 変更申請の場合（法第35条の2）

変更理由	手数料（左の理由の一つに該当する場合）	手数料（左の理由に二つ以上該当する場合）
イ．設計の変更（ロを除く）	開発区域の面積に応じ上表に規定する額の 10 分の 1	イ＋ロ＋ハ
ロ．新たな土地の区域への編入による変更（第 30 条第 1 項第 1 号～ 4 号に掲げる事項の変更）	新たに編入される面積に応じ、上表に規定する額	
ハ．その他の変更	10, 000円	

ただし、イロハの合計額が 1 件の申請で 8 7 万円を超えるときの手数は 8 7 万円とする。

2 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書）

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	知事が建築物の形態制限区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	46,000円
-------------------------	--	---------

3 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

開発許可を受けた土地における建築等の制限の特例	用途地域等が定められているとき、または知事が利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合	26,000円
-------------------------	--	---------

4 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha未満の場合	6,900円
	0.1ha以上 ～ 0.3ha未満の場合	18,000円
	0.3ha以上 ～ 0.6ha未満の場合	39,000円
	0.6ha以上 ～ 1.0ha未満の場合	69,000円
	1.0ha以上の場合	97,000円

5 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手数料
（１）主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール未満のものである場合	1,700円
（２）主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール以上のものである場合	2,700円
（３）（１）及び（２）以外のものである場合	17,000円

6 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第4項）

開発登録簿の写し	1枚当たり（完了公告を含む）	470円
----------	----------------	------

7 諸証明手数料関係

土地又は建物に関する諸証明	1件当たり	400円
---------------	-------	------

別表 9 開発行為許可標識の表示

法第 29 条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者は、県規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、開発行為許可標識を当該開発行為に係る工事の期間中及び工事完了後相当の期間、当該工事の現場の見やすい場所に掲示してください。

許可標識の表示例

100センチメートル			
開発行為許可標識			
年 月 日			
許可番号 第 号ー			
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 場 所 の 所 在 番 及 び 地 番			
施 行 面 積			
工 事 の 名 称			
住 所 開発行為者 氏 名			
住 所 工事施行者 氏 名			
設 計 者 氏 名		工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号ー		
G L ▽			

90
センチメートル以上

80
センチメートル以上

別表 10 市街化調整区域における社会福祉施設の立地について

1 定義

本審査基準にいう社会福祉施設のうち、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設には、次のような施設が該当する。

- ・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人デイサービスセンター
- ・小規模多機能型居宅介護施設・認知症対応型グループホーム・老人福祉センター
- ・地域密着型介護老人福祉施設・障害者支援施設・障害者福祉サービス事業所 など

※ 以上はあくまで例示なので、市街化調整区域で立地を考えている施設が社会福祉施設に該当するか否かは、事前に県開発・盛土指導課に御相談ください。

2 市街化調整区域における許可要件

立地可能な 社会福祉施設	該当条項	許可要件
既存集落内に建設され、当該集落の居住者が主に利用する通所系の社会福祉施設	法第34条 第1号	・立地予定の市町の長から、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市町社会福祉施策等の見地から立地が望ましいとする意見書があること。 ・施設の開設許可等を行う県・市町関係部局と関係法令、施設開設の基準等に照らし支障がないことについて調整がついていること。
入所・通所人員が200人未満の社会福祉施設で開発審査会の承認を得たもの	法第34条 第14号	・当該施設の立地が、市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は県が定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の構想に適合していること。 ・立地予定の市町の長から周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市町の施策に照らした総合的な見地から立地が望ましいとする意見書があること。 ・施設の開設許可等を行う県・市町関係部局と関係法令、施設開設の基準等に照らし支障がないことについて調整がついていること。 ・次のいずれかに該当することを証する申立書が申請書に添付されていること。 ①近隣に医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と密接に連携する必要があること。 ②当該施設の利用者の安全等を確保するため、立地場所に配慮する必要があること。 ③当該施設のサービスの特性から、開発区域周辺の資源、環境等を活用する必要があること。

別表11 公共施設の管理協定書の参考例

参考例 1 公共施設用地を開発者が所有して管理する場合

公共施設の管理、用地の帰属等に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が〇〇郡〇〇町〇〇番他〇筆において行う開発行為により設置する公共施設のうち下記 1 については、都市計画法第 32 条第 2 項の規定による甲乙の協議に基づき、開発工事完了後の当該公共施設の管理、用地の帰属等に関して、下記 2 のとおり協定を締結する。

記

1 公共施設

公共施設の種類	公共施設の概要		
	幅寸法	延 長	面 積

2 協定事項

- (1) 当該公共施設の用地は、他の土地と分筆し、乙が所有するものとする。
- (2) 当該公共施設の管理は乙が行うものとする。
- (3) 甲は、当該公共施設の管理状態を確認するため、当該公共施設に立ち入ることができる。
- (4) 甲は、当該公共施設の維持管理に関し、乙に対して指導を行うことができる。
- (5) 乙は、当該公共施設の位置及び範囲並びに用途を変更しないものとする。
- (6) 当該公共施設の用地の所有権を乙以外の者（以下「丙」という。）に移転することとなるときは、乙は甲に対してその旨を通知するとともに、乙は、丙との間で当該用地の売買契約を行うに際し、上記(1)から(5)までの内容について、丙が新たに甲と協議し、甲との間で協定書を締結することを契約の条件とするものとする。
- (7) 甲は、乙から(6)の通知があったときは、丙と協議のうえ、協定書の締結に応じるものとする。
- (8) 乙は、(6)の条件を付して丙との間で当該用地の売買契約が行うことができないときは、甲にその旨を通知するとともに、乙の責任において当該公共施設の代替地を確保するものとし、その管理及び帰属については甲と協議するものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

(甲) 福岡県〇〇郡〇〇町〇〇番地

〇〇町長 〇〇 〇〇

印

(乙) 〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

参考例 2 公共施設用地を開発者が借地して管理する場合

公共施設の管理、用地の帰属等に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と 〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が〇〇郡〇〇町〇〇番他〇筆において行う開発行為により設置する公共施設のうち下記 1 については、都市計画法第 32 条第 2 項の規定による甲乙の協議に基づき、開発工事完了後の当該公共施設の管理、用地の帰属等に関して、下記 2 のとおり協定を締結する。

記

1 公共施設

公共施設の種類	公共施設の概要		
	幅寸法	延 長	面 積

2 協定事項

- (1) 当該公共施設の管理は乙が行うものとする。
- (2) 当該公共施設の用地は、他の土地と分筆するものとする。
- (3) 甲は、当該公共施設の管理状態を確認するため、当該公共施設に立ち入ることができる。
- (4) 甲は、当該公共施設の維持管理に関し、乙に対して指導を行うことができる。
- (5) 乙は、当該公共施設の位置及び範囲並びに用途を変更しないものとする。
- (6) 当該公共施設の用地の借地権を乙以外の者（以下「丙」という。）に移転することとなるときは、乙は甲に対してその旨を通知するとともに、乙は、当該用地の所有者と丙との間で当該用地の借地契約を行うに際し、上記(1)から(5)までの内容について、丙が新たに甲と協議し、甲との間で協定書を締結することを契約の条件とするよう丙に説明するものとする。
- (7) 甲は、乙から(6)の通知があったときは、丙と協議のうえ、協定書の締結に応じるものとする。
- (8) 乙は、(6)の条件を付して当該用地の所有者と丙との間で当該用地の借地契約を行うことができないときは、甲にその旨を通知するとともに、乙の責任において当該公共施設の代替地を確保するものとし、その管理及び帰属については甲と協議するものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

(甲) 福岡県〇〇郡〇〇町〇〇番地
〇〇町長 〇〇 〇〇

印

(乙) 〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

参考例 3 調整池（その 1）

防災調整池の管理に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が所有する下記の防災調整池（以下「調整池」という。）の管理に関して次の各条項により協定を締結する。

（調整池の所在等）

第 1 条 調整池の所在地等は次の通りとする。

所在地

種類

調整量

構造等 別添図面のとおりにする

（調整池の管理及び範囲）

第 2 条 乙は、善良な管理者の注意をもって調整池の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

2 乙は前項に規定する管理業務のうち次に掲げる事項について特段の注意を払わなければならない。

- (1) 調整池内の堆積土砂等の除去及び草刈りは毎年行うこと。
- (2) 調整池内外の危険防止について十分配慮するとともに、門扉、フェンスその他の施設の補修の必要が生じたときは直ちに実施し、甲に文書をもって報告すること。
- (3) 台風の接近等、異常降雨が予想されるときは、厳重な監視を行って災害の発生を未然に防止することに努めること。
- (4) 調整池に関して異常、事故又は災害が発生したときは、応急措置を行うとともに、速やかに文書をもって甲に報告すること。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭での報告に替えることもできる。
- (5) 毎年雨期前にその機能が適切に発揮できるよう、調整池内外の定期点検及び清掃を行うこと。また、管理履歴の記録を行い、甲の請求により資料の提出を行うこと。

3 乙は調整池及び周辺の見やすい場所に、調整池の管理者名、連絡先その他必要な事項を表示するものとする。

（維持管理に関する立入指導）

第 3 条 甲は、調整池の管理状態を確認するため、乙が所有する調整池に立ち入ることができる。

2 甲は、調整池の維持管理に関し、乙に対して指導を行うことができる。

（費用負担）

第 4 条 管理業務に関する経費は、すべて乙の負担とする。

2 調整池が破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

（管理に関する図書）

第 5 条 乙は調整池の管理に関する図書を整備し、その管理の状況について記録するものとする。

2 甲は、調整池の管理状態を確認するために乙に対して前項の管理に関する図書の閲覧又は提出を求めることができる。

(調整池の変更)

第6条 乙は調整池存続中その機能の保全に努めるとともに、調整池に変更を加えようとするときは、あらかじめ甲と協議し、承諾を得なければならない。

2 乙は、前項に規定する変更を行ったときは、直ちに甲に文書で報告し、その検査を受けなければならない。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から調整池存続中とする。

(損害の賠償)

第8条 調整池の設置、管理の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、全て乙が賠償の責任を負うものとする。

(所有者の変更)

第9条 乙は、調整池の所有権を第三者に譲渡したときは、この協定の各条項に係る乙の地位をその者に承継し、直ちに甲にその者の住所及び氏名等を届けなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙双方の協議により決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○市○○丁目○○番○○号
○○市長 ○○ ○○

印

乙 住所
氏名 ○○ ○○

印

参考例 4 調整池（その 2）

開発行為に伴い設置する防災調整池に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が行う下記の開発行為に伴い必要とする防災調整池の管理について、次の条項により協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 本協定は、施設を適切かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的としたものである。

（調整池）

第 2 条 乙が施工する防災調整池は次のとおりとする。

- (1) 所在地 〇〇市〇〇
- (2) 面積 〇〇㎡
- (3) 容量 〇〇m³

（維持管理）

第 3 条 乙は次の事項に係る防災調整池の維持管理を行う。

- (1) 堆砂土砂の除去
- (2) 除草、清掃
- (3) 修理、補修
- (4) その他必要な事項

（指導監督）

第 4 条 前条に係る維持管理は、甲の指導監督の下で行う。

（費用）

第 5 条 維持管理に要する費用は乙の負担とする。

（立ち入り）

第 6 条 乙は甲からの維持管理に必要な指導監督を受けるにあたり、立ち入りのための適切な措置を講ずるものとする。

（形状の変更）

第 7 条 乙は防災調整池の計画に変更が生じる開発区域内の形状変更を行おうとする場合は、防災調整池の維持管理に支障が生じないよう、甲の指導の基に適切な措置を講ずるものとする。

（譲渡等）

第 8 条 乙の都合により、やむを得ず調整池用地の所有権が第三者に移行する際は、甲にその旨を通知するとともに、当該第三者に対しても同様の内容で新たに甲と協定の締結を行うことを引き継ぐものとする。

（協議）

第 9 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 ○○市○○丁目○○番○○号
 ○○市長 ○○ ○○ 印

乙 住所
 氏名 ○○ ○○ 印

参考例 5 防火水槽

公共施設の管理協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が〇〇市〇〇〇番他〇筆において設置する開発区域内の公共施設の管理について、都市計画法第39条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙施行の開発行為により設置された公共施設（以下「公共施設」という。）及び公共施設の存する土地（以下「用地」という。）を、公共施設ごとの用途に従い、有効かつ適切に管理するため、管理方法及び費用負担について必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この協定の対象となる次の公共施設及び用地は、別添図書のとおりとする。

番号	施設名	規模・構造	摘要
	防火水槽	〇〇㎡（〇〇t）	—

（管理の方法）

第3条 甲は、公共施設の維持管理について、立入調査を行うとともに、乙に対して必要な指示をすることができる。

2 乙は、公共施設の維持管理を行うものとし、前項の規定による甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、公共施設の維持管理に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 公共施設は、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないように、また良好なまちづくりのために設置されたことを認識し、適正な管理を行うとともに、各管理施設の機能を保持することとし、用途の変更はしないこと。

(2) 公共施設の改築、修繕等を行う必要が生じたときは、甲と協議の上、必要となる許認可申請、協議、手続等の後、行うこと。

（敷地の管理）

第4条 乙は、公共施設用地の管理について、次の事項を遵守するものとする。

(1) 公共施設用地の所有権を第三者に移転しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得るとともに、移転しようとする相手方が本協定と同内容の協定を締結することに同意すること。

(2) 公共施設用地について、代替として新たに確保する場合は、その位置、形状について甲と協議し、決定すること。

(3) 公共施設及び用地について、乙がこの協定に違反し、かつ甲が維持管理する上で支障がないと認めたときは甲に無償で譲渡するものとし、直ちに所有権移転等に必要な書類を甲に提出すること。

（管理責任）

第5条 公共施設及び用地の管理に関連して、第三者に損害を与えた場合は、乙がその責任を負うものとする。

(費用負担)

第6条 公共施設及び用地の維持管理に要する費用は、全て乙が負担するものとする。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を称するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県〇〇市〇〇
〇〇市長 〇〇 〇〇 印

乙 福岡県〇〇郡〇〇町〇〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

様式集

申請者住所(法人の場合は所在地)

TEL 氏名

1 開 発 区 域 の 含 ま れ る 称

2開発区域の面積 m^2 .

3 予定建築物等の用途				
4 工事期間	年	月	日	
				まで
				から
				又は許可後
				日間

ア、自己の居住	イ、自己の業務	ウ、自己外
第	号	(
5	6	7

7 工事施行者の住所氏名 TEL ()

8 設 計 者 の 住 所	TEL ()
---------------	------------------------------

[illegible][illegible][illegible]

※記入上の注意事項

この票及びC票の裏面の太枠の中だけ記入してください。

2 開発行為の概要の1欄は、地番が多い場合は、「〇〇番〇外」と記入してください。

3 開発行為の概要の3欄は、次の要領で記入してください。
なお、用途については日本標準産業分類表（総務省統計局編集）中の該当する小分類を記入してください。

ア 戸建住宅（専用住宅、分家住宅、既存集落内の自己用住宅、収用移転住宅の別）
イ 長屋住宅
ウ 共同住宅
エ 併用住宅（住宅以外の用途を明示）
オ 店舗（用途を明示）
カ 事務所（用途を明示）
キ 工場（用途を明示）
ク 倉庫（用途を明示）
ケ その他（用途を詳細に明示）

4 開発行為の概要の6欄は、市街化調整区域の場合のみ記入してください。

5 記入後、この票を控図書に添付して、申請者で一部保管してください。

公共施設の整備計画

[illegible]

환
출
처

[illegible]

都市計画法第29条の規定により、開発行為の許可を由請します。

福岡県知事殿

年 月 日

申請者住所(法人の場合は所在地)

TEL 氏名

1 開 発 区 域 の 名 称

2 開発区域の面積 m^2 .

3 予定建築物等の用途

4 工事期間	年	月	日	から	まで
				・	・
				・	・
				又は許可後	日間

5	自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	ア、自己の居住	イ、自己の業務	ウ、自己外
6	法第34条の該当号及び	第 号	()	()

7 工事施行者の住所氏名 TEL ()

TEL ()

区分	建築物の敷地		特定工作物の敷地	公共施設用地			その他	合計
	一般宅地	公営施設		道路	水路	公園		
第一種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第二種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第三種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第四種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第五種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第六種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第七種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第八種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第九種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第十種市街地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第一種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第二種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第三種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第四種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第五種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第六種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第七種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第八種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第九種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第十種近郊地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第一種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第二種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第三種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第四種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第五種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第六種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第七種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第八種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第九種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第十種農用地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第一種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第二種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第三種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第四種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第五種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第六種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第七種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
第八種森林地	1,000	1,000	1,000	1,000				

建
厦

[illegible][illegible][illegible][illegible]

制田
田
田
田
田

品長町市

年月日



1.放流先水路	有り・無し	2.災害の危険性	有り・無し
---------	-------	----------	-------

3.計画道路の関係

4. 地域地区

5. 接統道路	() 道 幅員	m

6. 防災区域等
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地危険崩壊区域・左記区域を含まない

7. 總合意見

公 共 施 設 の 整 備 計 画

公共施設

概要

要

安例

用地の

開発行為の概要

土地利用計画

分類記号	Q-1-8
保存期間	3年
施行方法	直渡し・使送
発信者	あて先
知事	申請者
部長	市町長
	県土整備事務所長
	(建築指導課長)

県受付

決 裁 処 理

番号・年月日	年月日	担当	係員	係長	技術補佐	課長補佐	課長	次長	部長	公印	施行	起案	決裁
許可受付	許可												
変更受付	許可												
	号												
完了届	号								県公報登載 年 月 日 第 号				
完了検査	号								告示第 着手届受付年月日				
建築受承付	号								着手年月日				
開 発 審 査 会 第	附議	号 議案	同意年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
開 発 審 査 会 第 議 案 完了公告：第178号、建築承認：第485号、 開発許可：第678号、開発変更許可：第2510号、検査済証：第486号、手直指示：第484号、 特 記 欄													

区域内の 土地の現況	宅 地	農 地	農 地	山 林	池 沼 等	そ の 他	合 計 (㎡)
他法令の手続等	ア. 農地法 イ. 森林法 ウ. 土砂災害特別警戒区域 □土砂災害警戒区域 □急傾斜地崩壊危険区域 □左記区域を含まない エ. 環境保全条例 オ. 土壌汚染対策法 カ.						
	し尿処理施設	戸建)					
	給水施設	予定戸数					
	消防水利施設	計					
	ガス施設	計画人口 人					

日 月 年

申請者住所(法人の場合は所在地)

2 開 発 区 域 の 面 積 m^2 .

から
また

TEL ()

TEL ()

区分	建築物の敷地	特定工作物	公共施設用地	その他	合計

图 4-2-1	图 4-2-2	图 4-2-3	图 4-2-4	图 4-2-5
---------	---------	---------	---------	---------

[illegible][illegible][illegible]

型与长

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

福岡県知事殿

申請者住所(法人の場合は所在地)

TEL氏名

()

開発行為の概要							土地利用計画																		
1 開発区域の名称		2 開発区域の面積					3 予定建築物等の用途		4 工事期間年月日		5 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別法第34条の該当理由		6 該当する理由		7 工事施行者の住所氏名		8 設計者の住所氏名		特定工作物の敷地		公共施設用地			その他合計	
																					道路	水路	公園		その他

面 積	戸建			比 率 %
	共住			
	その他			

県 受 付

手数料欄

• 設計の変更

• 開発区域の増加

• その他の変更

開発行為許可年月日・番号		年	月	日	第	号
変更理由						
変更に係る事項						

設計の方針

区域内の 土地の現況	宅 地	農 地	山 林	池 沼 等	そ の 他	合 計 (㎡)
他法令の手続等	ア. 農地法					
	イ. 森林法					
	ウ. 土砂災害防止法等 (□土砂災害特別警戒区域 □土砂災害警戒区域 □急傾斜地崩壊危険区域 □左記区域を含まない)					
	エ. 環境保全条例					
	オ. 土壌汚染対策法					
し尿処理施設	カ.					
						予定戸数
						戸建)
						共住)
給水施設						
消防水利施設						
ガス施設						計画人口
						人

開 発 行 為 変 更 届 出 書			
年 月 日			
福岡県知事 殿			
届出者 住所 氏名			
都市計画法第 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
1 開発行為許可年月日・番号		年 月 日 ・ 第 号一	
	2 敷地の形状変更	有 ・ 無	(別図のとおり)
変更に係る事項	3 工事施行者の 住所及び氏名	旧	
		新	
	4 工事着手 予定年月日	旧	年 月 日
		新	年 月 日
	5 工事完了 予定年月日	旧	年 月 日
		新	年 月 日
変更の理由			

注 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

注 2 2 について、次に掲げるものは、届出ではなく開発行為変更許可が必要です。

(1) 予定建築物等の敷地の規模の 1 0 分の 1 以上の増減を伴うもの。

(2) 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000平方メートル以上となるもの。

注 3 図面の変更がある場合、2 を有とすること。

市町村受付	県 受 付

開発行為に関する協議の一覧表			
種 別	協 議 先 名 (管理者名)	協議年月日	摘 要
1 道路（区域内）		・ ・	
2 道路（区域外）		・ ・	
3 放流先水路		・ ・	
4 公園		・ ・	
5 下水道施設		・ ・	
6 消防水利施設		・ ・	
7 水道施設		・ ・	
8 道路		・ ・	
9 水路		・ ・	
1 0 埋蔵文化財		・ ・	
1 1		・ ・	
1 2		・ ・	
1 3		・ ・	
1 4		・ ・	
1 5 教育施設		・ ・	
1 6 電気施設		・ ・	
1 7 ガス施設		・ ・	
1 8 輸送施設		・ ・	

(注) 1 8・9欄は付替、用途廃止、占用許可又は工事承認が必要な場合に記入してください。
2 15欄は20ヘクタール以上、16・17・18欄は40ヘクタール以上の場合のみ記入してください。

資 金 計 画 書〔 内訳欄は単年度で 終了しない場合のみ 〕

	科 目	年 度	金 額	内 訳		
				年度	年度	年度
			千円	千円	千円	千円
支 出	1 用 地 費					
	2 工 事 費					
	ア 整地工事費					
	イ 道路工事費					
	ウ 排水施設工事費					
	エ 給水施設工事費					
	3 附 帯 工 事 費					
	4 事 務 費					
	5 借 入 金 利 息					
	事業費小計（1～5）					
	6 借 入 償 還 金					
	7					
	計					
収 入	8 自 己 資 金					
	9 借 入 金					
	10 処 分 収 入					
	ア 宅地処分収入					
	11 補 助 負 担 金					
	12					
	計					
13 借 入 金 の 借 入 先						

（注）自己外及び1ha以上の自己の業務用の場合のみ添付してください。

設 計 者 の 資 格 調 書

設計者住所

氏名

(年 月 日生)
T E L ()

都市計画法 3 1 条の規定による設計者の資格については、下記のとおり相違ありません。

記

資格に関する 最 終 学 歴	学校名		学科名	
	修業年数	年	年	月 卒業 ・ 中退
資格 ・ 免許等	資 格 内 容		取得年月	登録 ・ 合格番号
	☐ 1 級建築士 ☐ 技術士（技術部門： ） ☐ その他（ ）			
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容		在職期間（合計 年 月）
				・ ～ ・
				・ ～ ・
				・ ～ ・
				・ ～ ・
				・ ～ ・
				・ ～ ・
				・ ～ ・
2 0 ha以上の開発行為の設計経歴（2 0 ha以上の開発行為の場合のみ）				
事業主及び事業の名称		施 行 場 所	面積	許認可番号・年月日
			ha	第 号 年 月 日
※この欄は記入 しないこと		都市計画法施行規則第 1 9 条の規定による該当資格 第 1 号 （イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ）、第 2 号		

注 1 実務経歴欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。

注 2 資格に関する最終学歴、資格・免許等については、それらを証明することのできる書面（卒業証明書等）を添付すること。

登記關係一覽表

[illegible]

(注) 1 地番は整理のうえ順を追って記入してください。

2 大字、字欄は筆数に応じ区画してください。

3 ※印欄は記入しないでください。

4 地番が区域外にまたがる時は一部と記入してください。

権利者の施行同意書

許可申請者

の施行に係る開発行為について、

異議がないので同意します。

[illegible]

- (注) 1 「所在地」欄には権利の対象となるものの所在を、番地まで記入すること。
- 2 「権利の種別」欄には、所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、その他事業の妨げとなる権利を記入すること。
- 3 共有の場合には、その旨を摘要欄に明示すること。
- 4 同意者の印鑑証明書を添付すること。

開 発 登 録 簿

当 初 許 可	許可年月日 許可番号	年 月 日 ・ 開盛第 号 -		
	許可を受けた者の 住所、氏名	住所		
		氏名		
	開発区域に含まれる地域の名称 及び面積等	面積 ・ m ²		
	区域、地域等	1 市街化区域（ ）地域		
		2 市街化調整区域 法第34条 第 号 該当		
		3 非線引区域（ ）地域		
4 準都市計画区域（ ）地域				
5 上記以外				
予定建築物等の 用途	1 自己居住用			
	2 自己業務用			
	3 非自己用			

[illegible]

※法第38条・第41条・第42条及び第81条に関する事項については摘要欄に記載

都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第2項に基づき、下記開発行為者の事業に係る開発行為により新たに設置される公共施設の管理並びに同法第40条第2項に基づく用地の帰属について、その公共施設の管理者及び用地の帰属者となろうとする（ ）と開発行為者との間に協議がととのったことを確認する。

年 月 日

施行場所

公共施設の
管 理 者 名

印

開発行為者
住 所 名
氏

印

1 協 議 事 項

公共施設 の種類	平面図 番 号	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅寸法	延 長	面 積			

2 関係文書及び図面別途のとおり

① 土地の登記事項証明書 ② 公 図 ③ 平面図 ④ 地積図

- (注) 1 法第40条第1項の適用をうける従前の公共施設（土地）と新たな公共施設（土地）の交換帰属にかかる分については、別途様式（様式第9号、第10号、第11号）の同意書を添付してください。
- 2 一つの公共施設用地が二者以上の者に帰属することとなる場合は、同一番号に孫番を設け分離し、図面に明示してください。
- 3 公園、広場、緑地および消防の用に供する貯水施設については、面積のみを記載してください。また、用地の帰属に関係のない、上・下水道管渠については、寸法及び延長のみを記載してください。
- 4 公園（緑地・広場含む）や防火水槽の分筆の必要性、所有権以外の権利の抹消の必要性については摘要欄に記載してください。

都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議書

協 議 事 項 (別紙)

[illegible]

都市計画法第32条第1項の規定に基づく放流先水路管理者の同意(協議)申請書

開発許可申請者住所 氏名					
開発区域の所在					
開発行為の目的					
開発区域の面積		㎡			
放 流 先 水 路	所 在				
	管 理 者 住 所 氏 名				
	土 地 所 有 者				
浄 化 槽 等 の 設 置 の 有 無		有り 種別 ()			
		無し			
上記開発区域内の排水施設を上記水路に接続し、下水 <table><tr><td>雨水</td></tr><tr><td>雑排水</td></tr><tr><td>汚水</td></tr></table> を放流することについて、 同意を得たく、都市計画法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき申請します。 年 月 日 (水 路 管 理 者) 殿 開発許可申請者住所 氏名 _____			雨水	雑排水	汚水
雨水					
雑排水					
汚水					

添付図書

- 1 位置図 2, 5 0 0 分の 1 以上の地図に、開発区域を赤で、当該水路を青で着色すること。
- 2 公図写し 開発区域を赤で、当該水路を青で着色すること。
- 3 排水施設計画平面図（当該水路を青で着色すること）、排水施設構造図等
- 4 管理者の指示する図書

都市計画法第32条第1項の規定に基づく放流先水路管理者の同意書

開発許可申請者住所 氏名		
開発区域の所在		
開発行為の目的		
開発区域の面積		㎡
放 流 先 水 路	所 在	
	管 理 者 住 所 氏 名	
	土 地 所 有 者	
浄 化 槽 等 の 設 置 の 有 無		有り 種別 ()
		無し
上記開発区域内の排水施設を上記水路に接続し、下水 雨 水 雑 排 水 を放流することについて、 都市計画法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、次の条件を付して同意します。 条件 年 月 日 (開発許可申請者) 殿 水路管理者住所 氏名 印		

都市計画法第32条第1項の規定に基づく道路管理者の同意(協議)申請書

開発許可申請者住所 氏名				
開 発 区 域 の 所 在				
開 発 行 為 の 目 的				
開 発 区 域 の 面 積	. m ²			
路 線 名				
工 事 場 所				
工作物及び工事工種 (該当するものに○印)	1 新設 2 改築	1 水路・側溝類 5 その他 (	2 舗装	3 歩道 4 埋立て
道 路 占 用 の 有 無	有り ・ 無し			
占 用 場 所				
占 用 物 件 の 種 類 ・ 数 量	名 称 ・ 規 格	幅員m	長さm	数 量
上記開発行為に関する上記道路の工事施行・占用について、同意を得たく、都市計画法 第 3 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 請 し ま す。 年 月 日 (道 路 管 理 者) 殿 開発許可申請者住所 氏名				

添付図書

- 1 位置図
- 2, 5 0 0 分の 1 以上の地図に、開発区域を赤で着色すること。
- 2 公図写し
- 開発区域を赤枠で明示すること。
- 3 造成計画平面図
- (開発区域を赤枠で明示すること)、構造図等
- 4 管理者の指示する図書

都市計画法第32条第1項の規定に基づく道路管理者の同意書

開発許可申請者住所 氏名					
開 発 区 域 の 所 在					
開 発 行 為 の 目 的					
開 発 区 域 の 面 積	. m ²				
路 線 名					
工 事 場 所					
工作物及び工事工種 (該当するものに○印)	1 新設	1 水路・側溝類	2 舗装	3 歩道	4 埋立て
	2 改築	5 その他 (			
道 路 占 用 の 有 無	有り ・ 無し				
占 用 場 所					
占 用 物 件 の 種 類 ・ 数 量	名 称 ・ 規 格		幅員m	長さm	数 量
上記開発行為に関する上記道路の工事施行・占用について、都市計画法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、次の条件を付して同意する。 条件 年 月 日 (開発許可申請者) 殿 道路管理者住所 氏名 印					

都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意(協議)申請書(公共施設用地の交換帰属)

開 発 区 域			
開発行為の目的			
開発区域面積			
工 期			
法 第 四 十 条 第 一 項 の 適 用 を 受 け る 公 共 施 設	公有財産で ある従前の 公共施設	所 在	
		面 積	明細表別紙
	新たに設置 し、公有財 産となる公 共施設	所 在	
		面 積	明細表別紙
添 付 書 類			市町村の意見書（利害関係人の承諾書）及び図面
上記のとおり公有財産を開発区域又は開発行為に関する工事の区域に含め、都市計画法第40条第1項により、新たに設置する公共施設のうち当該付替えに係る公共施設（土地）を公有財産とすること及び従前の公共施設（土地）を申請者に帰属させることについて同意を得たく、同法第32条第1項の規定に基づき申請します。 年 月 日 (公共施設管理者) 殿 開発許可申請者 住所 氏名			

注意事項 開発区域又は開発行為に関する工事の区域に含まれる従前の公共施設の面積は全体面積で記載し、それに代わる新たな公共施設の面積も全体面積で記載すること。ただし、従前の公共施設のうち、新たな公共施設の用地の一部になるものについては、別紙明細表（様式第11号）により、その帰属を明示すること。

- 添付図面
- (ア) 位置図 50,000分の1以上の地図に施行地を示す。
 - (イ) 公図の集成図 施行地周辺より半径50m以上の地図で編入地を朱の実線で囲むこと。
 - (ウ) 公図写 公図写に計画概要図の編入前の附合を記入すること。
 - (エ) 公共施設の新旧対象図
 - (オ) 求積図 (新旧別に求積する) (旧は字毎求積とし全体を表図する) 縮尺は1/500以上。
 - (カ) 断面図
 - (キ) 構造図

都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意書(公共施設用地の交換帰属)

開 発 区 域			
開発行為の目的			
開発区域面積			
工 期			
法 第 四 十 条 第 一 項 の 適 用 を 受 け る 公 共 施 設	公有財産で ある従前の 公共施設	所 在	
		面 積	明細表別紙
	新たに設置 し、公有財 産となる公 共施設	所 在	
		面 積	明細表別紙
添 付 書 類			市町村の意見書（利害関係人の承諾書）及び図面
上記のとおり公有財産を開発区域又は開発行為に関する工事の区域に含め、都市計画法第40条第1項により、新たに設置する公共施設のうち当該付替えに係る公共施設（土地）を公有財産とすること及び従前の公共施設（土地）を申請者に帰属させることについて、同法第32条第1項の規定に基づき次の条件を付して同意します。 条件 年 月 日 (開発許可申請者) 殿 公共施設管理者 住所 氏名 印			

注意事項 開発区域又は開発行為に関する工事の区域に含まれる従前の公共施設の面積は全体面積で記載し、それに代わる新たな公共施設の面積も全体面積で記載すること。ただし、従前の公共施設のうち、新たな公共施設の用地の一部になるものについては、別紙明細表（様式第 1 1 号）により、その帰属を明示すること。

[illegible][illegible]

工 事 着 手 届 年 月 日 福岡県知事 殿 届出者 住所 氏名 開発行為に関する工事に着手したので、福岡県都市計画法施行細則第5条の規定により届け出ます。		
開発行為許可年月日・番号		年 月 日 ・ 開盛第 号 一
開発区域に含まれる地域の名称		
工事着工年月日		年 月 日
工事 施行 者	住 所 ・ 氏 名	
	連 絡 場 所	電話
	建 設 業 許 可 番 号	年 月 日 第 号
工事 管 理 者	住 所 ・ 氏 名	
	連 絡 場 所	電話
主任 技 術 者	住 所 ・ 氏 名	
	連 絡 場 所	電話
※ 受 付 処 理 欄	市町村受付 県 受 付	

注 ※印欄には記入しないこと。

注 完了した開発区域内に県土整備事務所（用地課）と協議した公共施設の付替等がない場合は、添付図書の6及び県土整備事務所の受付は不要です

「お願い」 太枠の中だけ記入してください。記入のあと、この票をコピーして控図書及び市町村控図書に添付してください。

工 事 完 了 届 出 書	
福岡県知事 殿	
年 月 日	
許可を受けた者の 住所	
氏名	
都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事が、 下記のとおり完了しましたので届け出ます。	
1 開発行為許可 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号 ー
2 工事完了年月日	年 月 日
3 工事を完了した 開発区域又は工 区に含まれる地 域の名称	

工 事 完 了 届 出 書 に 添 付 す る 図 書

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| 1 工事工程写真 | 9 公図 |
| 2 竣工写真 | 10 確定測量図（公共施設のみ） |
| 3 土地の登記関係一覧表 | 11 知事が必要と認める図書 |
| 4 土地の登記事項証明書
（公共施設又は払い下げ部分のみ） | |
| 5 公共施設の登記嘱託書案（市町村分） | |
| 6 公共施設の登記嘱託書案（県土整備事務所分） | |
| 7 位置図 | |
| 8 完成図 | |

市町村受付

県土整備事務所受付(用地課)

県 受 付

4 検 査 済 証 書 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号 ー
5 工 事 完 了 公 告 号 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号

公共施設工事完了届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日
第 号 ー ）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域内又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

届出者 は右枠 内には 記入し ないで ください。	※ 受付年月日・番号	年 月 日・ 第 号 ー
	※ 検 査 年 月 日	年 月 日
	※ 検 査 結 果	合 否
	※ 検査済証年月日・番号	年 月 日・ 第 号 ー
	※ 工事完了公告年月日・番号	年 月 日・ 第 号

添付図書

- (イ) 位置図 (ロ) 完成図(計画平面図(排水、給水を含む。))及び確定測量図) (ハ) 公図(字図)
- (ニ) 登記関係一覧表 (ホ) 公共施設に関する協議書写 (ヘ) 工事工程写真(擁壁、排水施設、道路等)
- (ト) 開発区域の完成全景写真

注 市町村へ本届出書提出時に、公共施設に関する登記嘱託書(案)を提出して下さい。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住所 _____
氏名 _____

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 _____ 年 月 日
第 _____ 号 — ）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を 廃止した年月日	年 月 日
2 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の名称	
3 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の面積	平方メートル

添付図書

- 1 開発行為廃止理由書
(工事施工状況及び工事廃止後の災害防止に関する措置を含む。)
- 2 位置図、現況平面図
- 3 現況写真
- 4 その他知事が必要と認める書類

市町村受付

県 受 付

注 3部提出のこと。

地 位 承 継 届 出 書	
年 月 日	
福 岡 県 知 事 殿	
承継人 住所	
氏名	
TEL	
都市計画法第44条の規定により、 開発建築許可に基づく地位を承継しましたので、 福岡県都市計画法施行細則第12条の規定により届け出ます。	
開発行為許可年月日・番号	年 月 日 第 号 ー
被 承 継 人 住 所 氏 名	
承 継 の 原 因	
承継した開発区域に含まれる 地 域 の 名 称 及 び 面 積	m ²
承 継 年 月 日	年 月 日
※受付処理欄	市町村受付 県 受 付

注 1 ※印欄には記入しないこと。
2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記簿謄本（登記事項証明書）を添付すること。

地 位 承 継 承 認 申 請 書	
年 月 日	
福 岡 県 知 事 殿	
申請者 住所	
氏名	
都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位を承継したいので、 承認くださるよう次のとおり申請します。	
開発行為許可年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号 一
被 承 継 人 住 所 氏 名	
承 継 の 原 因	
承継した開発区域に含まれる 地 域 の 名 称 及 び 面 積	m ²
承 継 年 月 日	年 月 日
※ 受付 処理 欄	市町村受付 県 受 付

注 1 ※印のある欄には記入しないこと。

2 承諾書に記入捺印して添付すること。

3 所有権その他の権原を取得したことを証する書類を添付すること。

4 申請者の資力及び信用に関する書類を添付すること。

地 位 承 継 承 諾 書

年 月 日

(承継人)

殿

下記開発行為の許可の一切の権原を（ ）に承継する事を印鑑証明書を添えて承諾します。

記

1 開発許可年月日及び番号

年 月 日 ・ 第 号 一

2 許可にかかる地域の名称及び面積

(被承継人)

住 所

氏 名 印

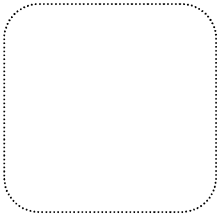
建築等承認申請書

(都市計画法第37条)

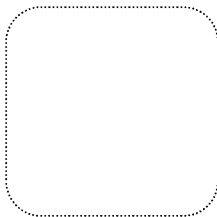
「お願ひ」太枠の中だけ記入してください。
記入のあと、この票をコピーして控図
書及び市町村控図書に添付してください。

申請者 住所 _____	
氏名 _____	
TEL () _____	
申請敷地の所在 _____ 面積 _____ m ²	
開発行為許可年月日・番号 年 月 日 ・ 第 号 ー	開発行為者氏名
予定建築物等の用途	予定建築物等の棟数及び戸数等 棟 戸
開発工事の進捗状況 %	承認申請棟数及び戸数等 棟 戸
申請の理由	

市町村受付



県受付



○添付図書

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| ☐ 位置図 | ☐ 配置図 |
| ☐ 建物の平面図 | ☐ 誓約書 |
| ☐ 写 真 | ☐ その他 |

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

下記申請地に係る都市計画法第 37 条に基づく建築承認申請については、開発行為の完了公告前に建築物を使用し又は使用させないこと及び開発行為が完了次第すみやかに工事完了届を提出し、検査を受けることを誓約いたします。

記

- | | | | |
|---|-----------------------|---------------------|---|
| 1 | 開発許可番号 | 第 号一 | |
| 2 | 開発許可年月日 | 年 月 日 | |
| 3 | 申請地 | 市 丁目 一 | |
| 4 | 申請人住所氏名 | 市 丁目 一
(株) 代表取締役 | 印 |
| 5 | 施工者住所氏名
(開発工事の施行者) | 市 丁目 一
(株) 代表取締役 | 印 |
| 6 | 施工者住所氏名
(建築工事の施行者) | 市 丁目 一
(株) 代表取締役 | 印 |
| 7 | 設計者住所氏名
(開発工事の施行者) | 市 丁目 一
(株) 代表取締役 | 印 |
| 8 | 設計者住所氏名
(建築工事の施行者) | 市 丁目 一
(株) 代表取締役 | 印 |

建築物特例許可申請書

年 月 日	
福岡県知事 殿	
申請者 住所 氏名	
都市計画法第41条第2項ただし書の規定による建築の許可を申請します。	
1 開発行為許可年月日・番号	年 月 日 第 号 ー
2 定められた制限の内容	
3 建築物の用途	
4 建築物を建築しようとする土地の所在、地番	
5 許可を受ける具体的内容	
6 申請の理由	
※許可年月日・番号	年 月 日 第 号 ー
※受付処理欄	市町村受付
	県 受 付

注 ※印のある欄は記入しないこと。

予定建築物等以外の建築等許可申請書

		年	月	日
福岡県知事 殿				
申請者		住所		
		氏名		
都市計画法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物以外の 建築物 { の新築 への改築 への用途変更 } の許可を申請します。 特定工作物の新設				
1	開発行為許可年月日・番号	年	月	日・第 号 ー
2	予定建築物の用途			
3	土地の所在地番			
4	変更後の建築物の用途			
5	法第34条の該当号 (調整区域の場合)	号		
6	変更の理由			
※許可年月日・番号		年	月	日・第 号 ー
※ 受付 処理 欄	市町村受付 県 受 付			

注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
2 5 欄は変更後の建築物が法第34条第1号から第14号までのいずれかに該当する場合のみ記入すること。

申請者控

お願い
記入後、このA票を
控図書に添付して、
申請者で1部保管してく
ださい。

建築行為等許可申請書

都市計画法第43条第 1項の規定により

建築物の

新 築
改 築
用途変更

第一種特定工作物の新設

の許可を

申請します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所

氏名

TEL ()

1 申請に係る土地の所在・地目及び面積	所在地	
	地目	面積 m ²
2 申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途等（用途変更については変更後の用途）	用途	建築面積 m ²
	構造	延床面積 m ²
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 施行令第36条第 1項第 3号イからホまで（イの場合は法第34条第 1号から第10号まで）のいずれに該当するか及びその理由		
5 他法による許可、認可等を要する場合はその手続の状況		
6 自己用・自己外用の別	自己の居住の用・自己の事業の用・自己以外の用	

添 付 図 書
1 土地の登記事項証明書
2 建築行為等同意書
3 同意者の印鑑証明書
4 法第 3 4 条各号に該当することを証する図書
5 公図
6 位置図
7 附近見取図
8 配置図
(排水施設も明示すること)
9 求積図
10 建築物等の平面図
11 敷地縦横断面図
11 擁壁の断面図
12 知事が必要と認める図書

記入上の注意事項

- 1 太枠の中だけ記入してください。
- 2 建築物の用途は、次の要領で記入してください。
なお、用途については日本標準産業分類表(総務省統計局編集)中の 該当する小分類を記入してください。
ア 戸建住宅(専用住宅、分家住宅、既存集落内の自己用住宅、収用移転住宅の別)
イ 長屋住宅
ウ 共同住宅
エ 併用住宅(住宅以外の用途を明示)
オ 店舗(用途を明示)
カ 事務所(用途を明示)
キ 工場(用途を明示)
ク 倉庫(用途を明示)
ケ その他(用途を詳細に明示)
- 3 記入後、この票を控図書に添付して、申請者で一部保管してください。

市 町 村 控

建築行為等許可申請書

都市計画法第43条第 1項の規定により { 建築物の { 新 築 改 築 用途変更 } 第一種特定工作物の新設 } の許可を

申請します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

TEL ()

お願い
副申書記入後、この票
を控図書に添付して、
市町村で1部保管してく
ださい。

市 町 村 受 付

1 申請に係る土地の所在・地目及び面積	所在地	
	地目	面積 m ²
2 申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途等（用途変更については変更後の用途）	用途	建築面積 m ²
	構造	延床面積 m ²
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 施行令第36条第 1項第 3号イからホまで（イの場合は法第34条第 1号から第10号まで）のいずれに該当するか及びその理由		
5 他法による許可、認可等を要する場合はその手続の状況		
6 自己用・自己外用の別	自己の居住の用・自己の事業の用・自己以外の用	

添 付 図 書
☐ 土地の登記事項証明書
☐ 建築行為等同意書
☐ 同意者の印鑑証明書
☐ 法第 3 4 条各号に該当することを証する図書
☐ 公図
☐ 位置図
☐ 附近見取図
☐ 配置図 (排水施設も明示すること)
☐ 求積図
☐ 建築物等の平面図
☐ 敷地縦横断面図
☐ 擁壁の断面図
☐ 知事が必要と認める図書

調査副申書		年 月 日	附議 第 号議案 同意年月日
市町村長		印	
1 放流先水路	有り・無し		特記欄
2 災害の危険性	有り・無し		
3 計画道路の関係	支障あり・支障なし		
4 接続道路	() 道 幅員 () m		
5 防災区域等	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地危険崩壊区域・左記区域を含まず		
6 総合意見			

条件

起案	.	.	担当	係長	技術補佐	課長補佐	課長	公印	施行
決裁	.	.							
施行	.	.							

建築行為等許可申請書

例文番号	第 4 8 6 号
分類記号	Q-2-3
保存期間	3年
施行方法	直渡し・使送
発 信 者	知事・部長
あ て 先	申請者・市町村長

県 受 付

市 町 村 受 付

都市計画法第43条第 1項の規定により { 建築物の { 新 築
改 築
用途変更 } } の許可を
第一種特定工作物の新設

申請します。

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

TEL ()

1 申請に係る土地の所在・地目及び面積	所在地	
	地目	面積 m ²
2 申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途等（用途変更については変更後の用途）	用途	建築面積 m ²
	構造	延床面積 m ²
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 施行令第36条第 1項第 3号イからホまで（イの場合は法第34条第 1号から第10号まで）のいずれに該当するか及びその理由		
5 他法による許可、認可等を要する場合はその手続の状況		
6 自己用・自己外用の別	自己の居住の用・自己の事業の用・自己以外の用	

添 付 図 書

☐ 土地の登記事項証明書

☐ 建築行為等同意書

☐ 同意者の印鑑証明書

☐ 法第 3 4 条各号に該当することを証する図書

☐ 公図

☐ 位置図

☐ 附近見取図

☐ 配置図

(排水施設も明示すること)

☐ 求積図

☐ 建築物等の平面図

☐ 敷地縦横断面図

☐ 擁壁の断面図

☐ 知事が必要と認める図書

調査副申書

年 月 日

市町村長

印

1 放流先水路	有り・無し
2 災害の危険性	有り・無し
3 計画道路の関係	支障あり・支障なし
4 接続道路	() 道 幅員 () m
5 防災区域等	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地危険崩壊区域・左記区域を含まず
6 総合意見	

開発審査会

附議第 号議案

同意年月日

特記欄

条件

申請者名

第 年 月 日

第 号

建 築 行 為 等 同 意 書

年 月 日

福岡県知事 殿

土地所有者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

私が所有する下記の土地における建築行為等に同意します。

記

1 土地の概要

① 土地の地番

② 地目

③ 土地の面積

_____ 平方メートル

2 建築等の概要

① 建築許可申請者

住所 _____

氏名 _____

② 予定建築物等の用途

※土地所有者の押印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

申請者控

お願い
記入後、このA票を控
図書に添付して、申請者
で1部保管してくださ
い。

証 明 願		
年 月 日		
福岡県知事 殿		
申請者 住所 _____		
氏名 _____		
TEL () _____		
私が行う下記の 造 成 行為は都市計画法の規定に 基づく 開発許可 建築許可 の必要がないことを証明してください。		
施行場所		面積 m ²
造成の目的又は建築物の用途		
造成工事の概要	1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 非線引都市計画区域 4 準都市計画区域 5 上記以外	
建築物の構造	建築面積 延床面積	m ² m ²
その他		

- 添付図書
- 1 土地の登記事項証明書
 - 2 公図
 - 3 位置図
 - 4 附近見取図
 - 5 現況図
 - 6 土地利用計画平面図
 - 7 求積図
 - 8 建築物等の平面図
 - 9 現況写真
 - 10 知事が必要と認める図書

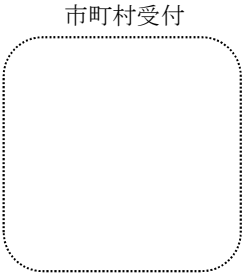
- 記入上の注意
- 1 太枠の中だけ記入してください。
 - 2 「造成の目的」「建築物の用途」は詳細に
記入してください。

市町村控

お願い

副申書記入後、このB票を控図書に添付して、市町村で1部保管してください。

証 明 願		
年 月 日		
福岡県知事 殿		
申請者 住所 _____		
氏名 _____		
TEL _____ () _____		
私が行う下記の 造成 行為は都市計画法の規定に 基づく 開発許可 建築許可 の必要がないことを証明してください。		
施行場所		面積 m ²
造成の目的又は建築物の用途		
造成工事の概要		1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 非線引都市計画区域 4 準都市計画区域 5 上記以外
建築物の構造		建築面積 m ² 延床面積 m ²
その他		



- 添付図書
- ☐ 土地の登記事項証明書
 - ☐ 公図
 - ☐ 位置図
 - ☐ 附近見取図
 - ☐ 現況図
 - ☐ 土地利用計画平面図
 - ☐ 求積図
 - ☐ 建築物等の平面図
 - ☐ 現況写真
 - ☐ 知事が必要と認める図書

調査副申書		特記欄
年 月 日		
市町村長	印	
1 接続道路	() 道 幅員 () m	
2 総合意見		

起案	・	・	担当	係長	技術補佐	課長補佐	課長	公印	施行
決裁	・	・							
施行	・	・							

例文番号	第 4 8 8 号
分類記号	Q-1-22
保存期間	3年
施行方法	直渡し
発 信 者	知事
あ て 先	申請者

証 明 願	
年 月 日	
福岡県知事 殿	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
TEL _____ () _____	
私が行う下記の 造成 行為は都市計画法の規定に 基づく 開発許可 建築許可 の必要がないことを証明してください。	
施行場所	面積 m ²
造成の目的又は建築物の用途	
造成工事の概要	1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 非線引都市計画区域 4 準都市計画区域 5 上記以外
建築物の構造	建築面積 m ² 延床面積 m ²
その他	

申請者名

県 受 付

市町村受付

第	年	月	日
号			

添付図書

- ☐ 土地の登記事項証明書
- ☐ 公図
- ☐ 位置図
- ☐ 附近見取図
- ☐ 現況図
- ☐ 土地利用計画平面図
- ☐ 求積図
- ☐ 建築物等の平面図
- ☐ 現況写真
- ☐ 知事が必要と認める図書

調査副申書		
年 月 日		
市町村長		
印		
1 接続道路	() 道	幅員 () m
2 総合意見		

特記欄

駐 車	資料等	その他
開発行為に該当せず		
都市計画法第29条		
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	

様式第27号

移転計画書

都市計画法第34条第8号の2に規定する、市街化調整区域のうち開発不適区域内に存する建築物等及びこれに代わるべき建築物等について、次のとおり申告します。なお、申告の内容に変更が生じた場合には、その理由を添えて直ちに変更内容を申告します。

年 月 日

申請者

		従前建築物等	代替建築物等
建築物等の概要	住 所		
	用 途		
	規 模		
	構 造		
建築物等の所有 権を有する者	住 所		
	氏 名		
工事予定時期	着手予定年月日	(除却) 年 月 日	(建築・建設) 年 月 日
	完了予定年月日	(除却) 年 月 日	(建築・建設) 年 月 日

【備考】
代替建築物等の「建築物等の所有権を有する者」の欄については、建築物等の所有権を有することとなる者の住所及び氏名を記載すること。

- 【注意】
- 1 従前建築物等の除却は代替建築物等の竣工後6か月以内に完了すること。
 - 2 除却工事後に提出する工事関係書類は、工事前後の写真及び次のいずれかの書類とする。
 - ・建築基準法第15条第1項に基づく建築物除却届（受付印があるもの）の写し
 - ・建設リサイクル法第10条に基づく届出書（受付印があるもの）の写し
 - ・解体工事に係る契約書の写し

(参考 様式例)

委 任 状

受任者

住所 _____

氏名 _____
(行政書士会登録番号 _____)

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

以下余白

年 月 日

委 任 者

住所 (〒 _____)

氏名 _____ 印

〔留意事項〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載すること。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載すること。
- 3 窓口での確認のため、行政書士は行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は補助者証）を、その他代理人にあつては、運転免許証、健康保険証、在留カード等を提示すること。
- 4 委任事項が一つの土地に関する一連の手続（開発許可であれば、申請書提出、許可書の受領、完了届提出など一切の手続）である場合は、当初の申請書に委任状の原本を添付すれば、代理人に変更がない限り、その後の手続は委任状の写しの提示のみで可とすること。

委 任 状

受任者

住所 _____

氏名 _____
(行政書士会登録番号 _____)

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

委任事項の記載例

・ 下記土地の都市計画法に基づく開発許可(建築許可、建築承認 etc.)申請に係る書類の提出、許可書等の受領に係る一切の権限

土地の表示 ○○市△△一丁目123-1ほか4筆

※申請書に記載された開発区域等の土地の表示と一致させること

年 月 日

委 任 者

住所 (〒 _____)

氏名 _____ (印)

〔留意事項〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載すること。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載すること。
- 3 窓口での確認のため、行政書士は行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は補助者証)を、その他代理人にあっては、運転免許証、健康保険証、在留カード等を提示すること。
- 4 委任事項が一つの土地に関する一連の手続(開発許可であれば、申請書提出、許可書の受領、完了届提出など一切の手続)である場合は、当初の申請書に委任状の原本を添付すれば、代理人に変更がない限り、その後の手続は委任状の写しの提示のみで可とすること。